

平成 24 年 度
(2 0 1 2 年度)

練馬区監査結果報告集

練馬区監査事務局

平成 24 年度監査結果報告集 目次

平成 24 年度監査の概要

1 監査委員	1
2 監査等実施状況	1
3 平成 24 年度練馬区監査基本計画	2

定期監査の監査結果

1 定期監査(1)	7
2 定期監査(2)	11
3 定期監査(3)	18
4 定期監査(4)	20
5 定期監査(5)	22
6 定期監査(6)	24
7 定期監査(7)	27
8 定期監査(8)	31
9 定期監査(9)	33
10 定期監査(10)	35

財政援助団体等監査の監査結果	39
----------------	----

例月出納検査結果	45
----------	----

決算等審査結果報告および財政健全化判断比率審査結果(概要)	47
-------------------------------	----

住民監査請求に係る監査結果

1 陸上自衛隊災害対処訓練に対する給与等差止め等措置請求 監査結果	55
--------------------------------------	----

2 練馬区立石神井台小学童クラブの備品の処分に関する措置請求

監査結果 87

行政監査結果

「行政財産の目的外使用および貸付けについて」 101

平成 24 年度監査の概要

1 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は、前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

平成24年度（平成25年3月31日現在）の監査委員および任期は、つぎのとおりである。

識見を有する者 藤田 尚（常勤・代表）
（平成21年10月21日～平成25年10月20日）

識見を有する者 矢崎 一郎
（平成23年10月19日～平成27年10月18日）

区議会議員 かしわざき 強
（平成24年6月22日～平成25年6月28日）

区議会議員 山田 哲丸
（平成24年6月22日～平成25年6月28日）

なお、平成25年9月30日現在における区議会議員の中から選任される監査委員および任期は、つぎのとおりである。

区議会議員 福沢 剛 （平成25年6月28日～在任中）

区議会議員 内田ひろのり（平成25年6月28日～在任中）

2 監査等実施状況

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項・第4項）

ア 対象

87課138施設、工事監査12か所

イ 監査結果

指摘事項 2件

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

ア 対象団体数 41団体

イ 監査結果

指摘事項 なし

(3) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

(4) 決算・基金運用状況審査（地方自治法第233条第2項、第241条第5項）

ア 決算 7件

イ 基金 2件

- (5) 財政健全化判断比率審査
(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項)
- (6) 住民監査請求に基づく監査(地方自治法第242条)
 - ア 陸上自衛隊災害対処訓練に対する給与等差止め等措置請求(棄却)
 - イ 練馬区立石神井台小学童クラブの備品の処分に関する措置請求
(受理後却下)
 - ウ 校舎整備完了検査関係費の支出に関する措置請求(却下)
 - エ 練馬区建築物の安全確認に関する措置請求(却下)住民監査請求については監査結果等決定日の属する年度で整理した。
- (7) 行政監査(地方自治法第199条第2項)
「行政財産の目的外使用および貸付けについて」

3 平成24年度練馬区監査基本計画

3ページ参照

平成 24 年 2 月 22 日
練馬区監査委員決定

平成 24 年度練馬区監査基本計画

1 基本的考え方

平成 24 年 1 月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直している。」とし、先行きについては、「欧州の政府債務危機が、金融システムに対する懸念につながっていることや金融資本市場に影響を及ぼしていること等により、海外景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクが存在する。また、電力供給の制約や原子力災害の影響、さらにはデフレの影響、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。」としている。

また、今般編成された練馬区の平成 24 年度一般会計予算案の規模は、2,275 億 6,384 万円となり前年度と比べて 2.1%、48 億 5,409 万円の減となった。中でも主要な一般財源である特別区財政調整交付金は昨今の厳しい経済状況を反映し、7 億 5,059 万円もの減収が見込まれ、一般財源は 8 億 3,032 万円、0.6% の減となり、今後は一層厳しい財政運営が予想される。

このような厳しい財政状況に加え、東日本大震災および原子力発電所事故の影響が未だ続く状況において、区では基本構想に掲げた「練馬区のめざす 10 年後の姿」の実現に向けて、長期計画に定めた施策・事業を着実かつ精力的に推進していくことが求められている。そのためには、現下の社会情勢や多様な区民ニーズを的確に把握し、事務事業の徹底的な見直しを行うとともに、一層効率的で効果的な事務執行に努めていく必要がある。

監査委員としては、このような状況を踏まえ、公正厳格かつ効果的な監査を実施し、区民目線での行財政運営のチェック機能としての役割を果たすことが強く期待されている。ついては、平成 24 年度の監査に当たっては、つぎの考え方に立って実施するものとする。

- (1) 長期計画および今後策定される後期実施計画に掲げた施策・事業の実施に向けて「選択と集中のさらなる徹底」を基本方針とした区政運営に努めるとともに、区民福祉の更なる向上を図る必要があることから、合規性はもとより、3E（経済性、効率性および有効性）の観点から引き続き事務事業および予算執行の十分な検証を行う。
- (2) 平成 22 年度行政監査結果を踏まえ、補助金に係る事業実績の確認や効果

の検証が適正に行われているかにも重点をおいて監査を行う。

- (3) 区立施設や区の事業について業務委託や指定管理者制度の適用が一層進められているところから、その業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているかについて監査を行う。
- (4) 事務事業および予算の執行における違法または不適正な事項等は指摘事項として監査結果報告書に記載し改善を求める。その後、指摘事項等の改善状況について所管部等から回答を求め、その内容を検証し、監査の実効性を高める。
- (5) 監査結果報告およびそれに基づいて措置を講じた旨の通知に係る内容を公表する。あわせてホームページなどを活用して監査結果等を区民に分かりやすく発信する。

2 実施方針

(1) 定期監査

ア 財務等監査（学校等監査を含む）

監査の実施に当たっては、予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が、法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続きが適正に行われているか、所管課等が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督を行っているかを主眼として実施する。

施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかについて留意し監査を行う。

イ 工事監査

技術面より工事の計画、設計、積算および施工について対象工事が適正に執行されているかについて監査する。

(2) 行政監査

長期計画、実施計画、各種監査の実施結果や事業の重要性等を踏まえ、時代の要請に即応した区の事務事業を取り上げて実施する。

実施に当たっては、当該事務事業が経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを主眼として、体系的かつ総合的に検証する。

(3) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体（補助団体）出資団体については、団体の事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達しているか、所管課等は指導監督を適切に行っているか、補助金等の条件の履行の確認を実績報告書等により適切に行っているか、財政援助団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認を行っているかを主眼として実施する。

イ 指定管理者については、その日常的な運営管理が協定内容どおりに行われ、事業報告内容が適正に検証されているか、モニタリング制度による運営状況の的確な把握と指導監督が行われているか、施設の安全確保等が適切に図られているか、指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認を行っているかを主眼として実施する。

(4) 例月出納検査

各会計の現金出納について、計数を確認するとともに、現金保管状況を検査する。併せて、資金の運用状況等財政収支の動態を把握する。

また、支出命令書等の検査を行う。

(5) 決算審査

決算書その他決算関係書類について計数を確認するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

(6) 基金運用状況審査

基金運用状況を示す書類について基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

(7) 健全化判断比率審査

財政の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の的確性やその算定が適切に行われているかを主眼として実施し、意見を付す。

3 執行上の留意点

監査の機能を十分に発揮するため、つぎの点に留意する。

(1) 監査の実施に当たっては、事業の内容、過去の監査結果を総合的に検討し、監査対象に即した予備調査や事前調査を行う。

(2) これまでの監査の結果や区立施設等の業務内容を踏まえ、実施計画に基づき、効率的、効果的な監査を実施する。

(3) 監査ごとに監査結果の分析、評価を的確に行うとともに、事務事業および予算の執行に問題点を発見した場合には、監査結果報告基準に基づき指摘、意見および要請を行い、措置状況を求めることで、監査をより実効性あるものとする。

4 監査結果等の報告、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

(1) 監査結果等は、速やかに区長および議長に報告を行う。

(2) 監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。

(3) 監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。

5 監査の日程

(1) 定期監査

ア 財務等監査（学校等監査を含む） 平成 24 年 4 月～平成 25 年 1 月

イ 工事監査 平成 24 年 5 月～平成 25 年 2 月

(2) 随時監査 必要に応じて随時

(3) 行政監査 平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月

(4) 財政援助団体等監査 平成 25 年 1 月～ 2 月

(5) 例月出納検査 毎月実施

(6) 決算審査（基金運用状況審査を含む） 平成 24 年 7 月～ 8 月

(7) 健全化判断比率審査 平成 24 年 7 月～ 8 月

(8) 住民監査請求による監査 請求の都度随時

(9) その他の監査 必要に応じて随時

定期監査の監査結果

平成 24 年度定期監査(1)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(1)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項および第 10 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、小泉純二前監査委員および田代孝海前監査委員が本監査の執行に関与し、かしわざき強監査委員および山田哲丸監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 4 月 18 日から同年 5 月 8 日までの間において実日数 8 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 23 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続が適正に行われているか、所管課等が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかについて留意し監査を実施した。

(3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託等や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内

容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われているか。

ウ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）および「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け練総総経第 1029 号別添）」が遵守されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア 〔企画部〕区立施設の委託化・民営化について

イ 〔総務部〕随意契約について

(4) 監査対象部課

ア 区長室

(ア) 広聴広報課

(イ) 秘書課

イ 企画部

(ア) 企画課

(イ) 経営改革担当課

(ウ) 財政課

ウ 危機管理室

(ア) 防災課

(イ) 震災対策担当課

(ウ) 安全・安心担当課

エ 総務部

(ア) 総務課

(イ) 国際・都市交流課

(ウ) 文書法務課

(エ) 情報公開課

(オ) 職員課

(カ) 人材育成課

(キ) 経理用地課

(ク) 人権・男女共同参画課

(ケ) 施設管理課

オ 会計管理室

カ 選挙管理委員会事務局

キ 監査事務局

2 監査の結果

適正に行われていた。

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

ア 区立施設委託化・民営化の取組について

区では、平成 16 年 3 月に「委託化・民営化方針」を定め、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、区が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、区が行っている事務事業の委託化または民営化を推進してきた。これを受け、平成 16 年度から 2 次にわたる「区立施設委託化・民営化実施計画」に基づき、平成 22 年度までに 236 施設（業務委託の拡大や、業務委託から指定管理者への移行などを含む。）を委託化してきたところである。

さらに、行政改革推進プラン（平成 23 年度～26 年度）においては、委託化（委託の拡大を含む。）・民営化実施施設数として 72 施設を掲げて取り組んでいる。

このような状況にあって、質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供していくために、これらの施設が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、区が定期的に指導監督していくことが重要である。そのためには、サービス提供が仕様書等に沿って実施されているか、モニタリングシステムにより検証することが有効である。なお、既にモニタリングシステムが導入されている指定管理者については、所管課による事業報告書の確認が不十分で、施設運営に生かされていない事例が見受けられる。モニタリングシステムの有効活用の観点から、事業報告書等の精査についても取り組まれない。

また、「委託化・民営化方針」では、「区の事務事業の民間開放により、雇用創出等、地域の活性化をめざす」としていたが、委託化・民営化状況をみると、区内事業者の受託が少なく、この点の取組が弱いと見受けられる。地域経済の活性化の観点からも、区内事業者の受託能力を高めるための計画的な支援についても積極的に取り組むことを期待する。

（企画部、総務部）

イ 適正な課長契約事務の確保について

区においては、平成 20 年度および 21 年度監査での指摘を受け、課長契約における分割発注等の再発防止取組方針を定め、平成 22 年 1 月の総務部長通知により周知徹底を図ってきたところである。

定期監査においても、この取組方針に基づき、各部署において契約事務の適正な執行とチェック体制の強化が図られているか、重点的に監査を行ってきた。しかしながら、不当な分割発注や事案決定前発注が行われている事例が今なお見受けられており、万全とは言い難い状況にある。

また、本年6月には、工事および支出関係書類の不適正処理で当該職員および当時の上司が懲戒処分を受けるなど、区民の信頼を損なう行為が発生した。

これらの不適正な事例をみると、契約実務研修や庶務担当課長会・係長会、あるいはグループウェアを通して適正な契約事務について指導や周知は行っているが、再発防止取組方針が徹底されていないと言わざるを得ない。

そこで、この取組方針が徹底されるよう、チェックシートを活用した確認を行うなどより実効性のある方策を検討されたい。また、課長契約事務におけるチェック体制の強化や職員へのコンプライアンス徹底についても改めて取り組まれたい。

さらに、簡易工事書を起案する場合、施設管理者からの工事依頼書を添付し、工事完了時には施設管理者からの工事完了確認書の提出を受けるなど、一連の事務手続きについても改善がなされることを期待する。

(総務部)

平成 24 年度定期監査(2) 監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(2)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項および第 10 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、小泉純二前監査委員および田代孝海前監査委員が本監査の執行に関与し、かしわざき強監査委員および山田哲丸監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 5 月 9 日から同年 6 月 20 日までの間において実日数 14 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 23 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続が適正に行われているか、所管課等が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかについて留意し監査を実施した。

(3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託等や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内

容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われているか。

ウ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）および「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け練総総経第 1029 号別添）」が遵守されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア 〔教育振興部〕教材費の管理について

イ 〔こども家庭部〕子育てスタート応援券について

(4) 監査対象部課等

ア 教育委員会事務局教育振興部

- (ア) 教育総務課
- (イ) 教育企画課
- (ウ) 学務課
- (エ) 施設給食課
- (オ) 教育指導課
- (カ) 総合教育センター
- (キ) 光が丘図書館

イ 教育委員会事務局こども家庭部

(ア) 子育て支援課（以下の施設を含む。）

・児童館 6 館

栄町、石神井、中村、南田中、関町、石神井台

・学童クラブ 26 か所

練馬第二小、豊玉南小、栄町児童館、石神井児童館、中村児童館、南田中児童館、富士見台小、関町児童館、石神井台児童館、石神井台小、大泉東小、上石神井、石神井台けやき、関町北、石神井小、石神井小第二、光が丘つくし、豊玉第二小、開進第二小、大泉東小第二、開進第三小、中村小、高松小、田柄第二小、富士見台小第二、関町小

(イ) 保育課（以下の施設を含む。）

・保育園 14 園

平和台、高野台、栄町、南大泉、練馬、石神井台、春日町第三、大泉学園、関町第三、石神井台第二、旭町第二、光が丘第二、光が丘第五、光が丘第十一

(ウ) 保育計画調整課

(エ) 青少年課

(オ) 練馬子ども家庭支援センター（以下の施設を含む。）

・光が丘子ども家庭支援センター(光が丘びよびよ)

2 監査の結果

適正に行われていた。

しかしながら、つぎの事項について改善するよう指摘する。

なお、委託業務の運営費の支出について不適切な事例が見られたので指導した。

簡易工事に係る事務手続の適正化について(指摘事項)

〔監査において確認した事実〕

区は、職員が平成24年3月、事実と異なる簡易工事書および支出命令書を作成し、工事請負費を不適正に支出処理したことについて、同年6月、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った旨を公表した。

当該簡易工事書および支出命令書は、書類上の必要要件を満たしており、同年3月には工事代金の支出手続が行われていた。しかしながら、事情聴取を含む書類監査および実地監査を行ったところ、当該簡易工事書に記載された工事の実態を確認することはできなかった。

なお、区が支出した金額483,000円については、同年6月8日付けで当該簡易工事書を起案した職員から、区に全額返納されていた。

〔改善を求める事項〕

契約事務の手引によると、予定価格50万円以下の工事(以下「簡易工事」という。)については、所管課長が区長の委任を受けて契約締結権者となり、自己の名と責任において契約締結を行うこととされている。そして、簡易工事および契約の意思決定は、簡易工事書を使用して行うこととされている。

今回、実態の確認できない工事について支出処理が行われたのは、簡易工事の発注から履行確認までの一連の事務手続が形骸化していたことに起因すると認められる。

については、日頃、多数の簡易工事について、工事発注、工事履行のための検査・立会い、支出命令等を行う部署として、不適正な事務処理が行われることのないよう、事務手続の改善に向けて早急に取り組みたい。(教育振興部)

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

ア 教材費の適切な管理について

本区教育委員会では、平成 21 年 1 月に都内区立学校での私費横領事件を契機として東京都教育委員会により行われた「会計事故防止に向けた区市町村の取組推進」についての依頼を受け、「練馬区立学校徴収金取扱い要綱（平成 21 年 3 月 31 日 20 練教学庶第 2927 号。以下「要綱」という。）」および「学校徴収金取扱いの手引き（平成 22 年 4 月。以下「手引」という。）」を策定した。

この要綱や手引を受けて、教材費をはじめとした学校徴収金については、教育活動のために保護者から信託を受け管理・執行する預り金であり、公金に準じた事案の決定、契約および会計処理が行われなければならないこととされた。

教育委員会および学校では、要綱や手引に基づいた学校徴収金の適正かつ効率的な運用と会計事故の防止に取り組んできていることが認められる。しかしながら、定期監査においては、領収書の添付漏れや会計帳簿への記帳漏れなど、教材費の管理の一部に適切さを欠く事例が見受けられているところである。

会計事務を適正に処理するには、定期的かつ複数の人間による書類の点検が重要である。手引においては、定期的な点検が徴収金事務の管理執行の要の一つとされている。要綱第 8 条では、徴収金の収納および管理における校長および徴収金に携わる全ての教職員の遵守すべき事項が規定されている。

については、教材費の管理に関与する者が、要綱や手引に基づいた各々の役割および職責を自覚して当該事務に取り組まれるよう、指導監督を押し進められたい。加えて、手引については策定してから 2 年が経過していることから、教育委員会および学校が一体となって、より適切な管理のあり方についての検討が図られることを期待する。（教育振興部）

イ 子育てスタート応援券事業の充実について

子育てスタート応援券は、区の「育児支援ヘルパー事業」（産後の体調不良などで家事援助を必要とする方にホームヘルパーを派遣する。）および「ファミリーサポート事業」（地域の中で区民が相互に育児を支えあうもので、一時保育を希望する保護者に区ファミリーサポートセンターを通して住所地の近くや条件にあった援助会員を紹介する。）の周知ならびに普及促進を図る目的で平成 20 年 7 月から開始した事業である。出生や転入により 0 歳の児童が加わった区在住の世帯には、育児支援ヘルパー事業およびファミリーサポート事業を無料で利用できる家事応援券および育児応援券（計 8 枚）が配布されている。

子育てスタート応援券については、家事応援券と育児応援券とを共通券化するなどして、利用促進の改善を図ってきている。本事業は、子育て家庭の不安や負担感を和らげ、地域と連携して社会全体で子どもと子育て家庭を支える意味において、一定の役割を果たしているものの、平成23年度の利用率は両事業合わせて36.7%（事業の登録件数を応援券の配布世帯数で除した割合）に留まっている。

については、本事業の対象者や利用者に対するアンケートや区民意識意向調査制度を活用するなどして区民ニーズの把握に努め、子育てスタート応援券事業の充実が図られることを期待する。（こども家庭部）

平成 24 年度定期監査(2)の監査結果に基づき講じた措置

平成 24 年度定期監査(2)の結果に基づき講じた措置について、練馬区教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、つぎのとおり公表する。

記

1 指摘の内容

簡易工事に係る事務手続の適正化について

〔監査において確認した事実〕

区は、職員が平成 24 年 3 月、事実と異なる簡易工事書および支出命令書を作成し、工事請負費を不適正に支出処理したことについて、同年 6 月、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った旨を公表した。

当該簡易工事書および支出命令書は、書類上の必要要件を満たしており、同年 3 月には工事代金の支出手続が行われていた。しかしながら、事情聴取を含む書類監査および実地監査を行ったところ、当該簡易工事書に記載された工事の実態を確認することはできなかった。

なお、区が支出した金額 483,000 円については、同年 6 月 8 日付けで当該簡易工事書を起案した職員から、区に全額返納されていた。

〔改善を求める事項〕

契約事務の手引によると、予定価格 50 万円以下の工事(以下「簡易工事」という。)については、所管課長が区長の委任を受けて契約締結権者となり、自己の名と責任において契約締結を行うこととされている。そして、簡易工事および契約の意思決定は、簡易工事書を使用して行うこととされている。

今回、実態の確認できない工事について支出処理が行われたのは、簡易工事の発注から履行確認までの一連の事務手続が形骸化していたことに起因すると認められる。

については、日頃、多数の簡易工事について、工事発注、工事履行のための検査・立会い、支出命令等を行う部署として、不適正な事務処理が行われることのないよう、事務手続の改善に向けて早急に取り組みたい。

2 講じた措置

簡易工事に係る事務手続の適正化を図るため、つぎの対応をとることとし、平成 24 年 6 月から実施した。このことについては、課内職員および学校・幼稚園に周知を図った。

- (1) 工事を必要とする学校長（幼稚園長）から、工事前に教育委員会事務局あて学校施設補修工事依頼書（学校長または幼稚園長の公印付）の提出を受けることにより、当該工事が学校（幼稚園）の依頼による工事であることを確認できることとした。
- (2) 工事施工前、施工中および施工後の工事写真について簡易工事書への添付を徹底し、工事の施工状況を確認できることとした。
- (3) 工事が完了した際には、学校長（幼稚園長）から教育委員会事務局あて学校施設補修工事完了確認書（学校長または幼稚園長の公印付）の提出を受けることにより、工事の完了を確認できることとした。
- (4) 簡易工事の検査員、立会人および支出命令権者は、(1)から(3)までの学校施設補修工事依頼書、工事写真および学校施設補修工事完了確認書により、書面においても工事内容を確認できることとした。

今後、本件対応を実施することで、簡易工事の発注から履行確認までの一連の事務手続が形骸化していると指摘された点を改めるとともに、不適切な事務処理の再発防止を図り、適切な事務処理の執行に努めていく。

平成 24 年度定期監査(3)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(3)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 5 月 18 日から同年 7 月 10 日までの間において実日数 4 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 23 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 設計図書を作成および関係官庁との協議等が適切に行われているか。

ウ 現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 施工は図面、特記・標準仕様書等に基づき適切に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 交通安全施設整備(歩道改良)工事(その 1)

[練馬区中村二丁目・中村北二丁目地内]

イ 街路築造および整地工事(23 区画整理その 1)

[練馬区土支田二丁目・三丁目地内]

ウ 街路築造および電線共同溝整備工事(23 区画整理その 2)

[練馬区土支田二丁目・三丁目地内]

エ 練馬区立高松大門公園整備工事

[練馬区高松六丁目 30 番地内]

(5) 監査対象部課

環境まちづくり事業本部土木部

計画課、道路公園課、土支田中央区画整理課、土支田中央区画整理工事

担当課

- 2 監査の結果
適正に行われていた。

平成 24 年度定期監査(4)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(4)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 7 月 31 日から同年 9 月 6 日までの間において実日数 4 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 24 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 学校・夏休み工事の中で、設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続きは、遵守されているか。

ウ 学校児童・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿っての施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は、適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 練馬区立石神井小学校屋上防水・外壁およびトイレ改修工事

練馬区立石神井小学校屋上防水・外壁およびトイレ改修その他機械設備工事

練馬区立石神井小学校屋上防水・外壁およびトイレ改修その他電気設備工事

[練馬区石神井台一丁目 1 番 25 号]

イ 練馬区立石神井南中学校屋上防水・外壁およびトイレ改修工事

練馬区立石神井南中学校屋上防水・外壁およびトイレ改修機械設備工事

練馬区立石神井南中学校屋上防水・外壁およびトイレ改修電気設備工
事

[練馬区下石神井二丁目7番23号]

- (5) 監査対象部課
 - 総務部施設管理課
 - 教育委員会事務局教育振興部施設給食課

- 2 監査の結果
適正に行われていた。

平成 24 年度定期監査(5)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(5)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 8 月 21 日から同月 31 日までの間において実日数 8 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 23 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続が適正に行われているか、所管課等が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかについて留意し監査を実施した。

(3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託等や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われているか。

ウ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取

等)および「課長契約(工事)における分割発注等の再発防止取組方針(平成22年1月27日付け練総総経第1029号別添)」が遵守されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア〔福祉部〕高齢者見守り訪問事業について

イ〔健康部〕こんにちは赤ちゃん事業について

(4) 監査対象部課

ア 企画部情報政策課

イ 健康福祉事業本部福祉部

(ア) 経営課(以下の施設を含む。)

・厚生文化会館

(イ) 高齢社会対策課(以下の施設を含む。)

・敬老館2館

石神井、中村

(ウ) 介護保険課

(エ) 障害者施策推進課

(オ) 障害者サービス調整担当課(以下の施設を含む。)

・心身障害者福祉センター

(カ) 練馬総合福祉事務所

(キ) 光が丘総合福祉事務所

(ク) 大泉総合福祉事務所

ウ 健康福祉事業本部健康部(練馬区保健所)

(ア) 健康推進課

(イ) 生活衛生課

(ウ) 保健予防課

(エ) 光が丘保健相談所

エ 健康福祉事業本部地域医療担当部

(ア) 地域医療課

(イ) 地域医療企画調整課

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、いきがいデイサービス事業における収納事務について不適切な事例が見られたので指導した。

平成 24 年度定期監査(6)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(6)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、かしわざき強監査委員および山田哲丸監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、政務調査費の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 10 月 15 日から同年 11 月 7 日までの間において実日数 15 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 23 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続が適正に行われているか、所管課等が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかについて留意し監査を実施した。

(3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託等や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内

容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われているか。

ウ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）および「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け練総総経第 1029 号別添）」が遵守されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア 〔産業経済部〕中小企業経営者・後継者の育成支援について

イ 〔地域文化部〕地域情報閲覧用パソコンの活用について

(4) 監査対象部課

ア 区民生活事業本部区民部

(ア) 経営課

(イ) 戸籍住民課（以下の施設を含む。）

・区民事務所 4 か所

練馬、光が丘、石神井、大泉

・出張所 13 か所

桜台、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、谷原、関、上石神井、大泉西、大泉北

(ウ) 区民サービス担当課

(エ) 税務課

(オ) 収納課

(カ) 国保年金課

イ 区民生活事業本部産業経済部

(ア) 経済課

(イ) 都市農業課

(ウ) 商工観光課

ウ 区民生活事業本部地域文化部

(ア) 地域振興課（以下の施設を含む。）

・地区区民館 5 館

北町、北大泉、立野、南大泉、旭町北

・地域集会所 13 か所

上石神井、南田中、谷原、大泉北、旭町、田柄、南大泉、上石神井区民、土支田中央、東大泉中央、早宮、桜台、春日町

・学童クラブ 2 か所

北大泉地区区民館、立野地区区民館

(イ) 文化・生涯学習課（以下の施設を含む。）

・生涯学習センター、石神井公園ふるさと文化館

(ウ) スポーツ振興課（以下の施設を含む。）

・総合体育館

エ 農業委員会事務局

オ 石神井庁舎内各課（区民部を除く。）

(ア) 総務部総務課

(イ) 福祉部石神井総合福祉事務所

カ 議会事務局

2 監査の結果

適正に行われていた。

平成 24 年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(7)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 11 月 12 日から同月 26 日までの間において実日数 8 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 23 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続が適正に行われているかを主眼として実施した。

(3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、学校施設管理の手引きに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないか、学用品・学校給食費等の援助が適正に行われているか、情報管理が徹底されているかを主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 「練馬区立学校事案決定規程(平成 17 年 3 月練馬区教訓令第 1 号)」、「練馬区立学校文書管理規程(平成 11 年 3 月練馬区教訓令第 1 号)」に基づき、適正な事務処理が行われているか。

イ 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

ウ 「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、学校給食費、教材費、修学旅行等校外学習費等が適正に事務処理されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 教育委員会

・小学校 18 校 豊玉、豊玉南、中村、南町、練馬第二、練馬東、向山、

旭町、光が丘四季の香、光が丘春の風、光が丘夏の雲、
光が丘秋の陽、光が丘第八、石神井台、北原、関町、
大泉、大泉第四

- ・ 中学校 9校 旭丘、開進第二、練馬、光が丘第四、石神井、
石神井南、大泉、大泉学園、関
 - ・ 小中一貫教育校 大泉桜学園
 - ・ 幼稚園 1園 光が丘わかば
- イ 教育委員会事務局こども家庭部
- ・ 小学校内学童クラブ 8か所
豊玉小、中村小、練馬第二小、練馬東小、旭町小、
光が丘第八小、北原小、大泉小

2 監査の結果

適正に行われていた。

しかしながら、つぎの事項について改善するよう指摘する。

なお、簡易工事の事務手続について不適切な事例があったので指導した。

災害共済給付事務における不適正な事務処理について（指摘事項）

〔監査において確認した事実〕

石神井中学校において、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「日本スポーツ振興センター」という。）からの災害共済給付金（以下「給付金」という。）を管理すべき学校長名義の普通預金口座について、平成21年6月2日以降、約3年間にわたり入出金記録が確認できなかった。

日本スポーツ振興センターの給付金支払請求に必要な「医療等の状況」等の書類が、同校に保管されたまま請求事務が滞っており、この間の給付金事務処理が適正に行われていなかったことを確認した。

〔改善を求める事項〕

給付金の支払の請求は、学校の管理下における児童生徒の負傷等が発生したのち、必要な書類（災害報告書、医療等の状況等）を学校が教育委員会に提出する必要があるが、給付金は日本スポーツ振興センターから教育委員会を経由して学校に振り込まれることとされている。給付金は、学校長の口座を経由して保護者に支払われることから、公金や学校徴収金に準じた事務処理がされるべき学校事務である。

については、学校の管理下における生徒の負傷等が発生した場合には、給付金の請求から支払までの手続が適正に行われるよう、改善策を講じられたい。（石神井中学校）

また、日本スポーツ振興センターへの災害共済給付事務が適正に行われるよう、学校への指導を徹底されたい。（教育振興部）

平成 24 年度定期監査(7)の監査結果に基づき講じた措置

平成 24 年度定期監査(7)の結果に基づき講じた措置について、練馬区教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、つぎのとおり公表する。

記

1 指摘の内容

災害共済給付事務における不適正な事務処理について(指摘事項)

〔監査において確認した事実〕

石神井中学校において、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「日本スポーツ振興センター」という。)からの災害共済給付金(以下「給付金」という。)を管理すべき学校長名義の普通預金口座について、平成 21 年 6 月 2 日以降、約 3 年間にわたり入出金記録が確認できなかった。

日本スポーツ振興センターの給付金支払請求に必要な「医療等の状況」等の書類が、同校に保管されたまま請求事務が滞っており、この間の給付金事務処理が適正に行われていなかったことを確認した。

〔改善を求める事項〕

給付金の支払の請求は、学校の管理下における児童生徒の負傷等が発生したのち、必要な書類(災害報告書、医療等の状況等)を学校が教育委員会に提出する必要があるが、給付金は日本スポーツ振興センターから教育委員会を経由して学校に振り込まれることとされている。給付金は、学校長の口座を経由して保護者に支払われることから、公金や学校徴収金に準じた事務処理がされるべき学校事務である。

については、学校の管理下における生徒の負傷等が発生した場合には、給付金の請求から支払までの手続が適正に行われるよう、改善策を講じられたい。

(石神井中学校)

また、日本スポーツ振興センターへの災害共済給付事務が適正に行われるよう、学校への指導を徹底されたい。(教育振興部)

2 講じた措置

監査での指摘事項を受け、下記のとおり事務処理の改善を図っていく。

(石神井中学校)

(1) 養護教諭は、学校管理下で発生した怪我・疾病による保健室の来室・処

置等の記録について、「保健日誌」(学校教育法施行規則により学校において備えておかなければならない表簿の1つ)に記載する。

学校管理職は、「保健日誌」により学校管理下で発生した怪我・疾病について認識し、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象の有無について、下記(2)の進行管理表で確認する。

生徒が学校管理下で怪我・疾病を発症し、保健室に来室せず、また担任等にも申し出ず下校し、その後、医療機関で受診したことを保護者から報告を受けた場合についても、養護教諭は報告を受けた日の「保健日誌」に、その旨を記載する。

(2) 養護教諭は、学校管理下で発生した怪我・疾病が日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる場合、進行管理表に記載し、災害発生から保護者への支給日までの管理を行う。

(3) 日本スポーツ振興センターから受給の決定がされた後、教育委員会から振込通知および医療費振込通知書が学校へ送付される。

養護教諭は、給付金が学校の口座へ入金された際と保護者へ給付金を支給した際、現金出納簿を記載する。併せて、進行管理表における保護者への未払い分と、現金出納簿および通帳の残高が一致していることを確認する。

学校管理職は、毎月現金出納簿を閉めた後、進行管理表、保健日誌、現金出納簿および通帳を確認する。

以上、上記(1)~(3)を遵守することにより、学校管理職および養護教諭が一体となって災害給付金事務の適正な事務処理の執行に努めていく。

(教育振興部)

平成25年5月28日付の「平成24年度定期監査(7)監査結果報告書」を受け、平成25年6月6日開催の合同校長会において、災害共済給付事務については遅滞なく給付金の請求・支払いを行うこと、その事務処理に当たっては公金や学校徴収金に準じた事務処理を行い、定期的に校長または副校長が事務執行の確認を行うことを指導するとともに、職員への周知を依頼した。

また、今後、災害給付金事務の不適切な事務執行の再発防止のための対応策について、各小中学校で実施できる方法があるか、検討を行っていく。

平成 24 年度定期監査(8)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(8)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、かしわざき強前監査委員および山田哲丸前監査委員が本監査の執行に関与し、福沢剛監査委員および内田ひろのり監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 12 月 4 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間において実日数 6 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 24 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続きの遵守および関係官庁との協議等が適切に行われているか。

ウ 周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿っての施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 道路整備工事(江古田 7 号線)

イ 街路築造および整地工事(24 区画整理その 1)

ウ 街路築造および防火水槽設置工事(24 区画整理その 2)

エ 練馬区立はるさん公園整備工事

オ 街路整備工事(24 区画整理その 4)

(5) 監査対象部課

環境まちづくり事業本部都市整備部東部地域まちづくり課
環境まちづくり事業本部土木部道路公園課、計画課、
土支田中央区画整理課、土支田中央区画整理工事担当課

2 監査の結果

適正に行われていた。

平成 24 年度定期監査(9)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(9)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 12 月 7 日から平成 25 年 2 月 6 日までの間において実日数 4 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 24 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続きは、遵守されているか。

ウ 周辺住民の安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿っての施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督(監理)は、適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 練馬区立谷原小学校校舎等改築工事

練馬区立谷原小学校校舎等改築機械設備工事

練馬区立谷原小学校校舎等改築電気設備工事

練馬区立谷原小学校校舎等改築工事監理等業務委託

[練馬区谷原二丁目 9 番 26 号]

イ 練馬区立向山庭園改築工事

練馬区立向山庭園改築機械設備工事

練馬区立向山庭園改築電気設備工事

練馬区立向山庭園改築工事監理等業務委託
練馬区立向山庭園第二期改修工事

[練馬区向山三丁目1番21号]

(5) 監査対象部課

総務部施設管理課

区民生活事業本部地域文化部地域振興課

環境まちづくり事業本部土木部計画課

教育委員会事務局教育振興部施設給食課

2 監査の結果

適正に行われていた。

平成 24 年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(10)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 12 月 18 日から平成 25 年 1 月 11 日までの間において実日数 10 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 23 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続が適正に行われているか、所管課等が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかについて留意し監査を実施した。

(3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託等や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われているか。

ウ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）および「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け練総総経第 1029 号別添）」が遵守されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア〔環境部〕みどりの街並みづくり助成事業について

イ〔都市整備部〕ねりまマンション“未来塾”セミナー事業について

ウ〔土木部〕公園遊具の安全管理について

(4) 監査対象部課

ア 総務部

(ア) 技術監理調整課

イ 環境まちづくり事業本部環境部

(ア) 経営課

(イ) 環境課

(ウ) みどり推進課（以下の施設を含む。）

・花とみどりの相談所、牧野記念庭園

(エ) 清掃リサイクル課（以下の施設を含む。）

・資源循環センター

(オ) 練馬清掃事務所

(カ) 石神井清掃事務所（以下の施設を含む。）

・谷原清掃事業所

ウ 環境まちづくり事業本部都市整備部

(ア) 都市計画課

(イ) 交通企画課

(ウ) まちづくり推進調整課

(エ) 東部地域まちづくり課

(オ) 西部地域まちづくり課

(カ) 大江戸線延伸推進課

(キ) 住宅課

(ク) 開発調整課

(ケ) 建築課

(コ) 建築審査課

エ 環境まちづくり事業本部土木部

(ア) 管理課

(イ) 道路公園課（以下の施設を含む。）

・東部土木出張所、北町材料置場

・西部公園管理事務所、立野公園

- (ウ) 計画課
- (エ) 特定道路課
- (オ) 土支田中央区画整理課
- (カ) 土支田中央区画整理工事担当課
- (キ) 交通安全課

- 2 監査の結果
適正に行われていた。

財政援助団体等監査の監査結果

平成 24 年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定により、平成 24 年度財政援助団体等監査を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、矢崎一郎監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、一般社団法人練馬区観光協会、一般社団法人ねりまファミリーパーク、練馬区商店街連合会および練馬区商店街振興組合連合会の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 12 月 14 日から平成 25 年 2 月 13 日までの間において実日数 13 日間

(2) 監査の方針と視点

平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、以下の方針により実施した。
ア 財政援助団体(補助団体) 出資団体については、団体の事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達しているか、所管課等は指導監督を適切に行っているか、補助金等の条件の履行の確認を実績報告書等により適切に行っているか、財政援助団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認を行っているかを主眼として実施した。

イ 指定管理者については、その日常的な運営管理が協定内容どおりに行われ、事業報告内容が適正に検証されているか、モニタリング制度による運営状況の的確な把握と指導監督が行われているか、施設の安全確保等が適切に図られているか、指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合の資格確認を行っているかを主眼として実施した。

なお、この監査の実施に当たっては、平成 22 年度行政監査「補助金の交付事務について」の監査結果およびこれまでの定期監査結果を踏まえるとともに、つぎの諸事項に留意した。

(ア) 財政援助団体(補助団体)

【団体関係】

ア) 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

- リ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- イ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ロ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
- キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。
- ク) 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。

【所管課関係】

- ア) 補助金交付要綱は整備・確認されているか。
- イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。
- ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- エ) 補助金等の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- オ) 補助金等の効果は確認されているか。
- カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ) 実績報告書等の点検は適切になされているか。
- ク) 補助金等交付団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

(イ) 出資団体

【団体関係】

- ア) 定款ならびに経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ウ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ) 会計経理および財産管理は適切か。
- カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

【所管課関係】

- ア) 出資目的および出資金額等は妥当か。
- イ) 出資金等の支出手続は適正か。
- ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

(ウ) 指定管理者

【団体関係】

- ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
- エ) 事業報告書は適正に作成されているか。
(管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)
- オ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- キ) 利用促進のための努力はなされているか。
- ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮して適切に行われているか。
- ケ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。
- コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適正になされているか。
- サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。
- シ) モニタリング制度による報告は適切になされているか。

【所管課関係】

- ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。
- カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- キ) 施設管理運営のノウハウを区側も共有する仕組みを構築しているか。
- ク) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

(3) 監査対象団体

別表「平成 24 年度財政援助団体等監査実施団体」のとおり

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、つぎの2点について指導した。

- (1) 補助金に係る算定方法の確認について不十分な事例が見られた。
- (2) 補助金に係る収支状況の確認について不十分な事例が見られた。

平成 24 年度財政援助団体等監査実施団体 公は公の施設の指定管理者 別表

実施日	団体名（施設名）
12月14日 （金）	〔武石少年自然の家（ベルデ武石）〕 公 財団法人上田市地域振興事業団 《指定管理者管理業務費》 番所ヶ原スキー場整備負担金が別途有

実施日	団体名（施設名）	団体名（施設名）
1月17日 （木）	〔練馬区職員互助会〕 【補助金】	〔社会福祉法人練馬区社会福祉事業団〕 【出捐金】
	〔農業体験農園費補助金〕 書類審査 【管理運営費補助金】 【施設整備費補助金】	〔公益財団法人練馬区文化振興協会〕 【人件費補助金】 【運営費補助金】 【事業費補助金】 【出捐金】
1月18日 （金）	〔公益財団法人練馬区環境まちづくり公社〕 【補助金】 【出捐金】	/
1月21日 （月）	〔ひまわりキッズルーム大泉〕 サンフラワー・A株式会社 【運営費補助金（認証保育所経費）】	/
	〔こぐれの杜〕 社会福祉法人東京雄心会 【民設特別養護老人ホーム施設整備費補助金】	〔みさよはうす土支田〕 社会福祉法人シルヴァーウイング 【民設特別養護老人ホーム施設整備費補助金】
1月22日 （火）	〔練馬文化センター〕 公 共立・日東共同事業体 《指定管理者管理業務費》	〔大泉学園ホール〕 公 共立・日東共同事業体 《指定管理者管理業務費》
	〔cradle（くれいでる）〕 X 【運営費補助金（認証保育所経費）】	〔ソラスト中村橋〕 株式会社ソラスト 【運営費補助金（認証保育所経費）】
1月23日 （水）	〔ワークショップ・ブルーベリー〕 特定非営利活動法人共生ネットワーク 【日中活動サービス推進事業運営費等補助金】	〔練馬区商店街連合会〕 【練馬区商店街連合会補助金】 【活力ある商店街づくり補助金】 〔練馬区商店街振興組合連合会〕 【商店街振興組合補助金】 【プレミアム付区内共通商品券販売補助金】
1月25日 （金）	〔光が丘区民ホール〕 公 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団 《指定管理者管理業務費》	〔光が丘デイサービスセンター〕 公 〔光が丘高齢者センター〕 公 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団 《指定管理者管理業務費》
	〔一般社団法人ねりまファミリーパック〕 【人件費補助金】 【運営費補助金】 【出捐金】	/

実施日	団体名（施設名）	団体名（施設名）
1月28日 （月）	〔ほっとすべーす関町〕 特定非営利活動法人ほっとすべーす 【日中活動系サービス推進事業運営費等補助金】	
	〔ライフサポートゆらりん東大泉保育園〕 ライフサポート株式会社 【運営費補助金（認証保育所経費）】	〔ビーフェアこども愛々保育園南大泉〕 ビーフェア株式会社 【運営費補助金（認証保育所経費）】
1月29日 （火）	〔大泉ケアハウス〕 公 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団 《指定管理者管理業務費》	〔自転車駐車場〕 公 光が丘自転車駐車場他 〔ねりまタウンサイクル〕 公 練馬春日町タウンサイクル 《利用料金制》
	〔共同保育所ごたごた荘〕 特定非営利活動法人ごたごた荘 【運営費補助金（認証保育所経費）】	〔一般社団法人練馬区医師会〕 【練馬区地域医療推進事業補助金】 【訪問看護ステーション事業運営費補助金】 【磁気共鳴画像診断装置設置補助金】
1月30日 （水）	〔光が丘福祉園〕 公 社会福祉法人武蔵野会 《指定管理者管理業務費》	〔南田中図書館〕 公 株式会社図書館流通センター 《指定管理者管理業務費》
1月31日 （木）	〔勤労福祉会館〕 公 特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構 《指定管理者管理業務費》	〔区営住宅〕 公 東京都住宅供給公社 《利用料金制》
2月13日 （水）	〔自治会活動推進補助事業経費〕 書類監査 【自治活動推進協力費補助金】	〔相談情報ひろば事業補助金〕 書類監査 【補助金】
	〔一般社団法人練馬区観光協会〕 【補助金】	〔公益社団法人練馬区シルバー人材センター〕 【人件費補助金】 【運営費補助金】 【高齢者就業・社会支援事業補助金】
	〔大泉福祉作業所〕 公 〔大泉つつじ荘〕 公 社会福祉法人同愛会東京事業本部 《指定管理者管理業務費》	

公認会計士による事前調査

実施日	団体名（施設名）
1月16日 （水）	〔ライフサポートゆらりん東大泉保育園〕 ライフサポート株式会社 【補助金】
1月17日 （木）	〔一般社団法人ねりまファミリーパック〕 【補助金】 【出捐金】
1月30日 （水）	〔公益社団法人練馬区シルバー人材センター〕 【補助金】
1月31日 （木）	〔大泉福祉作業所〕 公 〔大泉つつじ荘〕 公 社会福祉法人同愛会東京事業本部 《指定管理者管理業務費》

例月出納検査結果

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、例月現金出納検査をつぎのとおり実施した。

1 検査年月日

- (1) 平成 24 年 5 月 25 日 (平成 24 年 4 月分)
- (2) 平成 24 年 6 月 26 日 (平成 24 年 5 月分)
- (3) 平成 24 年 7 月 25 日 (平成 24 年 6 月分)
- (4) 平成 24 年 8 月 22 日 (平成 24 年 7 月分)
- (5) 平成 24 年 9 月 21 日 (平成 24 年 8 月分)
- (6) 平成 24 年 10 月 26 日 (平成 24 年 9 月分)
- (7) 平成 24 年 11 月 20 日 (平成 24 年 10 月分)
- (8) 平成 24 年 12 月 25 日 (平成 24 年 11 月分)
- (9) 平成 25 年 1 月 24 日 (平成 24 年 12 月分)
- (10) 平成 25 年 2 月 26 日 (平成 25 年 1 月分)
- (11) 平成 25 年 3 月 22 日 (平成 25 年 2 月分)
- (12) 平成 25 年 4 月 26 日 (平成 25 年 3 月分)

2 検査対象

- (1) 練馬区一般会計
- (2) 練馬区特別会計
- (3) 練馬区基金
- (4) 歳入歳出外現金

3 検査内容

現金、預金、一時借入金等の出納保管状況

4 検査結果

本検査においては、会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金通帳等と照合した結果、例月出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

決算等審査結果報告および
財政健全化判断比率審査結果(概要)

平成23年度決算等審査結果報告および
財政健全化判断比率審査結果報告(概要)

1 練馬区各会計歳入歳出決算および練馬区基金運用状況の審査結果について

(1) 審査結果

- ア 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。
- イ 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合した結果、いずれも誤りのないものと認められた。
- ウ 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、適正と認められた。
- エ 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、適正と認められた。

(2) 総括意見

【予算執行と行政水準の確保・向上】

平成23年度予算は、「未来の練馬を区民とともにはぐくむ」視点から「ねりま未来プロジェクト」を掲げた基本構想の実現を目指し、新たな区政経営への取組を一層推進するとともに、長期計画に掲げた施策、事業を着実に進めることにより区民福祉の更なる向上を図るため、前年度に引き続き「選択と集中」を基本方針として、つぎの点に留意し編成された。

ア 長期計画に掲げた施策事業を着実に推進する予算となるよう、事業手法等を含め十分に検討を行うこととする。

イ 職員一人ひとりが限りある財源を最大限に活用するという視点を持ち、事業の有効性・有用性を徹底的に検証し、事業の廃止を含めた見直しを行うこととする。

ウ 事業実施に必要な財源については、既存の特定財源のみにとらわれることなく情報収集に努め、様々な観点から財源確保に努めることとする。

平成23年度予算に基づき執行された主な事業の実績はつぎのとおりである。「子ども分野」では、保育所待機児童の解消、病児保育事業の開始、小中一貫・連携教育の推進などに取り組んだ。「健康と福祉分野」では、予防接種事業の拡大、高齢者福祉施設等助成事業、(仮称)こども発達支援センターの整備などに取り組んだ。「区民生活と産業分野」では、プレミアム付区内共通商品券発行への補助等の経済対策や、アニメ産業振興、都市型農業の経営支援などに取り組んだ。「環境とまちづくり分野」では、公園新設改修や小型家電回収・廃食用油資源化事業、都市型水害対策事業

などに取り組んだ。「行政運営分野」では、学校跡施設活用計画の推進などに取り組んだ。

それぞれの事務事業は、予算編成の基本方針に沿い、計画的・効率的に執行され、区民サービスの一層の充実が図られたものと評価できる。

なお、東日本大震災に係る主な事業としては、コールセンターの設置や乳児への飲料水の提供のほか、被災地および避難者への支援、被災地への震災見舞金の支出、節電対策、区立施設等補修工事などに取り組んだ。

今後とも持続可能な財政運営を堅持するとともに、限りある資源をより効果的に配分し、職員一人ひとりが高いコスト意識を持つことにより、区民本位の効率的で質の高い区政経営に努め、区民福祉の一層の向上に取り組まれない。

【財政の状況】

平成23年度の練馬区普通会計決算は、歳入2,249億5,997万円、歳出2,200億5,352万円となり、形式収支49億644万円から繰越財源を除いた実質収支は49億51万円の黒字、単年度収支も8億3,466万円の黒字となった。

歳入のうち特定財源は、生活保護費に係る国庫支出金や、国民健康保険負担金に係る都支出金が増加した一方、基金繰入金の減により繰入金が減少したことなどから、前年度を下回った。一般財源は、主要財源である特別区税において、特別区民税が景気の停滞により3年続けての減収となったものの、特別区財政調整交付金が2年続けての増となったことなどから、4年ぶりに前年度を上回った。景気の先行きが不透明感を増すなか、基幹財源である特別区民税や特別区財政調整交付金の動向を引き続き注視していく必要がある。

歳出においては、小学校費の学校営繕費等や、生活幹線道路整備費等の減により投資的経費が減少した。一方、人件費は減少しているものの、生活保護法にもとづく保護費や、児童青少年費の各種手当費の増などにより扶助費が増加したことなどから義務的経費が増加している。扶助費は歳出全体の31.7%を占め、義務的経費増大の要因となっている。厳しい経済情勢のなか、引き続き、義務的経費の一層の縮減を図り、更なる財政の健全化に努めていく必要がある。

財政指標の面から区の財政状況を見ると、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は、前年度を2.4ポイント上回って過去最高の89.5%となり、3年連続して適正水準（70～80%）を超えた。同じく弾力性を示す「公債費比率」は、前年度を1.0ポイント上回り、平成11年度以来12年ぶりの増となる7.5%となった。財政運営の状況を判断する重要な指標である「実質収支比率」は前年度を0.6ポイント上回る3.2%となった。

以上のことから、「実質収支比率」は、平成20年度以来3年ぶりに、一般的に望ましいと言われる水準（3～5%）となったものの、「経常収支比率」が引き続き適正水準を超え、「公債費比率」も増加に転じるなど、財政の硬直化が進んでいることが認められる。練馬区長期実施計画の後期実施計画（平成24～26年度）では、24年度から26年度までの3年間で約640億円の投資的経費が必要と見込んでいるが、区の財政は依然として厳しい状況が続くと予想される。財政の健全性を維持、向上していくため、財源の確保に努めるとともに、引き続き行財政改革を推進するなかで、なお一層の効率的、効果的な財政運営に取り組みたい。

【持続可能な区政経営を行っていくために】

区は、平成23年12月に策定した「練馬区行政改革推進プラン（平成23年度～平成26年度）」の中で、財政基盤の一層の強化を基本的考え方の一つとして掲げ、これに取り組んでいる。自治体における財政力を表す指標である「財政力指数」は0.47と前年度を0.1ポイント下回り、一般財源は過去最高水準であった19年度決算額1,582億円に比べ、120億円の減収となっている。区を取り巻く経済情勢が不透明感を増すなか、財政基盤を強化するためには、歳入の確保と歳出の適正配分が不可欠である。

歳入の面では、特別区財政調整交付金と並び基幹財源である特別区民税の確保が重要である。コンビニ収納や嘱託収納員、「モバイルレジ」を使った納付方法を導入して、収入率の維持、向上に努めてきているが、3年続けての減収となった。公平性の観点において区民の理解を得るためにも収入率の維持、向上が求められており、滞納整理の強化も含めて更なる税収の確保に努められたい。

歳出の面では、平成23年度に172人、24年度当初に128人の職員数を削減し、「練馬区行政改革推進プラン（平成19年度～平成22年度）」で掲げた指標（24年度当初までの5年間で600人を削減）を超える629人の削減を達成するなど、人件費の縮減に努めた。その他、22年度の行政監査結果を踏まえ、補助金の見直しを実施した。今後も、職員数の適正化に取り組むなど、義務的経費の縮減に努められたい。

持続可能な区政経営を行っていくために、引き続き自主的な財源の確保に努めるとともに、「選択と集中のさらなる徹底」の観点から事務事業を見直し、財源基盤の一層の強化に向け積極的な取組を行うことを期待する。

(3) 個別意見

【不用額への取組について】

平成23年度の一般会計不用額は71億4,038万円、特別会計不用額は24億8,567万円で、合計で96億2,605万円となり、前年度と比較し4億

5,341 万円、4.5%の減となった。予算現額に対して占める割合も 2.8%と、前年度を 0.1 ポイント下回った。

不用額の合計は、3 年連続して減少し、平成 16 年度以来 7 年ぶりに 100 億円を下回ったものの、一般会計不用額は、前年度と比較し 4,279 万円の減となり、小幅な減少であった。構成比を事業本部等別で見ると、区民生活事業本部が 33.2%、健康福祉事業本部が 30.9%、環境まちづくり事業本部が 13.0%、教育委員会が 11.5%、事業本部に属しない部等が 11.4%であった。

多額な不用額は、財源の配分に影響を与え、予算の柔軟な編成や区民サービスの十分な提供を妨げる要因となる可能性がある。不用額が発生した事業本部等においては、その原因を分析し、今後の予算見積もりに十分生かすとともに、計画的な予算執行と進行管理に努められたい。中でも区民生活事業本部にあっては、3 年連続で不用額の構成比が増加していた。予算執行に当たっては、特に留意されたい。

なお、平成 23 年度第 2 号補正予算において増額補正を行ったものの、補正額を上回る不用額を生じた事例があった。補正予算の積算に当たっては、的確な調査分析を行い、増額補正を上回る不用額が生じることのないように十分精査されたい。

【予算の流用について】

予算の流用は、練馬区予算事務規則（昭和 59 年 4 月練馬区規則第 19 号）第 27 条において、「歳出予算の経費の金額は、各目の間または各節の間において相互にこれを流用してはならない。ただし、歳出予算の執行上真にやむを得ない場合に限り、これらの流用を行うことができる」と規定されている。

平成 23 年度の一般会計における予算の流用のうち、増加分は 1 億 1,345 万円、予算現額に対する割合は 0.05%で、前年度と比較し 0.02 ポイント下回った。

なお、平成 23 年度第 2 号補正予算において減額補正後、不足額が生じたため予算の流用による増額を行った事例があった。補正予算の積算に当たっては、的確な調査分析を行い、十分精査されたい。

【特別会計について】

国民健康保険事業会計においては、保険料の収納率は前年度に続き上昇した。現年分は 1.6 ポイント増の 86.0%、滞納繰越分は 5.5 ポイント増の 34.2%、合計収納率は 3.1 ポイント増の 75.4%となった。引き続き、適切な債権管理と更なる収納率の向上に努められたい。

介護保険会計においては、保険料の収納率は、現年分が 0.1 ポイント

増の 97.7%、滞納繰越分が 1.3 ポイント増の 13.3%となり、増加傾向にあった不納欠損額も減少した。今後とも適切な債権管理と収納率の向上に努められたい。

後期高齢者医療会計においては、保険料の収納率は、現年分が 0.1 ポイント増の 99.0%と高水準であるものの、滞納繰越分は 13.2 ポイント減の 49.0%で前年度を大幅に下回った。適切な債権管理に努められたい。

公共駐車場会計については、引き続き適正な執行に努められたい。

【財産の管理と運用について】

定期監査において、活用が不十分な物品がみられた。財産は、常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用されるように努められたい。

【基金の運用状況について】

基金については、引き続き適正な運用を行うとともに、更に有効な運用に努められたい。

2 財政健全化判断比率の審査結果について

(1) 審査結果

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率の数値は、次表のとおりである。

練馬区における健全化判断比率 (単位 %)

	平成 23 年度	平成 22 年度	早期健全化基準
実質赤字比率			11.25
連結実質赤字比率			16.25
実質公債費比率	0.3	1.3	25.0
将来負担比率			350.0

(注) 1 「-」の記載は、実質赤字比率または連結実質赤字比率がない場合および将来負担比率が算定されない場合を表す。

2 早期健全化基準は練馬区における数値を表す。

(2) 審査意見

ア 実質赤字比率

平成23年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字のため「-」表示となっている。

ちなみに、平成23年度の数値は 3.20%で、前年度 2.56%より0.64ポイント改善しており、早期健全化基準の11.25%を大きく下回り、良好である。

イ 連結実質赤字比率

平成23年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字のため「-」表示となっている。

ちなみに、平成23年度の数値は 3.67%で、前年度 3.09%より0.58ポイント改善しており、早期健全化基準の16.25%を大きく下回り、良好である。

ウ 実質公債費比率

平成23年度の実質公債費比率は、0.3%となっており、前年度1.3%より1.0ポイント改善しており、早期健全化基準の25.0%を大きく下回り、良好である。

エ 将来負担比率

平成 23 年度の将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能額が超過していることから「-」表示となっている。

ちなみに、平成23年度の数値は 84.4%で、前年度 79.3%より5.1ポイント改善しており、早期健全化基準の350.0%を大きく下回り、良好である。

以上のとおり、平成23年度の練馬区における健全化判断比率は、4つの指標いずれもが早期健全化基準を下回り、財政運営は適正に行われていると判断する。

しかしながら、決算審査において述べたとおり、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」が3年連続して適正水準を超えるとともに、過去最高の89.5%となり、財政の硬直化が進んでいることが認められる。区を取り巻く経済情勢が不透明感を増すなか、今後、施設の改修改築に要する経費の増大が見込まれることから、区の財政状況は厳しい状態が続くと予想される。このような状況を踏まえ、将来的な財政負担については十分留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

住民監査請求に係る監査結果

陸上自衛隊災害対処訓練に対する 給与等差止め等措置請求監査結果

(平成24年9月)

練馬区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

練馬区 A

練馬区 B

2 請求書の提出

平成 24 年 7 月 12 日

3 請求の内容

請求人が提出した「練馬区職員措置請求書」(別紙)による主張事実の要旨および措置請求は、つぎのとおりである。

(1) 主張事実の要旨

ア 陸上自衛隊第1普通科連隊の平成24年度災害対処訓練(以下「本件訓練」という。)が、平成24年7月16日午後7時から翌17日午前10時までの間で行われる。その内容は、首都直下型地震発生時において車両による被災地への災害派遣が困難な状況を想定した徒歩およびオートバイによる情報収集訓練および無線通信訓練である。

イ 練馬区においては、7月16日の午後7時に練馬駐屯地を出発した2名の連絡員(自衛官)が約2キロメートルの行程を歩き、おおよそ30分後に練馬区役所に到着する。区役所に到着した隊員は、防災課職員の案内を受け、区役所本庁舎防災センター内で翌17日午前9時の無線通信訓練までの間、待機する。

ウ 練馬区は、3月以降、本件訓練の概要について、自衛隊から説明や資料提供を受けていたところ、6月11日には、区役所に自衛官が来所し、防災課庶務係長が本件訓練の説明を受けた。それらの説明の中で、自衛隊は、練馬区に対し、7月16日の夜に2名の連絡員を区役所に宿泊させてほしいと要請し、練馬区は、自衛隊の要請を受け入れた。

エ 自衛隊は、練馬区と同様、全区に対し、2名の連絡員を徒歩により向かわせ、ほとんどの区において同連絡員の区役所内での待機(宿泊)を要請している。23区のうち、7月10日正午の時点で、連絡員の区役所庁舎内での宿泊を承諾しているのは、練馬区を含め6区のみである。

オ 区役所での宿泊は訓練ではなく、自衛隊の都合からの便宜上のお願いにすぎず、区役所に宿泊する必要性はない。

カ 練馬平和委員会を中心とした区民の有志は、7月10日午後5時15分、防災課長および同課庶務係長に対し、自衛隊員を区役所に宿泊させないよう要請する旨が記載された要請書を手渡したが、防災課長は本日に至るまで対応を変えることはなかった。

キ 第1師団広報班長によると、本件訓練は、自衛隊統合防災演習の一環として実施され、災害時における自衛隊の活動計画を実動により検証することを目的としている。また、23区には宿泊(待機)や通信訓練の場所の提

供をお願いしているにすぎない。本件訓練は、防衛省が専らその用に供することを目的として行う調査といえる。

ク 受入れにより不可避免的に生ずる職員の勤務分の給与および手当、光熱水費を支出することは不当である。これら給与、手当および光熱水費は、「国が専らその用に供することを目的として行う調査に要する経費」または「防衛省に係る費用」であるから、地方自治体である練馬区が支出することは地方財政法第 10 条の 4 および第 12 条に反し違法である。

(2) 措置請求

ア 区長は、防災課職員に対し、平成 24 年 7 月 16 日午後 7 時 30 分頃から同月 17 日午前 8 時 30 分頃までの間、本件訓練に対応するために出勤を命じ、給与および手当を支払おうとしている。

イ 区長は、アの時間帯において、本件訓練に対応するために使用した分にかかる区役所本庁舎の光熱水費を支払おうとしている。

ウ 区長に対し、アおよびイの支払行為の差止め、または同行為により、区がこうむった損害を補填（返還）することを求める。

4 要件審査

本件措置請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

5 暫定的停止勧告に関する判断

本件措置請求がなされた段階で、本件給与、手当および光熱水費の支出行為が違法であると思料するに足る相当な理由があるとは認められないことから、法第 242 条第 3 項の規定による暫定的停止勧告は必要ないと判断した。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の要旨から、つぎのとおりとした。

「本件給与、手当および光熱水費の支出行為について違法・不当な点があるか」を監査対象事項とした。

また、第 1 の 3 (1)主張事実の要旨の工、オおよびカについては、法第 242 条第 1 項で規定する財務会計上の行為には当たらないため監査の対象から除いた。

2 監査対象課

危機管理室防災課（以下「防災課」という。）および総務部総務課（以下「総務課」という。）を監査対象課とした。

3 監査対象課からの事情聴取等

監査対象課に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成 24 年 8 月 2 日に本件措置請求について事情聴取を行った。

4 請求人の証拠の提出および陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 8 月 7 日に証拠

の提出および陳述の機会を設けたところ、請求人は陳述において追加書面 および（別紙）を提出し、つぎのとおり本件措置請求の主張事実の補足を行った。また、新たな証拠の提出があった。

（陳述の要旨）

7月16日当日、新たに、区長の命令により防災課職員3名のほか総務課総務係長など2名も勤務していたことが判明した。

本件給与等支払行為および本件光熱水費支払行為は、その前提となる、区職員をして自衛隊員に対応する旨の区長の職務命令が不当であるため、不当である。また、本件支払行為は、地方財政法に反し、違法である。

上記のほか、請求人は第1の3に記載の請求内容を補足する陳述を行った。

第3 監査の結果

監査の結果、合議により、本件請求の主張には理由がなく、措置請求は認めることはできないとの結論に至った。

以下、事実関係の確認、監査対象課の見解および判断について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件対処訓練の概要について

平成24年7月16日から17日にかけて、陸上自衛隊第1普通科連隊の平成24年度連隊災害対処訓練（以下「本件対処訓練」という。）が実施された。

防災課は、6月26日、23区防災担当課長会で同会の幹事区から、陸上自衛隊第1普通科連隊が関係各機関説明資料として作成した「平成24年度連隊災害対処訓練 - 警察署・道路・公園等使用について -」（以下「説明資料」という。）の提供を受けた。それによると、本件対処訓練の目的は、「連隊は、首都直下地震発生時において車両での被害地域への進出が困難な状況を想定した徒歩による部隊展開要領等を検証し、部隊運用の実効性向上を図るとともに、災害派計画の見直しに資する。この際、東京地方協力本部（以下「地本」という。）及び各関係機関（都、区、警察及び関係事務所）と連携し、関係の強化を図る。」と記載され、実施場所は、「東京23区全域」と記載されている。

説明資料に記載されている細部実施要領によると、本件対処訓練は、第1段と第2段との2段区分とされ、第1段（緊急登庁訓練）として「緊急登庁から出動準備完了まで」と、また、第2段（23区展開訓練）として「各区への連絡員・地上偵察の派遣、各中隊先遣小隊の展開、通信確保及び地方協力本部との連携確認まで」とされている。

さらに、第1段（緊急登庁訓練）として、「7月16日（月）X時に連隊全員に対して非常呼集を実施するとともに、公共機関が利用できない状況での緊急登庁を実施する」ことなどが記載され、また、第2段（23区展開訓練）では、人員合計を約300名とし、地上偵察の派遣（オートバイ×4、人員28

名) 中継組の派遣(中型×3、人員19名) 各区連絡員(LO)の派遣(各区2名、人員46名) 各中隊先遣小隊の派遣(各中隊約12名~40名、人員約160名)などの事項が記載されている。

このうち「各区連絡員(LO)の派遣」の項目には、「各中隊のLOは、示された経路を前進するとともに、16日19時以降前進開始、前進経路上の被害状況も併せて中隊本部に無線等をもって報告させる。」「各区役所に到着したならば、区役所からのニーズ等を要地通信により連隊本部に報告する。」「7月17日(火)AMに地本LOと現地調整を実施する。」ことなどが記載されている。

練馬区役所に関係する連絡員については、豊島区役所、板橋区役所等へ向かう連絡員と共に計10名で練馬駐屯地を午後7時15分に出発し、うち2名が練馬区役所に向かう旨が記載されている。

この連絡員2名は、練馬区役所西庁舎夜間出入口の受付で入庁時刻を午後8時11分と記載し、翌日朝まで区役所内に待機した。

(2) 自衛隊からの依頼およびその対応について

平成24年3月21日、防災課は、自衛隊から夏頃に23区への徒歩による移動訓練、通信訓練等を実施することについて口頭で説明および依頼を受けた。

その後、5月29日には、自衛隊から「平成24年度連隊災害対処訓練「23区展開訓練」(仮称)」の日時、訓練の概要および練馬区への依頼事項が記載されたFAX文書を受信した。

また、6月11日には、自衛隊員が来庁し、訓練当日(7月16日)に練馬区への連絡員として自衛隊員2名の派遣、自衛隊員到着後の通信訓練の実施、自衛隊員の宿泊場所の借用等について説明および依頼を受けた。

7月4日には、陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第2中隊長3等陸佐名による練馬区長宛てのFAX文書(件名「平成24年度自衛隊統合防災演習にともなう災害対策室への宿泊等について」)を受信した。当該FAX文書には、本件対処訓練に伴う2名の連絡員の防災センター(災害対策室)への宿泊(同月16日午後7時30分から同月17日午前10時まで)および同月17日午前10時頃に連絡員回収のための車両の乗入れについて依頼する旨が記載されていた。

防災課では、当該FAX文書への対応として、連絡員の受入れ、宿泊等について区として協力するとして、区の定めた規程に則って、起案文書を作成し、7月10日付けで区長決定が行われた。

また、7月11日付けのねりま区報では、「陸上自衛隊第1普通科連隊の災害対処訓練を行います」と題した記事が掲載された。その内容は、つぎのとおりである。

首都直下地震発生時において、東京23区内の被害地域へ車両による移動が困難な状況を想定して、徒歩(一部オートバイ)で移動する訓練

などを行います。

訓練は、班などに分かれ、陸上自衛隊練馬駐屯地から順次東京 23 区の区役所などを目指して午後 7 時頃に出発します。また、各区役所へ連絡員が派遣され、通信訓練なども行います。

- ・日時：7 月 16 日（祝）午後 7 時～9 時頃（区内移動訓練時間）
- ・区内の主な経路：練馬駐屯地から 環状 8 号線～目白通り～環状 7 号線 環状 8 号線 川越街道～環状 7 号線 など

なお、7 月 11 日、練馬区公式ホームページにも、上記内容が掲載された。

(3) 職員の超過勤務について

ア 防災課職員の超過勤務について

平成 24 年 7 月 16 日の夕方から夜間にかけて、防災課職員 3 名に対し、職務内容を災害対処訓練とした練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年 3 月練馬区条例第 6 号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する超過勤務命令が、所定の手続により行われた。当該職員の勤務時間は、つぎのとおりである。

防災課庶務係長	午後 6 時 00 分から午後 11 時 00 分まで
防災課庶務係員	午後 6 時 00 分から午後 9 時 45 分まで
防災課区民防災第一係員	午後 6 時 00 分から午後 9 時 15 分まで

イ 総務課職員の超過勤務について

平成 24 年 7 月 16 日の夕方から夜間にかけて、総務課職員 2 名に対し、職務内容を庁舎管理とした勤務時間条例に規定する超過勤務命令が、所定の手続により行われた。当該職員の勤務時間は、つぎのとおりである。

総務課総務係長	午後 7 時 00 分から午後 8 時 50 分まで
総務課総務係員	午後 7 時 00 分から午後 8 時 50 分まで

ウ 職員の超過勤務手当について

アおよびイに掲げる職員の超過勤務については、練馬区職員の給与に関する条例（昭和 50 年 3 月練馬区条例第 26 号。以下「給与条例」という。）に規定する超過勤務手当が所定の手続により支払われた。

(4) 防災センターの使用許可について

ア 防災センターの保管を総務部長が分掌していることについて

練馬区公有財産管理規則（昭和 39 年 9 月練馬区規則第 7 号。以下「管理規則」という。）第 1 条は、「練馬区の公有財産管理事務に関しては、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」と定めている。

また、管理規則第 5 条は、「部の所管に属する行政財産の保管については、それぞれ当該部長に分掌させる。」と定めている。なお、「保管」については、管理規則第 2 条第 5 号で「財産の維持、保存および運用（貸付け等）をいう。」と定義している。

行政財産としての練馬区役所は、区の財産台帳（管理規則第2条第10号）において総務部の所管に属しており、練馬区役所本庁舎7階の防災センターの保管は、総務部長が分掌している。

イ 防災センターの使用許可申請について

行政財産の使用許可手続について、管理規則第24条第1項は、「部長は、行政財産を使用しようとする者から、あらかじめ行政財産使用許可申請書（第3号様式）を提出させなければならない。」と定めている。

また、管理規則第24条第2項は、「練馬区行政財産使用料条例（昭和39年4月練馬区条例第6号）第5条の規定に基づき、使用料の減額または免除を受けようとする者からは、使用料の減額または免除を受けようとする理由を記載した行政財産使用料減免申請書（第4号様式）を提出させなければならない。」と定めている。

本件防災センターの使用許可申請については、平成24年7月10日付けで、陸上自衛隊の第1普通科連隊第2中隊長名により、行政財産使用許可申請書（1普連2中第44号）および行政財産使用料減免申請書（1普連2中第45号）が関係書類を添えて防災課に提出された。申請書に記載された主な内容は、つぎのとおりである。

- ・名称 練馬区役所
- ・種目・地目・構造 本庁舎7階 防災センター（災害対策室）
- ・期間 平成24年7月16日（月）午後8時頃から
平成24年7月17日（火）午前10時まで
- ・目的 陸上自衛隊第1普通科連隊災害対処訓練において、練馬駐屯地から徒歩で区役所に対して連絡員2名を派遣し、無線により練馬駐屯地との交信を行う訓練を実施する。
については、上記期間内において、連絡員の滞留場所として使用したいため。

- ・理由等 訓練（公用）で使用のため使用料については免除願います。

申請書の提出を受けた防災課では、自衛隊の防災センターの使用について、総務部長に宛てて、当該申請書を含む関係書類を添え、危機管理室長名による依頼（平成24年7月10日付け24練危防第387号）を行った。

ウ 防災センターの使用許可について

行政財産の使用許可基準について、管理規則第23条の2は、「地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可することができる場合は、つぎの各号のいずれかに該当するときに限るものとする。」と定め、第1号で「国、地方公共団体またはその他公共的団体が、公用または公共用に供するため必要と認められる場合」と定めている。

また、光熱水費等の負担について、管理規則第23条の4は、「行政財産を使用する者は、当該財産に付帯する電気、ガス、水道、電話等の諸設備

の使用に必要な経費を負担しなければならない。ただし、特に必要があると認めるときは、減額または免除することができる。」と定めている。

そして、管理規則第 24 条第 5 項は、「部長は、使用を許可するのに支障がないと認めるときは、行政財産使用許可書（第 6 号様式）を申請者に交付するものとする。」と定めている。

危機管理室長からの依頼を受けた総務部長は、管理規則第 23 条の 2 第 1 号の規定に基づき、申請どおり防災センターの使用を許可することとし、また、その使用料は免除することとした。さらに、管理規則第 23 条の 4 の規定に基づき、光熱水費についても免除することとした。そして、管理規則第 6 号様式による練馬区行政財産使用許可書（平成 24 年 7 月 10 日付け 24 練総総第 568 号）を、危機管理室を経由して申請者に交付した。

2 監査対象課の見解

本件措置請求に関する監査対象課の見解は、つぎのとおりである。

(1) 防災課の見解

練馬区措置請求書における記載内容の事実誤認および措置請求書に対する反論、主張等について

1 練馬区職員措置請求書に記載されている内容の事実誤認について

- (1) 「第 1 請求の趣旨」の 1 および「第 2 請求の理由」の 1 に記載されている「区役所本庁舎 5 階防災センター」は『区役所本庁舎 7 階防災センター』の誤りである。
- (2) 「第 2 請求の理由」の 1 および 4 に記載されている「約 2 キロメートルの行程」は、『約 4 キロメートルの行程』の誤りである。
- (3) 「第 2 請求の理由」の 3 に記載されている他区の状況について、当該区に電話により確認を行い、次のような回答を得ており、内容が異なっている。

江東区：拒否はしていない。自衛隊から宿泊に対する要請がなかった。

目黒区：庁内で検討・調整の結果、宿泊は実施しなかった。

北区：区議会会派から区役所の不使用に関して申入れ書の提出があった。このことを自衛隊に伝えたところ、自衛隊が宿泊しない判断を行った。

- (4) 「第 2 請求の理由」の 5 に「防災課長及び同課庶務係長に対し」と記載されているが、当日、要請書等を受けた職員は『防災課庶務係長および同係次席の職員』である。

2 措置請求書に対する反論、主張等

請求者は、陸上自衛隊第 1 普通科連隊が実施する対処訓練に伴い、区役所の庁舎内に自衛隊員を宿泊させることは必要ではないこと等を理由に、当日出勤する防災課職員に対する給与および手当の支払いについて差止めまたは同行為により、区がこうむった損害を補填（返還）することを求

めている（光熱水費については総務課で記載する。）

本訓練は陸上自衛隊第1普通科連隊による首都直下地震を想定した防災訓練であり、練馬区として災害時には連携・協力して災害に対応することが必要であることから、当訓練への職員の対応等について協力を行ったものである。したがって、請求者の主張は当たらないものとする。

その理由はつぎのとおりである。

(1) 当該訓練に関する区の考え方

首都直下地震等の大震災発災時においては、区、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関は連携して対応することが必要である。

このため、練馬区防災会議会長（災害対策本部長）である区長から要請があった場合は、各防災関係機関は災害対策本部に連絡員を派遣することが練馬区地域防災計画で定められている。また、実際には、各組織は要請を待つまでもなく、自主的に連絡員を区災害対策本部に派遣することとしている。

派遣された連絡員は、区防災センターにおいて情報の交換・共有、対策に関する協議、それぞれの組織への情報伝達等を行いながら、発災直後から当分の間防災センター内に待機・宿泊することが想定される。

昨年3月11日の東日本大震災の際も発災直後から警察・消防・自衛隊の連絡員が防災センターに派遣され、翌12日まで待機しながら情報の共有化等を図っている。

このことから、この度の訓練は、実際の災害時において想定される一連の災害対応活動であり、区としても実際の対応に即した有意義な訓練と捉えたものである。

(2) 当該訓練に関する自衛隊からの要望内容等

本訓練における区役所内での待機・宿泊の趣旨は、災害時に想定される自衛隊連絡員の区役所内での待機・宿泊を実際に行うこと、および翌日（17日）まで続く訓練について可能な限り継続性を確保することである。

自衛隊からの具体的な要望内容は、この趣旨に基づき、可能な限り防災センター内での待機・宿泊または区役所駐車場における待機・宿泊（自衛隊車両）を求めるものであり、区役所と練馬駐屯地との距離の遠近に関わらず実施したいとのことであった。また、もし区の都合等により了承が得られない場合には、練馬駐屯地へ一旦帰還し、翌日（17日）に再度来庁するというものであった。

請求者の主張する「連絡員が各区役所に宿泊することは、訓練の一部ではなく、駐屯地に帰るのが面倒なので、便宜上、区了承が得られれば、隊員を泊めさせてもらうことにしたにすぎず」とは、趣旨を大きく異にするものである。

なお、この待機・宿泊の趣旨については、自衛隊第2中隊担当者および広報班長から、防災課職員が複数回にわたり説明を受け、確認している。

(3) 地方財政法に関する請求等

上記により、本件訓練は、庁舎内における待機・宿泊も含め、災害時における実際の対応を想定した一連の活動として必要な訓練である。

また、この訓練にあたり、区の職員の配置を行ったが、これは、通信訓練の立ち会いや意見交換を行うことにより、区の災害対策の確認・検討の機会とすること、および区民からの電話への対応や庁舎内の管理を行うこと、さらに、実際の災害時には自衛隊をはじめ、関係組織の受入れを行うこと等は区の役割であるから行ったものであり、地方財政法第10条の4および第12条に規定する「専ら国の利害に関係のある事務に要する経費」または「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費」には当たらない。

(上記内容は平成24年7月31日付けで危機管理室長から提出された書面であり、書式を除き当該内容を原文のまま記載し、添付資料は省略した。)

(2) 総務課の見解 1

練馬区措置請求書(陸上自衛隊災害対処訓練に対する給与等差止め等措置請求)に対する反論等について

1 請求の内容(請求人の主張)

練馬区が陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第2中隊に対して行った、平成24年7月16日(月)午後8時14分から翌17日(火)午前10時10分までの間の練馬区役所本庁舎7階防災センター(災害対策本部室)の一部の使用許可に係る光熱水費の支払が、「国が専らその用に供することを目的として行う調査に要する経費」または「防衛省に係る費用」であるから、地方自治体である練馬区が支出することは地方財政法第10条の4および第12条に反し違法である。よって光熱水費支払行為により、区がこうむった損害を返還することを求める、というものである。

2 陸上自衛隊災害対処訓練に対する区の対応

請求の対象である陸上自衛隊災害対処訓練は、首都直下地震発生時を想定した訓練である。区は、訓練が首都直下地震を想定したものであり、実際の災害時における行動等を検証するものであることから、24練危防第367号「平成24年度陸上自衛隊第1普通科連隊災害対処訓練への対応について」(平成24年7月9日区長決定)により、連絡員の受入および宿泊等について協力することとした。

3 防災センター(災害対策本部室)の使用許可について

練馬区の公有財産の管理事務については、練馬区公有財産管理規則(昭和39年9月練馬区規則第7号。以下「規則」という。)の定めによること

となっている。(規則第1条)

規則では、公有財産のうち行政財産の保管(財産の維持、保存および運用(貸付け等)をいう。)については、当該行政財産を保管する部長が分掌することになっており、練馬区役所については総務部長が分掌している。(規則第2条第5号、第5条)

本件の請求に係る本庁舎7階防災センター(災害対策本部室)の一部の使用許可については、規則第23条の2第1号の規定に基づき、国が公用に供するため必要と認められる場合に該当するものとして、総務部長が使用許可の事務処理を行った。具体的には、規則第24条第1項および第2項の規定に基づき、第1普通科連隊第2中隊長からの行政財産使用許可申請書および行政財産使用料減免申請書の提出を受け、同条第3項および第4項の規定に基づき財産管理事務の総括を行う総務部長に対し協議し、総務部長からの同意書を受領した後、同条第5項の規定に基づき行政財産使用許可書を、申請者に交付したものである。

なお、陸上自衛隊第1普通科連隊第2中隊長による行政財産使用許可申請書の提出に当たっては、総務部長は危機管理室長から災害対処訓練に伴う防災センター(災害対策本部室)の利用承認についての依頼文を受領している。

また、使用許可に係る光熱水費については、上記2の主旨から、規則第23条の4ただし書の規定に基づき、免除することとし、行政財産使用許可書においてその旨を記載した。

4 請求に対する反論

請求人は、防災センター(災害対策本部室)の一部の使用許可に係る光熱水費の支払が、地方財政法(昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。)第10条の4および第12条に反し違法であると主張するが、区の見解は以下のとおりである。

(1) 地財法第10条の4および第12条の規定

地財法では、第9条で、地方公共団体の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担すると規定している。しかし、同条ただし書で例外を規定している。地財法第10条の4はその一つで、地方公共団体が経費を支弁するが負担する義務を負わない経費を、例示しているものと解されている。これらの経費は、本来、国自ら行うべき事務であるが、地方公共団体に行かせた方が経費上効果的かつ国民に利便である場合に、その事務を地方公共団体に行かせ、経費を全額国が負担する事務、具体的には、国会議員の選挙費、国の統計調査費等に係る経費などを指しているものである。請求者は、地財法第10条の4の規定をもって、防災センター(災害対策本部室)の使用許可に係る光熱水費の支出の違法性を主張するが、この条文は前述したとおり、

いわゆる法定受託事務のような事業の経費を予定したものであって、そもそも光熱水費の支出は該当しない。

また、地財法第 12 条は、第 1 項で、地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律または政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に対しその経費を負担させるような措置をしてはならないと規定し、第 2 項において、該当する経費を概括的に例示している。

請求者は、地財法第 12 条の規定をもって、防災センター（災害対策本部室）の使用許可に係る光熱水費の支出の違法性を主張するが、自衛隊は、練馬区に対し、災害対処訓練に当たって特別な経費を負担させるような措置をとった事実無く、その主張は当たらない。

(2) 国が地方公共団体の財産を使用する場合の規定

国が地方公共団体の財産等を使用する場合についての規定は、地財法第 24 条に定められており、「国が地方公共団体の財産又は公の施設を使用するときは、当該地方公共団体の定めるところにより、国においてその使用料を負担しなければならない。」としている。しかし、地財法第 24 条ただし書において、「但し、当該地方公共団体の議会の同意があったときは、この限りでない。」と規定している。この条文でいう「議会の同意」については、必ずしも個々の事案ごとに議決することを要せず、あらかじめ財産等に関する条例等において包括的な規定を設けておき、当該要件に該当するか否かの具体的判断を地方自治体の長に委任しておく方法であっても差し支えないものと、一般的に解されており、昭和 46 年 11 月 16 日の大阪高等裁判所の判決においても、そのように解する判決が出ている。

今回の行政財産の使用料および光熱水費の免除については、練馬区行政財産使用料条例（昭和 39 年 4 月練馬区条例第 6 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 号ならびに規則第 23 条の 4 および第 24 条第 2 項の規定に則り、適正な手続により行われたもので、違法との指摘は当たらない。

(3) 使用料および光熱水費を試算した場合の額

地財法第 24 条ただし書の運用としては、国に負担させない額が、著しく多額であるものおよび使用期間が長期間であるものについては、個々の事案ごとに議決すべきとの考えもあることから、本件について、国から使用料および光熱水費を徴収した場合の試算結果を、記述する。

防災センター（災害対策本部室）の一部（51.98 m²）を、平成 24 年 7 月 16 日午後 8 時から翌 17 日午前 10 時までの 14 時間の使用許可として試算をすると、使用料は 1,918 円、光熱水費は 166 円となる。

このことから、国に負担させない額が、著しく多額になるとはいえず、

また、使用期間も約 14 時間であることから、個々の事案として議決すべきものとは考えられない。

以上のことから、行政財産の使用許可に当たり行った区の一連の手続は、地財法の規定ならびに条例および規則の規定に基づいてなされた適正なものであり、何ら違法性はなく、請求者の違法であるとの主張は当たらない。

(上記内容は平成 24 年 7 月 30 日付けで総務部長から提出された書面であり、書式を除き当該内容を原文のまま記載し、添付資料は省略した。)

(3) 総務課の見解 2

練馬区職員措置請求書（陸上自衛隊災害対処訓練に対する給与差止め等措置請求）に対する反論等について
（追加書面 に対する反論等）

1 請求の内容（請求人の主張）

陸上自衛隊第 1 師団第 1 普通科連隊が実施した災害対処訓練にあたり、当日勤務した総務課総務係長他 1 名に対する給与および手当の支払は、不当であり、また、給与、手当の支払が、「国が専らその用に供することを目的として行う調査に要する経費」または「防衛省に係る費用」であるから、地方自治体である練馬区が支出することは地方財政法第 10 条の 4 および第 12 条に反し違法である。よって、区長に対して、支払行為の差止め、または同行為により区がこうむった損害を補填（返還）することを求める、というものである。

2 請求に対する反論

区では、庁内（庁舎およびその敷地）における秩序等を保持し、公務の円滑な遂行を期する必要があることから、練馬区庁内管理規則（昭和 39 年 11 月練馬区規則第 16 号）において、「多数集合して庁内に入ろうとするとき。」（第 4 条第 1 項第 1 号）また、「庁内においてはり紙、印刷物の掲示、立札または立看板等を掲出しようとするとき。」（第 4 条第 1 項第 4 号）などは、庁内の使用および立入りを規制しているところである。

総務課では、防災課から、自衛隊の災害対処訓練に反対する人たちが、訓練時刻に練馬区役所に多数集合する可能性があるとの情報を事前に得ていた。去る 6 月 12 日、陸上自衛隊第 1 普通科連隊が実施したレンジャー訓練の際には、市街地を行進する訓練の最中に、反対する人たちなどによる横断幕やプラカードの掲出、シュプレヒコールなどが行われたことから、本件自衛隊災害対処訓練の際に、庁内においても同様のことが行われる可能性が高いと考えた。

また、西庁舎 1 階には休日夜間受付窓口を開設しており、戸籍の届出等で来庁される区民もいることから、災害対処訓練に反対する人たちの動向によっては、来庁区民の届出等に影響を与える可能性もあると考えた。

このことから、庁内における秩序の保持、来庁区民への影響などに対応するために、庁舎管理上の観点から止むを得ず総務係長他 1 名を訓練当日の 7 月 16 日午後 7 時から午後 8 時 50 分まで勤務させたものである。なお、総務系の職員 1 名は、自身の担当業務が未了であったため、別に勤務命令を受けて午後 2 時 30 分から午後 7 時まで勤務している。

以上のことから、自衛隊の災害対処訓練のために勤務させたのではなく、庁舎管理上の必要な業務等のために勤務させたものであり、請求者の給与、手当の支払は不当であり、違法であるとの主張は当たらない。

(上記内容は平成 24 年 8 月 9 日付けで総務部長から追加して提出された書面であり、書式を除き当該内容を原文のまま記載し、添付資料は省略した。)

3 判断

以上の事実関係の確認および監査対象課への事情聴取、関係書類の調査等に基づき、本件措置請求についてつぎのとおり判断する。

- (1) 請求人は、「第 1 師団広報班長によると、本件訓練は、自衛隊統合防災演習の一環として実施され、災害時における自衛隊の活動計画を実動により検証することを目的としている。また、23 区には宿泊（待機）や通信訓練の場所の提供をお願いしているにすぎない。本件訓練は、防衛省が専らその用に供することを目的として行う調査といえる。」と主張しているので、この点について判断する。

監査対象課である防災課が作成した記録によると、自衛隊連絡員 2 名が平成 24 年 7 月 16 日の午後 8 時 11 分に入庁後、本庁舎 7 階防災センターに入室し、区役所での無線通信訓練を実施。無線通信訓練の終了後、午後 9 時から 9 時 45 分まで、防災センター内で、連絡員 2 名と防災課職員（防災課長および防災課庶務係長）との意見交換を実施し、庁舎利用上の注意を伝達。意見交換等が終了した後、連絡員 2 名は、防災センターに宿泊し、翌日朝まで待機。連絡員 2 名は、翌 17 日午前 8 時過ぎから無線通信訓練を実施し、区役所での訓練終了後、午前 10 時 10 分に自衛隊からの迎いの車両に乗って退庁したとされている。また、意見交換の際には、無線の状況について、防災センター内では、ほとんど送信ができず、受信のみが可能であり、かろうじて窓側で送信することができたとされている。

本件対処訓練の実施主体は自衛隊であるが、防災課職員が無線通信訓練に立ち会っていること、自衛隊員との意見交換を実施していること、および通信訓練の結果区役所内で通信できない箇所があったことが判明したことを鑑みると、区の防災施策に資する点があったことが認められる。

請求人は、「本件訓練は、防衛省が専らその用に供することを目的として行う調査といえる」と主張しているが、当該主張は本件対処訓練を地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号。以下「地財法」という。）第 10 条の 4 に規定する調査であると主張しているものと判断する。

すなわち、地財法第10条の4では、「専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。」と規定し、当該「次に掲げるような経費」について同条第2号において「国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費」と規定している。

新版地方財政法逐条解説（著者：石原信雄・二橋正弘、発行：株式会社ぎょうせい）によると、地財法第10条の4の事務は「本来国の機関により執行すべきものを、地方公共団体が処理することとしているもの」であり、これは「法定受託事務として整理されている」とされている。本件対処訓練がこの規定に該当するとは認められず、したがって、請求人の主張を採用することはできない。

- (2) 請求人は、「受入れにより不可避免的に生ずる職員の勤務分の給与および手当、光熱水費を支出することは不当である。これら給与、手当および光熱水費は、『国が専らその用に供することを目的として行う調査に要する経費』または『防衛省に係る費用』であるから、地方自治体である練馬区が支出することは地方財政法第10条の4および第12条に反し違法である。」と主張している。さらに、請求人の陳述において、「本件給与等支払行為および本件光熱水費支払行為は、その前提となる、区職員をして自衛隊員に対応する旨の区長の職務命令が不当であるため、不当である。また、本件支払行為は、地方財政法に反し、違法である。」と主張しているので、この点について判断する。

ア 職員の給与、手当を支出することが違法または不当かについて

請求人が主張する「受入れにより不可避免的に生ずる職員の勤務分の給与および手当」の「職員」については、請求人の趣旨および当日の職員の勤務状況から防災課の職員4名（防災課長、防災課庶務係長、同係員、防災課区民防災第一係員）および総務課の職員2名（総務課総務係長、同係員）を対象とした。

「給与」については、給与条例に規定する「給料」と解した。「給料」は、一般に1か月の勤務に対する報酬として職員に支払われるものである。したがって、請求人の主張する「給与」は、「受入れにより不可避免的に生ずる」ものではないと判断した。

防災課長は、7月16日午後5時15分から翌17日午前8時30分まで管理職による防災宿直として勤務していることが認められる。防災宿直については、給与条例に規定する宿日直手当として、勤務1回につき8,800円が支払われるところであるが、その勤務内容から当該手当は、「受入れにより不可避免的に生ずる」ものではないと判断した。

以上により、「受入れにより不可避免的に生ずる職員の勤務分の給与および手当」は、7月16日における正規の勤務時間を超えて勤務した当該職員の給与条例に規定する「超過勤務手当」について監査することとした。

上記 1(3)のとおり、防災課職員 3 名および総務課職員 2 名には、それぞれの勤務時間（防災課職員 3 名は、それぞれ 5 時間分、4 時間分、3 時間分。総務課職員 2 名は、各 2 時間分）について、当該職員の勤務 1 時間当たりの給与額に応じた超過勤務手当が支払われている。

庁舎内の管理については、各種行事、イベントにより来庁区民への対応や電話応答などが個々に異なるものであり、職務命令に当たっては、庁舎管理者に一定の裁量が認められるところである。本件の庁舎管理者は総務部長となり、上記 2(3)「総務課の見解 1」では、訓練時刻に多数の人が区役所に集合する可能性があるという訓練そのものとは別に庁舎管理の必要があった旨の主張がされている。

上記 5 名の職員に対する超過勤務命令は、自衛隊への通信訓練への立会いや意見交換、庁舎内の管理、住民対応のためであり、練馬区の職務として認められるところであるから、超過勤務手当の前提となる職務命令は違法または不当な行為とは認められない。

また、これら職員に対する超過勤務手当の支給は、当該手当の支給の前提となる職務命令の内容が、いずれも地財法第 10 条の 4 および第 12 条に規定する内容ではないことから、違法または不当な行為とは認められない。

さらに、これらの超過勤務手当は、上記のとおり練馬区の職務のために発せられた命令に基づくものであるから、自衛隊に対し補填（返還）を求める経費ではないと判断する。

イ 光熱水費を支出することが違法または不当かについて

本件光熱水費の支出の前提となる、自衛隊の防災センターの使用については、上記 1(4)のとおり、適正な手続により行われていることが認められる。当該使用に伴い使用者である自衛隊が負担すべき光熱水費の免除についても、また、同様である。

本件光熱水費については、監査対象課である総務課の試算によれば、2(2)「総務課の見解 1」の 4(3)のとおり 166 円であったとされている。

本件光熱水費は、本件対処訓練の公益性に照らし、管理規則の規定に基づき区が免除することとしたものである。実際本件対処訓練の内容には区の防災施策に資する点があったと認められることについては、既述したとおりである。したがって、地財法第 12 条の「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については…国は、地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない」という規定に違反するものではないといえることができる。

本件光熱水費の試算金額を併せ鑑みると、当該経費を練馬区が負担し支出することは、地財法の規定に反するとは認められない。

したがって、本件光熱水費を練馬区が支出することについて、違法または不当な点はなく、自衛隊に対し補填（返還）を求める経費ではないと判

断する。

以上のことから、請求人の主張する給与、手当および光熱水費の支出について違法・不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないため、棄却するのが相当であると判断する。

4 おわりに

練馬区地域防災計画によれば、「区・東京都・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災機関が、おのおのが持つ全機能を有効に発揮して、練馬区の地域に係わる災害予防、災害応急対策および災害復旧ならびに復興を行って、住民の生命・身体および財産を災害から守ること」を計画の目的としている。また、区民と区との関係においても、相互の絆をより強めていくことが必要である。そのためには、災害時を見据え、平常時から区と関係機関が連携していくとともに、日頃から様々な伝達手段を活用し、区民に必要な情報を発信していくことが重要となる。

については、練馬区地域防災計画に沿い、関係機関との連携を密にしていくとともに、区民に対し、必要な情報を適切な時期に提供することで、引き続き地域防災体制の充実に向けて取り組むことを希望する。

(別紙)

練馬区職員措置請求書

平成24年7月12日

練馬区監査委員会 御中

住 所 東京都練馬区

氏 名 A 印

住 所 東京都練馬区

氏 名 B 印

地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、下記のとおり必要な措置を請求する。

記

第1 請求の趣旨

1 区長による給与及び手当の支払

区長は、防災課職員に対し、平成24年（以下「平成24年」に関しては、年の記載を省略する。）7月16日午後7時30分頃から同月17日午前8時30分頃までの間、区役所本庁舎5階防災センター内において、陸上自衛隊第1普通科連隊の平成24年度災害対処訓練（以下「本件訓練」という。）に対応するために出勤を命じ、当該時間に応じた給与及び手当を支払おうとしている（以下「本件給与等支払行為」という。）。

2 区長による光熱水費の支払行為

区長は、上記時間帯において、本件訓練に対応するために使用した分にかかる区役所本庁舎の光熱水費を支払おうとしている（以下「本件光熱水費支払行為」という。）。

3 区長に対する損失補填請求

請求者らは、区長に対し、本件給与等支払行為及び本件光熱水費支払行為の差止め、又は同行為により、区がこうむった損害を補填（返還）することを求める。

第2 請求の理由

1 本件訓練の概要

本件訓練は、陸上自衛隊が企画立案し実施するものであり、7月16日午後7時から翌17日午前10時までの間で行われる。その内容は、首都直下型地震発生時において車両による被災地への災害派遣が

困難な状況を想定した徒歩及びオートバイによる情報収集訓練及び無線通信訓練である。具体的には、同月16日午後7時以降、練馬駐屯地から250名を超える隊員が2名から15名に分かれて23区全域に展開し、それぞれが目的地とする区役所や公園を目指して情報収集を行いながら前進するとともに、各目的地に到着後待機の上、翌17日午前9時に無線通信訓練を行うというものである。

練馬区においては、16日の午後7時に練馬駐屯地を出発した2名の連絡員（自衛官）が約2キロメートルの行程を歩き、おおよそ30分後に練馬区役所に到着する。練馬区役所に到着した隊員は、防災課職員の案内を受け、区役所本庁舎5階防災センター内で翌17日午前9時の無線通信訓練までの間、待機することになる。

2 自衛隊からの要請

練馬区は、3月以降、区の防災会議終了後や23区防災課長会において、本件訓練の概要について、自衛隊から説明や資料提供を受けていたところ、6月11日には、区役所に自衛官が来所し、防災課庶務係長が本件訓練の説明を受けた。それらの説明の中で、自衛隊は、練馬区に対し、7月16日の夜に2名の連絡員を区役所に宿泊させてほしいと要請した。その際、自衛隊は、練馬区に対し、7月16日が祝日であり、時間帯も深夜・早朝にわたるので、職員が対応できない等の理由により上記要請を断ることも何ら差し支えないことも説明した。練馬区は、自衛隊の上記要請を受け入れた。

3 他区の状況

自衛隊は、練馬区と同様、全区に対し、2名の連絡員を徒歩により向かわせ、ほとんどの区において同連絡員の区役所内での待機（宿泊）

を要請している。

23区のうち、7月10日正午の時点で、連絡員の区役所庁舎内での宿泊を承諾しているのは、練馬区を含め6区のみである。たとえば、練馬区とは異なり、江東区などは自衛隊の要請を当初から拒否し、目黒区は当初受け入れていたものの住民からの反対を受けて一転して拒否することに決め、北区は住民からの反対を受けてその旨を自衛隊に伝えたところ自衛隊から要請を撤回するという結果になった。

4 連絡員が区役所庁舎内で待機する必要性

第1普通科連隊を統括する第1師団の広報班長によると、本件訓練のうち、連絡員が各区役所に宿泊することは、訓練の一部ではなく、駐屯地に帰るのが面倒なので、便宜上、区の上承が得られれば、隊員を泊めさせてもらうことにしたにすぎず、区の上承が得られなかった場合には、練馬駐屯地等に車両で一度戻り、再度通信訓練を実施するために翌日の朝に区役所に車両で向かうことにしているとのことであった。

また、訓練計画書の中には、連絡員は区役所からのニーズ等を本部に報告するとあるものの、第1師団の広報班長によると、そもそも職員が対応しない区もあることや、区役所からのニーズ等が訓練の内容として想定されていない以上、区の職員が対応したとしても、区役所に着いた隊員が区の職員に対してすることは挨拶程度しかないとのことであった。

さらに、本件訓練において全部隊の出発地点である練馬駐屯地は、練馬区役所から2キロメートルの地点にあり、徒歩で30分、車両で20分の距離にある。

したがって、そもそも区役所での宿泊は訓練ではなく、自衛隊の都

合からの便宜上のお願いにすぎないところ，練馬区役所においては練馬駐屯地と近接しているため，なおさら区役所に宿泊する必要性はないことが一見して明らかである。

5 住民からの要請

練馬平和委員会を中心とした区民の有志は，7月10日午後5時15分，防災課長及び同課庶務係長に対し，自衛隊員を区役所に宿泊させないよう要請する旨が記載された要請書を手渡した。その際，住民から目黒区や北区の対応や第1師団広報班長の話などが紹介されたが，防災課長は本日に至るまで対応を変えることはなかった。

6 本件訓練が自衛隊単独の検証訓練であること

第1師団広報班長によると，本件訓練は，自衛隊統合防災演習の一環として実施され，災害時における自衛隊の活動計画を実動により検証することを目的としている。また，本件訓練は，企画立案から実施までのすべてを自衛隊が行い，23区には宿泊（待機）や通信訓練の場所の提供をお願いしているにすぎず，訓練終了後に自衛隊から各区への訓練結果の報告等情報共有も予定されていない。そうだとすると，本件訓練は，防衛省が専らその用に供することを目的として行う調査といえる。

7 結論

以上より，本件訓練に伴い区役所の庁舎内に自衛隊員を宿泊させることが必要ないことは一見して明らかであり，財政難が叫ばれる折，血税である公金を無駄に支出することは許されないことはもちろん，住民からの要請も出ているにもかかわらず，その姿勢を改めようとし

ないのは不当であり，受け入れにより不可避免的に生ずる職員の勤務分の給与及び手当，光熱水費を支出することも不当である。

また，上記給与，手当及び光熱水費は，「国が専らその用に供することを目的として行う調査に要する経費」又は「防衛省に係る費用」であるから，地方自治体である練馬区が支出することは地方財政法 10 条の 4 及び 12 条に反し違法である。

よって，請求者らは，請求の趣旨のとおりの措置を求める。

以上

事 実 証 明 書

東京新聞の記事（7月6日朝刊1面）

（注1）この措置請求書は、請求人が提出した措置請求書の記載内容を原文に即して掲載したものであるが、字の大きさや間隔、行数などについては異なる。また、連絡先の記載は省略した。

（注2）事実証明書の添付は省略した。

追 加 書 面

平成 2 4 年 8 月 7 日

練馬区監査委員 殿

A 印

下記のとおり，請求書に追加して主張します。

記

第 1 請求書第 1 の 1（区長による給与及び手当での支払）について

7 月 1 6 日当日、新たに、区長の命令により防災課職員 3 名のほか総務課総務係長など 2 名も勤務していたことが判明した。

第 2 請求書第 2 について

1 同 1（本件訓練の概要）について

私は複数の班の隊員たちと練馬区役所まで同行した。練馬駐屯地から練馬区役所などを目指して情報収集しながら前進とされていた。しかし隊員は青の点滅でも行軍続け、私語が飛び交う、1 列縦隊から 2 列になる、変更した行軍ルート確認のため地図を見るなど災害に対する被害状況の確認作業など情報収集とは見受けられない。

2 同 2（自衛隊からの要請）について

産経新聞 7 月 2 3 日朝刊は“庁舎使用を認めた区担当者は「区民のためになる」「有意義だ」担当課長は「区民の生命が第一」とあるが、自衛隊は自治体へ演習後の成果を報告しないで今回の演習のどのようなことが「区民の生命が第一」になるというのだろうか主観的な発言

は正しくない、客観的に検証されていない、疑問である。

3 同 4（連絡員が区役所庁舎内で待機する必要性）について

私が練馬駐屯地から練馬区役所へ向かった連絡員 2 名のうち一人は私に「区役所では宿泊というのが通信訓練なので寝ずにいる仮眠はない、夕食は食べてきた、朝食は駐屯地に帰ってからだという。通信訓練は庁舎に着いたら持参した無線機で駐屯地と連絡ができるかどうかのチェックぐらいだ、区役所屋上に上がってアンテナ立てることはしない。と説明。駐屯地から練馬区役所までの所要時間は約 1 時間だ。」と証言。しかし、隊員の庁舎立ち入りを拒否した目黒区・渋谷区・世田谷区役所などへ向かう 6 名の班と思われる 1 列縦隊で行軍する隊員一人ひとりに「どこへ向かわれ、災害訓練の中身は何ですか」と質問するが誰一人として証言せず。他の班で行軍している隊員たちに何を聞いても一言も災害演習について証言せず。

三多摩でも同様な訓練が実施されたが立川市の防災課は「6 月中旬防災会議で自衛隊より口頭説明、7 月に入り具体化、16 日当日、練馬駐屯地から車 2 両で立川市役所に来る、庁舎前で“防災課の事務室はどこか”と確認するのみ、陸自は“来ることが訓練”と説明した」と証言した。

練馬駐屯地隊員によれば「第 1 特殊武器防護隊(所属隊員約 50 名)は 7 月 16 日午前中 2 隊に分け災害派遣と書いた横断幕付のトラックで浜岡原発と東海原子力発電所の近くの勝田駐屯地へ災害演習に出発した。浜岡原発などに入るわけではなく練馬駐屯地から下の道を通って何時間でいけるか確認のための演習だ、所要時間 10 時間、宿泊は空自浜松基地を使用した。」と証言した。

春日町交番の警察官は「訓練あるのは聞いているが、自衛官が交番

にトイレで立ち寄るとかルートなど詳しいことは聞いてない、実際立ち寄ることはなかった。」と証言した。春日町交番前には重迫撃砲中隊の災害派遣の横断幕付の高機動車1両が運転手付きで駐車、もう一人は防災訓練と書いたヘルメットで交差点警備にあたった。さらに2名の練馬駐屯地の警務隊(旧軍憲兵隊)が私服で警備に当たった。

第1普通科連隊第1科広報幹部は演習について「練馬駐屯地から練馬区役所までの徒歩による所要時間 練馬区役所から駐屯地まで無線機が障害なく通じるかどうか、この2点の訓練のみだ」と証言している。

練馬区役所前の東京地本練馬地域事務所隊員は「私も非常呼集を受けた。練馬駐屯地が近いので地本LO(連絡員)の用意はしなかった。」と証言。練馬区役所と東京地本練馬地域事務所(ビル4階)は空中廊下徒歩2分で結ばれている。

演習後隊員などの証言から練馬区役所へ宿泊する必要性はますますないことが明らかである。

4 同6(本件訓練が自衛隊単独の検証訓練であること)について

防衛省は「災害訓練」にもかかわらず各区にたいして「災害訓練」終了結果を情報提供も予定されていないが、何か不都合なことがあるからなのか。

過去に以下の事例があったので紹介する。

平成18年5月、練馬駐屯地広報は練馬区や駐屯地周辺町内会に「5月16日より夜間2日間、ヘリコプターを使用した災害派遣訓練」実施の「お知らせ」を届けた。平成17年も同様な訓練が実施されたが「災害」とは程遠い、日没後の中型ヘリコプターが都営住宅と練馬駐屯地火薬庫上空をすれすれに着陸・離陸のいわゆるタッチ&ゴーとい

われる軍事訓練と私たち住民は見た。災害が起きる状況を自らつくる軍事演習にも見えた。私は防衛庁（当時）へ情報公開を求めて「災害訓練の」開示請求を求めた、3か月後私に届いた文書には「災害」という言葉は一つも見つけれず遊撃隊による対テロ演習であった。私はこの公文書入手して直ちに練馬区総務課総務係へ届けた。今回の防災演習実施に伴い練馬区総務係長と防災係長へは平成18年の公文書を届けている。練馬駐屯地より自衛隊独自の「夜間災害訓練」の結果は練馬区役所に届けられることもなかった。

さらに昨年平成23年3月11日の練馬区内の地震による自衛隊の防災意識である。

私は地震直後、練馬区防災課と練馬駐屯地へ以下の市民生活に影響が出ないように改善調査するよう以下の点を自衛隊に対処するよう申し入れた「自衛隊の弾薬庫屋根に迷彩柄のシート（雨漏りによる）が張ってある、地震の影響で崩れたのではないか 駐屯地西側の万年堀上部の笠木の落下 他の施設の建物の崩壊や屋根瓦の落下 万年堀が30度に傾いている、応急処置でも出来ないのか今度地震がきたら崩壊する危険性がある住民の安全を最優先せよ」。防災課には現地調査までしていただいたが自衛隊より練馬区へ「建物など地震による影響はない」という返事であった。

以上の件を防衛省へ情報公開を求めた。結果は練馬駐屯地から上部部隊や防衛省に対して弾薬庫の雨漏り事故も万年堀の笠木の落下なども届出がないことが判明した。

5 同7（結論）について

私は30年間練馬駐屯地を監視してきた。最近特に練馬駐屯地は練馬区や住民に対して自ら信頼関係を崩しているように見受けられる。

本年6月12日、練馬駐屯地隊員によるレンジャー市中行軍が実施された。直前の4日前に住民説明会が実施されたことについて防衛省は「住民に接するときは気をつけて早めにお知らせしないと住民や役所の信頼関係が途切れ信用なくなる。なんとお粗末な説明会だ、聞いたことがない。平時に受け入れられない状況をつくっておいていざ、有事のとき地元は受け入れない関係をつくっている。まだまだ制服の上の人は“自衛隊は何をやっても許される”と思っている人がいる。もっと役所の職員は駐屯地に意見を述べたほうがいい」とまで言い切る。よって、練馬区は出費しなくてもいい公費を出費したのは明白である。

以上

(注) この追加書面は、請求人が提出した追加書面の記載内容を原文に即して掲載したものであるが、字の大きさや間隔、行数などについては異なる。

追 加 書 面

平成 2 4 年 8 月 7 日

練馬区監査委員 殿

B 印

第 1 はじめに

本件給与等支払行為及び本件光熱水費支払行為（以下、併せて「本件支払行為」という。）は、その前提となる、区職員をして自衛隊員に対応する旨の区長の職務命令（以下「本件職務命令」という。）が不当であるため、不当である（不当性・違法性の承継）。また、本件支払行為は、地方財政法に反し、違法である。

第 2 本件職務命令の不当性

区民の血税で運営されている区行政において、区長は、不必要なことを職員に対し、命令すべきでないことは自明である。

この点、本件訓練に関し、自衛隊は、全区に区役所内での宿泊（待機）を要請（以下「宿泊要請」という。）していた（資料 1）。それにもかかわらず、23区の内、宿泊を受け入れたのは6区のみであり、11区が自衛隊の宿泊を拒否していた（資料 1, 2）。宿泊要請を拒否した区の中には、宿泊日及び時間帯が祝日かつ夜間であったことを理由にする区もあった（資料 3）。しかし、宿泊要請を拒否された場合にも、隊員は駐屯地などに戻るにすぎず、その後の訓練も滞りなく進行することができた（資料 3）。すなわち、宿泊要請は、区の判断により拒否できるお願いにすぎなかった（資料 1）。

そうだとすると、区民の血税を預かる区長としては、請求書で述べたとおり、練馬駐屯地に最も近いこと及び大半の区が要請を拒否して

いることを考慮しても，宿泊要請に応じて自衛隊員に対応するために職員を配置することは不必要であり，不当な命令である。

仮に自衛隊への協力を名目にしたとしても，その一事をもって自衛隊に協力しなかったことにならないことは，そもそも自衛隊が「お願いする立場」(資料1)であることを考えても，多くの区が宿泊要請を断っていることをみても明らかである。また，翌朝(7月17日午前)の通信訓練は，協力不能な事由がある千代田区を除いた全区で実施された(資料1)。そうだとすれば，宿泊要請を断ったとしても，通信状況を確認するという自衛隊の訓練目的は達成可能であるし，自衛隊との情報伝達や意見交換は通信訓練の際に行えば十分で宿泊を伴って実施する必要は全くない。

以上より，本件職務命令が不必要な職務を職員に命ずる点で不当である以上，本件支払行為は，本件職務命令を直接の原因とするので，不当であることは明らかである。

第3 本件職務命令の違法性

請求書のとおり，地方財政法10条の4及び12条によれば，地方自治体が「国が専らその用に供することを目的として行う調査に要する経費」及び「防衛省に係る費用」を支出することは違法である。本件支払行為は，本件訓練に対応するための支出行為である。そうだとすると，本件訓練が専ら国の用に供する訓練であり，防衛省単独の訓練であれば，上記地方財政法に反する違法な支出となる。

この点，本件訓練が自衛隊独自の訓練であることは，自衛隊や他の区だけでなく，練馬区自身も認めるところである(資料4～7)。また，各区に連絡があったのが直前であったこと(資料5)及び自衛隊が自治体には共同でも協力でもなく「了解」を得た上で訓練を実施すると

していること（資料 8）からも，本件訓練が防衛省単独の訓練であることは明らかである。

以上より，本件支払行為は，本件訓練が自衛隊独自の訓練であるので，専ら国の用に供する経費又は防衛省に係る費用に当たり地方財政法に反し違法である。

以上

証 拠 方 法

- 資料 1 産経新聞の記事（7月23日朝刊2面）
- 資料 2 産経新聞の記事（7月25日朝刊2面）
- 資料 3 東京新聞の記事（7月6日朝刊1面）
- 資料 4 しんぶん赤旗の記事（7月4日4面）
- 資料 5 しんぶん赤旗の記事（7月4日13面）
- 資料 6 練馬区長に対する要望書及び区からの回答
- 資料 7 板橋区長に対する e モニターのメール及び区からの回答
- 資料 8 東京新聞の記事（7月6日朝刊26面）

（注 1）この追加書面 は、請求人が提出した追加書面の記載内容を原文に即して掲載したものであるが、字の大きさや間隔、行数などについては異なる。

（注 2）証拠方法の添付は省略した。

練馬区立石神井台小学童クラブの 備品の処分に関する措置請求監査結果

(平成 25 年 1 月)

練馬区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

練馬区 X

2 請求書の提出

平成24年11月27日

3 請求の内容

請求人が提出した「練馬区職員措置請求書」(別紙1)および平成24年12月14日付け(平成24年12月17日受付)追加資料(以下「追加資料」という。)(別紙2)による主張事実の要旨および措置請求は、つぎのとおりである。

(1) 主張事実の要旨

ア 練馬区立石神井台小学童クラブ(以下「学童クラブ」という。)の室内に備品として天井据え付けのスクリーン(以下「スクリーンA」という。)が設置されていたが、2009年(平成21年)7月の学童クラブ室移設後、スクリーンAが処分され、行方不明になっている。

イ 移設前の学童クラブ室には、上映用として使用したスクリーンAと更衣室代わりの仕切り用ロールカーテン(以下「ロールカーテン(スクリーンB、C)」という。)の2種類が設置されていた。このロールカーテン(スクリーンB、C)を上映用スクリーンにしてスライドを観たという保護者も新たに出てきた。このロールカーテン(スクリーンB、C)については、学童クラブ室移設後も、旧学童クラブ室(現在の石神井台小学校1年4組教室。以下同じ。)天井に取り付けられたままであることが練馬区教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課(以下「子育て支援課」という。)の現地調査で判明し、平成24年12月13日に現在の学童クラブ室に移設された。子育て支援課が、現地調査を行うまでの1年半の間、区民の財産である備品が有効に使われなかった。

(2) 措置請求

ア スクリーンAの原状回復を求める。

イ スクリーンの件は、子育て支援課が区民(保護者)の声をよく聞いていれば、簡単に、かつもっと早く解決できたと考える。徹底的に調査して、区民の財政、財産、物品を有効に扱われるように求める。

4 請求の受理

本件措置請求について、平成24年12月10日に受理した。

5 暫定的停止勧告に関する判断

本件措置請求については、請求人から違法との主張がなされていないため、対象外である。

第2 監査の実施

1 監査の対象事実

請求の要旨から、「スクリーンAの原状回復」、「ロールカーテン(スクリーンB、C)の有効活用」および「備品の有効活用」についてを監査対象事項とした。

2 監査対象課

子育て支援課を監査対象課とした。

3 監査委員における現地調査

旧学童クラブ室および現在の学童クラブ室のスクリーンの管理・設置状況について、平成24年12月12日に現地調査を実施した。

4 監査対象課からの関係書類の提出等

監査対象課に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成24年12月25日に本件措置請求について陳述の機会を設けた。

5 証拠の提出および陳述の機会の付与

請求人に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第6項の規定に基づき、平成24年12月25日に証拠の提出および陳述の機会を設けたところ、請求人は陳述において、受理後提出した追加資料と合わせ、本件措置請求の主張事実の補足を行った。

第3 監査の結果

本件措置請求については、本案審理と並行して要件審査を引き続き実施したが、住民監査請求の要件を欠くことが明らかになったので、これを却下する。

理由

(1) スクリーンAの原状回復について

請求人は、旧学童クラブ室に備品としてあったスクリーンAが処分され行方不明となっていることに対し、原状回復を求めている。しかしながら、学童クラブ室の備品台帳および物品台帳にスクリーンAの記載はなく、平成24年12月12日に実施した監査委員における現地調査においてもその存在を確認できなかった。さらに、平成21年7月の学童クラブ室移設時には既にスクリーンAが存在しなかったことを請求人も陳述時に証言している。これらの事実から、スクリーンAを処分したと推定される日から少なくとも1年を経過していることは明白である。したがって、住民監査請求の要件である1年間の請求期間を過ぎており、また期間徒過に対しての正当な理由がある旨の主張もない。

(2) ロールカーテン(スクリーンB、C)の有効活用について

請求人は、ロールカーテン(スクリーンB、C)が、学童クラブ室移設後も、旧学童クラブ室に取り付けられたままであり、平成24年12月13日に、現在の学童クラブ室に移設されるまでの間、区民のために有効に使われなかったと主張しているが、ロールカーテン(スクリーンB、C)の移設(2本のうち1本を設置、1本は学童クラブ室内で保管)により、請求人が訴える

財産の管理を怠る事実は治癒されている。このため、区への損害は認められず、住民監査請求の要件を欠く。

(3) 備品の有効活用について

請求人は、徹底的に調査して、区民の財政、財産、物品を有効に扱われるように求めている。判例によれば、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない。」(最高裁平成2年6月5日第三小法廷判決・民集第44巻4号719頁参照)とされている。これを本件措置請求について見ると、請求人の主張は、区民の財政、財産、物品を有効に扱われているか概括的に疑念があるとするものであり、違法・不当とする財務会計上の行為を個別的、具体的に摘示しているとは認められない。したがって、この点についても住民監査請求の要件を満たしていない。

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠く不適法な請求であると判断する。

練馬区監査委員 監査事務局 殿

住民監査請求

地方自治法第242条第1項に基づき、区民の財産(物品)の処分につき、不当な行為がありましたので、住民監査請求を行います。

1、 請求の要旨

練馬区立石神井台小学童クラブでは、学童クラブ室内に、備品として天井据え付けのスクリーンが設置されていましたが、2009年7月の学童クラブ室の移設された後、そのスクリーンが処分され、行方不明になっています。

学童クラブ父母会長名で「区長への手紙」で確認と現状回復を求めたところ、「子育て支援課長・Y」名で、「24練こ子第93号」の回答がありました。

回答には「平成21年度に移転するまでの間に、使用頻度が低いことや老朽化等により、スクリーンを取り外し、それ以後は白いシーツや、学童クラブ室の間仕切りとして新たに取り付けられたロールカーテン(職員更衣室がなかったため取り付けました。)をスクリーンとして代用していたとのことです。」とありました。

その後、子育て支援課長に、スクリーンの存在は学童クラブの子どもたちの証言が有ること、学童クラブの縁日の際に撮影した証拠写真があることを伝え、再度、調査を依頼していました。そして、本年(平成24年)10月26日に、子育て支援課長に電話で調査結果を確認したところ、「天井に付いていたのは、職員の更衣室がないためのロールカーテンであってスクリーンではない」との回答でした。そこで、写真に基づく再度の調査依頼を行い、11月6日に、調査の結果を再度確認したところ、「調べたが、職員の更衣室がないためのロールカーテンであってスクリーンではない」との回答でした。

学童クラブ室の天井に付いていたロールスクリーンは、写真の通り、廊下に対して直角方向に付けられていたものです。写真に写っている壁の裏側は廊下です。このロールと同じ直線方向には校庭に面する窓があります。更衣室代わりの仕切り用ロールカーテンだとすると、校庭側から「更衣室」が丸見えになるもので、子育て支援課長の説明の根拠は崩れ、矛盾した話になります。

当時の学童クラブの子どもたちの証言でも、いまから4年ほど前に、職員の机の上部付近に間仕切り用のロールカーテンが着けられましたが、それは写真のロールスクリーンとは別のものです。設置された当時、指導員が「いいものが付いたのよ」と嬉しそうに子どもたちに話していたと、子どもが証言しています。すなわち、学童クラブ室には、ロールスクリーンと机上部付近にロールカーテンの計2つが設置されていたのです。上映会として使用できたもので、「老朽化」というような古いものではありませんでした。

子育て支援課長は、校庭側から丸見え方向に設置されているロールスクリーンの写真を確認しても、「更衣室がわりのロールカーテン」だと言っています。

学童クラブ移設当時の職員について、前任の職員が開催していた上映会を「やらなくなった」との子どもの証言があります。「使用頻度」が低かった職員、「スクリーンを使っていない」と職員は課長に説明したそうですが、それは子ども達の証言と一致します。しかしその職員の前任の職員の時、ロールスクリーンを使っての映画会をやっていたという、子どもの証言もあります。何の映画を観たかも覚えています。

事実関係を丁寧に調査すれば、どこに、ロールスクリーンがどういう位置で付いていたのか、誰がそれを子ども達のために使用し、「使用頻度」が低かった職員は誰なのか、そして、誰の判断で処分してしまったのか分かるはずですが、スクリーンといえども備品であるかぎり、区民の財産です。

いま、石神井台小学童クラブでは、60人の児童が狭い部屋で過ごしています。以前は、雨の日であれば学童クラブの子どもたちは体育館を利用させてもらい、ふだんでも午後5時まで校庭を利用できました。しかし、現在、石神井台小学校では、学校 - 放課後ひろば事業(学校応援団) - 学童クラブ、という三者の連絡会議がまだ確立されていないなかで、学童クラブの児童は4時以降狭い部屋で数時間過ごさなくてはなりません。そうしたなか、子どもたちの為に今の指導員は、委託法人所有の上映機器による映画等の上映会を頻繁に行っています。また保護者会や学童父母会との協議会では、ふだんの子ども達の様子をスライドにして上映して見せてくれます。しかし、その際の上映スクリーンは、白いボロ切れを使っている状態です。スクリーンを処分されたことで、区民と学童クラブの子ども達が不利益を被っているのです。

もともと石神井台小学童クラブ室にあったスクリーンは、どこに行ってしまったのでしょうか。練馬区の帳簿・台帳を調べ、処分した経緯を監査事務局として調査していただき、練馬区が備品の現状回復を行うことを求めます。

2、 請求者

- ・住所 練馬区
- ・職業 会社員
- ・氏名 X 印

(練馬区立石神井台小学童クラブ父母会会長)

- ・地方自治法242条第1項の規定により、事実証明書として、区長への手紙の回答(24練こ子第93号)および、学童クラブ室に設置されていたロールスクリーンの写真を添付します。

平成24年11月27日

練馬区監査委員 殿

(注1) この措置請求書は、請求人が提出した措置請求書の記載内容を原文に即して掲載したものであるが、字の大きさや間隔、行数などについては異なる。また、連絡先の記載は省略した。

(注2) 事実証明書の添付は省略した。

(別紙2)

練馬区監査委員 監査事務局 殿

住民監査請求第339号の追加資料の提出について

私は、地方自治法第242条第1項に基づき、住民監査請求第339号を提出しましたが、陳述に先立ち、追加資料を提出します。

1、追加資料の要旨

私は、平成24年11月27日に、練馬区立石神井台小学童クラブに備え付けてあったスクリーンの処分の経緯調査と原状回復をもとめて、住民監査請求を提出し、第339号として申請しました。住民監査請求を提出すると、直ぐにこども家庭部子育て支援課の子ども育成係係長から、旧学童クラブ室（現在1年4組教室）に「ロールカーテン（ロールスクリーン）」が今でも取り付けられているとの連絡があり、12月4日に現地で確認しました。古いシート（白いボロ切れ）で上映する状態で映画やスライドを観ていた子どもたちと保護者にとって、嬉しい報告であり、現在の学童クラブ指導員の確認のもと、移設の段取りを話しあうことができました。住民監査請求を提出すると、ただちに、子ども育成係の係長が現場に足を運んで、調査し、迅速に対応していただいたことに感謝するものです。

その「ロールスクリーン」は、存在の確認を求めている Y 子育て支援課長の求めに応じて、4～5年前に父母会が撮影していた写真を、平成24年9月に印刷し送付していたものでした。12月4日に、現場で立ち会った係長は、11月27日に提出した「住民監査請求」に添付した資料で、写真をはじめて見たと語っていました。課長の手元に送付した写真が、課長から備品を担当する係長に渡されていなかった様でした。

また、区長への手紙の回答（24練教こ字第93号）に書かれていた通り、学童クラブ室に備え付けられて過去に利用されていた「スクリーン」はすでに処分されていて、現場では確認できませんでした。学童クラブを卒会した子どもたちは、学童クラブの部屋の棚側（先生の机の近く）のスクリーンで映画を観たと証言していますが、父母会（保護者）が固定式のスクリーンの存在を証明する写真を見つげだすことはできませんでした。しかし、区が「ロールカーテン」と言っていたものを、「上映用スクリーンにしてスライドを観た」と語る保護者も新たに出てきて、今回確認できた「ロールカーテン」を、スクリーンとして使用していたことを保護者（現6年生の保護者）の証言でも裏付けられました。

いずれにしても、今回の現場の調査によって、現学童クラブの指導員の立ち会いのもと、「ロールカーテン」の存在を確認し、それを今の学童クラブ室に移設することで、子どもたちにとって有益に使えることが確認できました。迅速に対応していただいた子ども育成係の係長に、重ねて感謝するものです。

区と子育て支援課に何度も要望してきたスクリーンが、この度移設されるまでの間に、どうして区の運営支援係の係長や担当課長は、直接、保護者のところに来て話を聞き、調



査しようとしなかったのでしょうか。区民の声に耳を傾けないが故に、区民の財産（物品）が有効に使われていないのではないかと、疑問に感じます。

年に2～3回の保護者会や、毎月の学童クラブと父母会との協議会の場のどこかに、委託学童クラブを監督する子育て支援課運営支援係の係長が足を運び、区民（保護者）の声に耳を傾けていれば、今度のスクリーンの件ももっと早く解決していたと思います。今回、子育て支援課の子ども育成係の係長が現地に来るまでの1年半の間、区民の財産である備品が、区民の為に有効に使えるべきだったのに使えなかったと指摘せざるをえません。

2、区民の財産・物品が有効に使われていないとする根拠

(1) <経緯および区が保護者に約束したこと>

石神井台小学童クラブは、平成22年4月に民間委託されました。委託にあたって、父母会および近隣保育園父母会で作る「民間委託対策連絡会」が、練馬区長宛に要望書を提出していました（資料1）。練馬区は、保護者向けの説明会を平成21年9月11日と10月23日の2回開催し、その「説明会報告」は情報公開請求で公開されています（資料2および資料3）。

スクリーンの現状回復をはじめ直営時代の学童クラブの環境を落とすことのないよう、区民の財産を有効活用すべきとする問題は、すでに平成23年3月の「新1年生を対象にした入会説明会」の場で、区の担当係長がいないことを質問する形で問題提起を行っています。そして私が石神井台小学童クラブの父母会長に就任した平成23年4月以降、担当の課長や運営支援係長が保護者との懇談を求め続けてきました。それは、学童保育の内容だけではなく、スクリーンを含めた備品の有効活用等も含めたものでした。区長への手紙および子育て支援課長への要望書でも、学童クラブと父母会との協議会、保護者会への子育て支援課長もしくは運営支援係の係長の出席を求めてきました。懇談という形で難しければ学習会の講師として保護者の所に来てほしいと求めたこともあります（資料4）。しかしこの1年半の間、担当の課長・係長は学童クラブの保護者との懇談を拒み続けてきました。

こうした区の姿勢に対して、平成24年4月に開催した、石神井台小学童クラブ父母会総会では、「石神井台小学童クラブの運営に、練馬区は公的な責任を果たしてください」との特別決議を採択しました（資料5）。また、その決議をふまえて、練馬区議会に、「委託学童クラブに対する区の公的責任をもとめる陳情書」を提出しています（資料6）。そこでも、保護者会や協議会の場に、担当課の課長や運営支援係の係長の参加を求めてきました。

上記に示した経緯のなかで、とくに区直営から民間委託に移る過程のなかで、練馬区は何かあれば保護者のところに来ること、区が運営に責任をもつことを区民に約束していました。区民に約束した通り、学童クラブの保護者のところに、担当の課長もしくは運営支援係の係長が足を運んでいれば、財産・物品は有益に使えたと考えます。

約束とは以下に示す通りです。

その1—資料2の「9月11日の説明会」の際、Q25で「保護者会で保護者が出した意見

なども、区の職員の方が直接きいてほしい。保護者の意見を扱い取りやすいのだから、立ち会っていただきたい」との保護者の要望に、区の Z 計画調整担当課長（当時）は「参加したほうが良いなら、前もって呼んでほしい」と回答し、また Q60 で「また説明会なり話し合いの場をもってもらえる？」との問いに、「委託後に思ったことは、区のこの係に連絡していただければお答えできる」と回答しています。これは明らかに、区に要請すれば参加すること、係に連絡をいれれば誠実に対応することを区民に約束したものです。

その 2—父母会と委託対策連絡会が提出した資料 1 の「要望書」に対して、資料 3 の「10 月 23 日の意見交換会」で、Z 課長（当時）は「要望書の項目 1 から 23 まで、基本的にそのとおりと考えている」と回答しています。資料 1 の項目 9 には、「懇談会（協議会）の場を定期的にもつこと」と、協議会の設置を要望しています。資料 3 の、Z 課長の回答の(9)番では「保護者の希望があれば調整する」と答えています。この説明からは、保護者の求めがあれば協議会の運営に区は積極的に関与するものと受け取れます。

平成 21 年当時、学童クラブより先に委託が進んでいた公立保育園では、どこも運営協議会が設けられ、委託法人と保護者そして区の担当課長が参加しています。学童クラブの場合でも、指定管理制度を導入した「谷原あおぞら学童クラブ」では、区の職員も参加する運営協議会が開催されていると情報を掴んでいました。資料 1 の「要望書」に記載した、保護者が求める「協議会」は委託保育園や「谷原あおぞら」での協議会を念頭においたもので、区の担当課長も参加する協議会を前提にしたものです。当時の保護者の認識はそうした視点であり、だから平成 23 年 3 月の「入会説明の保護者会」でもその趣旨の質問をしています（資料 7 < Y 課長の求めに応じてまとめた質問一覧と「回答」>）。どういうわけか、資料 2 および資料 3 の「説明会」の議事録（要点記録）には保育園を例に「協議会」についての保護者の発言部分について、起こされていません。区の Z 計画調整担当課長（当時）と Y 子育て支援課長は、保護者の念頭にある「協議会」に、その時点で参加する意思はなかったとするならば、なぜ「説明会」の場で、そのことを議事録に残る様にきちんと説明しなかったのでしょうか。平成 23 年 4 月 12 日付、質問にたいする

Y 子育て支援課長からの「回答」（資料 7—「回答」部分）で、「運營業務委託の学童クラブでは運営協議会を設置していません」と、はじめて明らかにしています。かりに、区は「協議会に出席しない」とすることが当初の方針であったとしても、そのことを担当課は区民に説明していませんし、また保育の内容に関わって、委託運営後、「要望や提案があれば話し合っていく」（資料 3 の「内容」の(20)）と表明していたのですから、父母会から求めがあれば、区の担当する係長もしくは課長の出席があつてしかるべきではないでしょうか。

（2）<区の財政が有効に使われているかの疑義>

資料 2 の「9 月 11 日の説明会」の Q 8 に、Z 計画調整担当課長（当時）は、「委託料の大半は人件費。職員が定着せず、どんどん辞めていくようでは困る」と回答し、Q56 の

職員が辞めていくのではないかと心配の声に対し、「3年以下でころころかわられても困る」と Z 計画調整担当課長(当時)は説明していました。資料1の父母の「要望書」の項目21には、職員が1年の間に半数以上退職した時は「区長は改善勧告をすること」を求め、Z 課長(当時)は「基本的にそのとおりと考えている」と答えています(資料3の「10月23日意見交換会」)。この間、委託学童クラブへの「委託料内訳」は情報公開で入手した資料(資料8)の通りですが、石神井台小学童クラブでは委託してから2年の間に2名の正規職員が退職してしまいました。この問題で、資料1の「要望書」項目21番に基づいて練馬区は厳格に対応したのかとの質問に、運営支援係長からの回答はありませんでした。むしろ、「所長(職員)が辞めた理由は保護者が原因」と運営支援係の係長は区民(保護者)の責任にする発言がとびだしました。その係長の発言は、11月2日に、Y 子育て支援課長名で撤回・謝罪されていますが(資料9[24練こ字第3516号])、退職理由が本人の都合によるものであっても、1年の間に2人の常勤指導員のうち1人が、2年間で2名の常勤職員が退職しては、区の財政を注ぎ込み、区の研修によって身につけた学童クラブの指導員としての経験も蓄積されません。

区の財政が有効に投入され、生かされてきたのかどうか、問われる問題です。

(3) <学童クラブの児童が校庭の使用時間を制限されている問題>

石神井台小学童クラブの児童は、11月以降、校庭で遊べる時間が4時までに限定されています。練馬区の「放課後子どもプラン」には、学童クラブと学校と学校応援団との間の連絡会議の開催が書かれています。しかし、資料6の区議会への「陳情書」でも求めているように、石神井台小学校では三者の間の連絡会議がいまだに確立できていません。この問題で、父母会として子育て支援課長に調整の要請をしたところ、平成24年7月に学校の副校長との懇談が、また11月上旬に、「4時までで学童の児童が遊べなくなる問題」で、校長と係長との間での話し合いがもたれました。

しかし、いま現在、学童クラブの現場での進展はありません。11月に入ってから、学童クラブの児童は校庭で10分間しか遊べなかった日もあります。担当する子育て支援課の課長および運営支援係長に、三者の調整に積極的に乗り出すよう、再三要請して、1年以上経て、上に記した様なレベルで、ようやく動きだしたのが現状です。

学童クラブの直営時代は、エリアを担当する児童館の館長が、何かあれば現場に出向き、学校(学校長)との調整に乗り出していました。Y 子育て支援課長は、「委託学童クラブでは1人が所長であり、その人は児童館の館長にあたる」と説明しています。しかし、学校の校長や副校長、地域の学校応援団の役員、町会の役員にしてみれば、その地域の児童厚生の仕事を担う児童館の館長と同じレベルにある人とは見なしていないのは当然です。本年11月に学校応援団の会議が催されることが分かり、委託学童クラブ(石神井台小学童クラブ)の指導員が会議の傍聴参加を希望しましたが、参加を拒まれたそうです。学童保育の子どもたちの生活の場となっている学童クラブの運営と、「ひろば事業」との関係と調

整に、練馬区の担当課がもっと積極的に乗り出すことで、学校の校庭（施設）という、公的施設の空間と時間を、子どもたちにとってより有効に活用できるはずです。

3、子どもたちの為にも、区の財政・財産・物品の有効活用をお願いします。

いま、石神井台小学童クラブでは、60人の児童が狭い部屋で過ごしています。それでも待機児童が発生している状態です。区民の財産・物品の有効活用で、子どもたちが安心して楽しく学童クラブで生活を送れるようにと願うのは、親の当然の声です。

以上、長々と追加資料の説明を書きましたが、区の担当する子育て支援課の課長・運営支援係の係長が子ども世帯の保護者の所に足を運ぶことを、ここまで記して監査事務局に問題提起しないと動かない事態を、練馬区の子育て世帯の区民として大変残念に思う次第です。スクリーンの件は、担当課の課長や委託学童クラブを管轄する運営支援係の係長が保護者の声をよく聞いていれば、簡単に、かつもっと早く解決できたと考えます。

監査委員・監査事務局として、未来に生きる子どもたちのために活動している父母会と保護者の願いを正面からうけとめていただき、徹底的に調査して、練馬区が区民の財政、財産、物品を有効に扱われるように求めます。

資料提出者（第399号 請求者）

- ・住所 練馬区
- ・職業 会社員
- ・氏名 X 印

（練馬区立石神井台小学童クラブ父母会会長）

・地方自治法242条第1項の規定により、第399号の追加資料として、以下の資料を添付します。

※資料1—石神井台小学童クラブ父母会・民間委託対策連絡会提出の「要望書」

※資料2—平成21年9月11日開催「説明会」報告

※資料3—平成21年10月23日開催「意見交換会」実施報告

※資料4—学習会の講師要請を断る区長への手紙の回答（23練児第4082号）

※資料5—石神井台小学童クラブ父母会総会の特別決議と児童部長への要請書

※資料6—父母会が練馬区議会に提出した陳情書

※資料7—平成23年3月に Y 子育て支援課長へ送付した手紙と課長の回答

※資料8—情報公開による「委託料の内訳」

※資料9—係長の問題発言を謝罪する Y 子育て支援課長名の「回答」

平成24年12月14日

練馬区監査委員 殿

（注） 添付された資料は省略した。

行政監查結果

平成 2 4 年 度
(2 0 1 2 年 度)

行 政 監 査 結 果 報 告

「行政財産の目的外使用および貸付けについて」

平 成 2 5 年 3 月
練 馬 区 監 査 委 員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	行政監査の目的	1
2	監査テーマ	1
3	選定趣旨	1
4	行政財産の定義	1
5	行政財産の目的外使用許可	2
6	行政財産の貸付け等	2
7	監査対象および範囲	4
8	監査方法	6
(1)	課題等説明	6
(2)	アンケート調査	7
9	監査実施期間	7
10	監査の視点	7
第 2	監査結果	8
1	行政財産の目的外使用許可の状況について	9
2	使用許可基準について	11
3	使用許可手続について	13
(1)	使用許可申請書の提出状況について	13
(2)	総務部長協議における許可の相手方の調査状況について	14
(3)	総務部長協議における関係書類の添付状況について	14
(4)	使用許可書の交付状況について	15
(5)	実地調査の実施状況について	16
4	使用料について	16
5	使用料の減免について	17

(1) 減免理由について	17
(2) 使用料減免申請書への減免理由の記載状況について	18
(3) 決定文書への減免の可否判断等の記載状況について	19
(4) 継続使用の場合における使用料減免申請書の提出状況について ..	20
6 使用料の納付方法等について	20
7 光熱水費の負担について	21
(1) 光熱水費の徴収の有無について	21
(2) 光熱水費徴収における算出方法について	21
(3) 光熱水費を徴収していない理由について	22
(4) 光熱水費の免除理由について	23
8 行政財産の目的外使用に関する合規性について	23
9 行政財産の活用状況について	24
10 行政財産の貸付けについて	24
(1) 貸付けの有無について	24
(2) 貸付け等の範囲が拡大されたことについて	25
(3) 有効活用等を進めている自治体があることについて	25
(4) 目的外使用許可を貸付けに切り替えることについて	25
(5) 貸付けの検討状況について	26
11 駐車場について	27
(1) 駐車場の有無について	27
(2) 駐車台数について	27
(3) 駐車場を有料化していない理由について	28
(4) 駐車場への貸付制度導入の可否について	29
12 自動販売機の設置について	30
(1) 自動販売機の売上状況の把握について	30

(2) 自動販売機新規設置の問合せ状況について	30
(3) 公募制導入の可否について	30
(4) 一般競争入札による貸付制度導入の可否について	31
(5) 使用料、光熱水費の徴収状況について	32
13 行政財産の有効活用および歳入の確保について	33
第3 監査委員意見	34
1 目的外使用許可に係る適正な事務処理の確保に向けて	34
2 さらに行政財産の活用と歳入の確保に向けて	34

部別目的外使用許可等一覧表

1 危機管理室	表 - 1、表 - 13
2 総務部	表 - 1、表 - 13
3 区民生活事業本部区民部	表 - 3、表 - 15
4 区民生活事業本部産業経済部	表 - 3、表 - 16
5 区民生活事業本部地域文化部	表 - 4、表 - 16
6 健康福祉事業本部福祉部	表 - 7、表 - 19
7 健康福祉事業本部健康部	表 - 8、表 - 20
8 環境まちづくり事業本部環境部	表 - 9、表 - 21
9 環境まちづくり事業本部都市整備部	表 - 10、表 - 22
10 教育委員会事務局教育振興部	表 - 10、表 - 23
11 教育委員会事務局こども家庭部	表 - 11、表 - 24

第 1 監査の概要

1 行政監査の目的

行政監査とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 199 条第 2 項に基づき、一般行政事務そのもの、すなわち組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般について監査するものである。その目的は、区民の多様な要望に応え、効率的で質の高い行政実現に寄与することと、誤謬と不正の発生を未然に防止し、区民の信頼に応えることである。特質としては、特定の事務または事業を取り上げて、全般的な観点から当該事業または事務が合理的かつ効率的に実施されているか、その事業目的を有効に達成しているかなどの点について、体系的かつ総合的に検証することにある。

2 監査テーマ

「行政財産の目的外使用および貸付けについて」

3 選定趣旨

平成 18 年の自治法改正により、行政財産の貸付範囲等が拡大され、これにより行政財産の貸付けは、長期安定的な活用が可能となった。

また、厳しい財政状況の中、区ではあらゆる歳入の確保が求められている。本区の練馬区公有財産管理規則（昭和 39 年 9 月練馬区規則第 7 号。以下「管理規則」という。）においても、「財産の管理について、常に最善の注意を払い、良好な状態で維持および保持をし、経済的かつ効果的に利用されるようにしなければならない」と規定されている。

そこで、行政財産の目的外使用許可や貸付け等の事務手続、使用料等の徴収等の現状を横断的に検証することで、その管理が適正かつ有効に活用されているか、また歳入確保策が十分に講じられているかを監査する。

4 行政財産の定義

自治法第 237 条第 1 項において、「財産」とは、「公有財産、物品及び債権並びに基金をいう」とある。さらに、自治法第 238 条第 1 項において、「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうちつぎに掲げるもの（基金に属するものを除く。）とされている。

不動産

船舶、浮標、浮棧橋および浮ドックならびに航空機

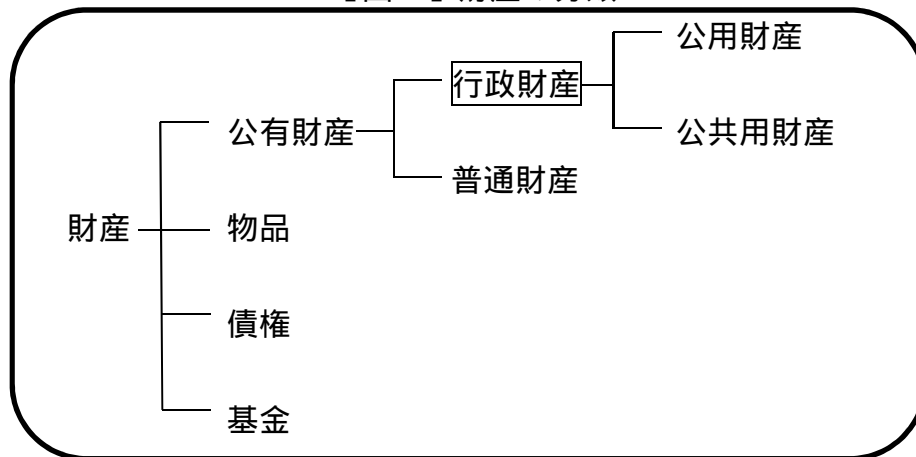
前 2 号に掲げる不動産および動産の従物

地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に
表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）地方債および国
債その他これらに準ずる権利
出資による権利
財産の信託の受益権

また、自治法第 238 条第 3 項において、公有財産は、「これを行政財産と
普通財産とに分類する」とされ、同条第 4 項において、行政財産とは、「普
通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定し
た財産」とされている。

【図 1】財産の分類



5 行政財産の目的外使用許可

行政財産は、本来地方公共団体の行政執行の目的のために最も効率的に
使用させるべきものであり、これを貸し付けたり私権を設定したりするこ
とを認めることは、行政財産の効用を減少させ、ひいては行政目的を達成
しがたくするおそれがある。このため、自治法第 238 条の 4 第 1 項におい
て、行政財産を私法上の関係において運用することは、原則として禁止さ
れている。

しかし、行政財産によっては、財産の一部の使用を認めることが、本来
の用途または目的を妨げないばかりか、行政財産自体の効用を高める場合
がある。そこで、自治法第 238 条の 4 第 7 項では、行政財産の用途または
目的を妨げない限度において、その使用の許可ができることとされている。

6 行政財産の貸付け等

行政財産を私法上の関係において運用することは、自治法第 238 条の 4
第 1 項において、原則として禁止されている。

しかし、現実には、例えば、庁舎等と他の行政施設とを合築して区分所有する場合や、公の施設である学校の校庭の敷地の下を地下鉄が通る場合がある。このような状況に対応するため、昭和 49 年の自治法改正により、行政財産である土地について、一定の条件の下に貸付けまたは地上権の設定ができることとされた。

また、近年、市町村合併や行政改革の進展により生じている庁舎の空きスペースの有効活用等が検討されている状況等を踏まえ、行政財産の有効活用ができるよう、平成 18 年に自治法改正が行われ、行政財産である建物の一部を貸し付けること等が可能となった。

行政財産の貸付けは、原則として、賃貸借契約によって行われ、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)の規定が適用される。可能な限り長期安定的な使用を可能とした制度であり、この点において、一時的な使用を前提とした目的外使用許可とは異なる。

【行政財産の目的外使用許可、貸付け等ができる場合について】

自治法第 238 条の 4 第 2 項第 1 号

当該地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物・工作物であって土地の供用の目的を効果的に達成することに資するものを所有し、または所有しようとする場合にその者に土地を貸し付けるとき
(例：空港ターミナルビルの底地の貸付け、港湾における荷揚げ施設・倉庫等の底地の貸付け。平成 18 年の自治法改正で追加)

自治法第 238 条の 4 第 2 項第 2 号

地方公共団体が国、他の地方公共団体または政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分所有するためにその者に土地を貸し付ける場合

自治法第 238 条の 4 第 2 項第 3 号

地方公共団体が行政財産である土地およびその隣接地の上に当該地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分所有するためにその者に土地を貸し付ける場合
(例：市街地再開発に伴い行政財産となった土地の貸付け。平成 18 年の自治法改正で追加)

自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号

行政財産のうち庁舎等の床面積または敷地に余裕がある場合として政令で定める場合に、余裕がある部分を貸し付けるとき
(例：庁舎等の空地スペースの貸付け。平成 18 年の自治法改正で追加)

自治法第 238 条の 4 第 2 項第 5 号

行政財産である土地を国、他の地方公共団体または政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合にその者のために地上権を設定するとき

(例：鉄道の用途のための行政財産である土地への地上権の設定)

自治法第 238 条の 4 第 2 項第 6 号

行政財産である土地を国、他の地方公共団体または政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合にその者のために地役権を設定するとき(平成 18 年の自治法改正で追加)

7 監査対象および範囲

原則として、平成 24 年 4 月 1 日現在、行政財産の目的外使用許可を行っている土地および建物を対象とし、つぎに掲げるものは監査の対象から外した。

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)等他の関係法令に基づくもの

使用許可期間が 6 か月未満のもの

区役所内部に対する使用承認(「行政財産使用許可手続の改定について(通知)」(昭和 63 年 3 月 3 日付け練総経発第 328 号)に規定する使用承認)

行政機関に対する使用許可で使用料を免除しているもの

電柱、公衆電話所等「練馬区行政財産定額使用料の改定について(通知)」(平成 22 年 3 月 15 日付け 21 練総経第 1212 号)により定められた使用料を徴収しているもの

【表 1】監査対象とした行政財産の目的外使用許可を行っている施設の一覧

行政財産の目的外使用許可を行っている施設		所管部等	所管課
施設名	許可件数および用途		
南大泉備蓄倉庫	1 件 自動販売機	危機管理室	防災課
練馬区消防施設(練馬三丁目)	1 件 自動販売機		
高松防災広場	1 件 自動販売機		
大泉学園町防災広場	1 件 自動販売機		
桜台六丁目防災井戸	1 件 物置設置		
練馬区役所	23 件 自動販売機、食堂 他	総務部	総務課
石神井庁舎	6 件 自動販売機、コピー機 他		
職員研修所	7 件 駐車場、自動販売機		
練馬区役所第二駐車場	1 件 倉庫		
情報公開室	2 件 倉庫、コピー機		
練馬豊玉中職員寮	1 件 自動販売機		
			職員課

第二出張所	1件	自動販売機	区民生活事業本部 区民部	戸籍住民課
関出張所	1件	コピー機		
上石神井出張所	1件	自動販売機		
光が丘区民センター	5件	自動販売機、事務室 他		
関区民センター	1件	自動販売機		
石神井公園区民交流センター	2件	事務室、コピー機	区民生活事業本部 産業経済部	経済課
勤労福祉会館	6件	自動販売機、コピー機 他		
早宮地区区民館	1件	自動販売機	区民生活事業本部 地域文化部	地域振興課
北町第二地区区民館	1件	コピー機		
旭町南地区区民館	2件	自動販売機、コピー機		
光が丘地区区民館	1件	コピー機		
練馬文化センター	2件	自動販売機、事務室		
大泉学園ホール	1件	自動販売機		
石神井公園ふるさと文化館	4件	自動販売機、食堂 他		
生涯学習センター	3件	自動販売機、喫茶コーナー		
総合体育館	4件	自動販売機、事務室		
光が丘体育館	5件	自動販売機、事務室 他		
桜台体育館	2件	自動販売機、事務室		
上石神井体育館	4件	自動販売機、コピー機 他		
平和台体育館	3件	自動販売機、事務室 他		
大泉学園町体育館	3件	自動販売機、事務室 他		
三原台温水プール	2件	自動販売機		
北大泉野球場	1件	自動販売機		
東台野球場	1件	自動販売機		
学田公園野球場	1件	自動販売機		
大泉学園少年野球場	1件	自動販売機		
土支田庭球場	1件	自動販売機		
豊玉中公園庭球場	1件	自動販売機		
夏の雲公園庭球場	1件	自動販売機		
大泉さくら運動公園	2件	自動販売機		
大泉学園町希望が丘公園運動場	1件	自動販売機		
(仮)練馬総合運動場	2件	自動販売機		
公園予定地(元日本銀行石神井運動場)	1件	自動販売機		
中村南スポーツ交流センター	3件	自動販売機、事務室		
練馬デイサービスセンター	1件	居宅介護支援事業所	健康福祉事業本部 福祉部	高齢社会対策課
錦デイサービスセンター	1件	居宅介護支援事業所		
高野台デイサービスセンター	1件	居宅介護支援事業所等		
光が丘高齢者センター	1件	居宅介護支援事業所		
豊玉高齢者センター	1件	自動販売機		
富士見台作業所	1件	障害福祉サービス事業所		
東大泉作業所	1件	障害福祉サービス事業所		
練馬作業所	1件	障害福祉サービス事業所		
豊玉作業所	1件	障害福祉サービス事業所		
中村作業所	1件	障害福祉サービス事業所等		
精神障害者通所訓練室	1件	障害福祉サービス事業所		
障害者就労支援室	2件	障害福祉サービス事業所等		
中村橋区民センター	1件	自動販売機等		
心身障害者福祉センター	2件	自動販売機、コピー機		
大泉総合福祉事務所	2件	自動販売機		大泉総合福祉事務所

豊玉保健相談所	6件	自動販売機、展示販売	健康福祉事業本部 健康部	豊玉保健相談所	
北保健相談所	3件	自動販売機、展示販売		北保健相談所	
光が丘保健相談所	2件	展示販売		光が丘保健相談所	
石神井保健相談所	6件	自動販売機、展示販売		石神井保健相談所	
大泉保健相談所	5件	展示販売		大泉保健相談所	
関保健相談所	2件	展示販売		関保健相談所	
関町リサイクルセンター	2件	事務室、学習教室	環境まちづくり事 業本部環境部	清掃リサイクル課	
春日町リサイクルセンター	1件	コピー機			
豊玉リサイクルセンター	1件	コピー機			
田柄ストックヤード	1件	地デジアンテナ設置			
資源循環センター	2件	自動販売機			
練馬清掃事務所	2件	事務室、自動販売機等		練馬清掃事務所	
練馬清掃事務所桜台分室	1件	自動販売機等			
石神井清掃事務所	3件	自動販売機、事務室		石神井清掃事務所	
谷原清掃事業所	3件	自動販売機、事務室			
練馬住宅	1件	自動販売機		環境まちづくり事 業本部都市整備部	まちづくり 推進調整課
小竹住宅	1件	自動販売機			
江古田駅南北自由通路	2件	案内板設置、広告板設置			
光が丘春の風小学校	1件	案内板設置		教育委員会事務局 教育振興部	施設給食課
総合教育センター	2件	自動販売機、コピー機	総合教育センター		
光が丘図書館	2件	自動販売機、コピー機	光が丘図書館		
練馬図書館	1件	コピー機			
石神井図書館	2件	自動販売機、コピー機			
平和台図書館	2件	自動販売機、コピー機			
大泉図書館	2件	自動販売機、コピー機			
関町図書館	1件	コピー機			
貫井図書館	1件	コピー機			
稲荷山図書館	1件	コピー機			
小竹図書館	1件	コピー機			
南大泉図書館	1件	コピー機			
春日町図書館	2件	自動販売機、コピー機			
南田中図書館	2件	自動販売機、コピー機			
春日町児童館	1件	生活指導訓練・保育活動	教育委員会事務局 こども家庭部		子育て支援課
南田中児童館	1件	生活指導訓練・保育活動			
大泉第一小学校	1件	保育所			保育課
上石神井北小学校	1件	保育所			
旭丘中学校	1件	保育所			
春日町青少年館	3件	自動販売機、コピー機		青少年課	
南大泉青少年館	2件	自動販売機、コピー機			
練馬子ども家庭支援センター 分室	1件	防犯カメラ取り付け用支 柱の設置		練馬子ども家庭 支援センター	
合 計	210件				

施設名は、平成23年度練馬区各会計歳入歳出決算書の練馬区財産に関する調書を参考とした。

8 監査方法

(1) 課題等説明

監査委員は、平成24年7月26日、同月27日に、行政財産の目的外使用許可および貸付けの概要、課題等について経理用地課長および関係所

管課長からつぎのとおり説明を求め、質疑を行った。

ア 行政財産の目的外使用許可状況、貸付けの状況、使用料等
経理用地課長

イ 行政財産の目的外使用許可状況、貸付けの状況、課題等
総務課長、障害者施策推進課長、スポーツ振興課長

(2) アンケート調査

監査事務局は、監査対象課に対して、行政財産の目的外使用許可および貸付けについてアンケート調査を行い、その集計と分析を行うことにより現状把握と問題点の抽出を行った。その他、監査事務局は、監査対象課へ資料の提出を求め、提出された資料の分析を行うとともに、関係職員から補足説明を受けた。

9 監査実施期間

平成 24 年 7 月 5 日(木)から平成 25 年 3 月 29 日(金)まで

10 監査の視点

合規性に加えて、行政監査の目的とする「経済性」、「効率性」、「有効性」を踏まえ、以下の視点に重きを置いた検証を行った。

(1) 行政財産の目的外使用許可について、管理規則および練馬区行政財産使用料条例（昭和 39 年 4 月練馬区条例第 6 号。以下「使用料条例」という。）に基づいた事務処理が行われているか。

(2) 行政財産が有効に活用されているか。

(3) 自動販売機の設置等に係る歳入確保は十分か。

第2 監査結果

経済的かつ効果的に利用されるようにしなければならないとする行政財産の趣旨に沿って、行政財産の目的外使用許可の手續、使用料等の徴収等の現状を横断的に検証し、また歳入確保策が十分に講じられているかを監査した。

その結果、行政財産の目的外使用許可については、条例・規則等の規定に基づいて行政財産使用許可書が作成されていた。また、使用料および光熱水費については、条例・規則等の規定に基づいた算定および減免手續が行われており、納付期限が守られていた。これらのことから、個別の項目において検討を要する事項はあったものの、行政財産の目的外使用許可に関する合規性が確保されていたものと認められる。

一方、平成18年に自治法改正が行われ、行政財産の貸付け範囲等が拡大されたが、今回の監査対象となった施設において、貸付けを行っているものはなかった。行政財産の貸付け等の範囲拡大の認知度や、一般競争入札の導入により有効活用を進めている事例の認知度は高いとはいえず、行政財産の貸付けの検討状況については、検討の予定がないとした所管課が多かった。

厳しい財政状況が続く中、区では新たな財源確保に努める必要があり、長期安定的な使用を可能とした行政財産の貸付けも、その手法の一つとして考えられる。また、他自治体では既存の目的外使用許可に競争原理を加えることで収入を大幅に増やした事例もある。

今後区においても、行政財産の有効活用と新たな歳入確保策を全庁的に検討していく必要がある。

監査の視点に基づくアンケート調査の項目別監査結果は、つぎのとおりである。各項目において検討を要するとした事項については、行政財産の適正な利活用のための課題と捉え、改善に向けて取り組まれない。

調査項目によって該当の有無があるため、各項目間の総数は一致しない場合がある。

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入したので、合計が合わない場合がある。

各表の網掛け部分は、アンケート調査で最も回答が多かった項目である。

1 行政財産の目的外使用許可の状況について

監査対象とした行政財産の目的外使用許可件数は、210 件である。

内訳は土地が 40 件(19.0%)、建物が 156 件(74.3%)、土地・建物両方が 14 件(6.7%)であった。

所管別の使用許可件数で見ると、地域文化部が 54 件(25.7%)、総務部が 40 件(19.0%)、健康部が 24 件(11.4%)の順であった。

【表2】 所管別・使用許可状況 (単位：件)

区 分	土地	建物	土地 建物	合計	所管別 構成比
危機管理室	5	0	0	5	2.4%
総務部	8	31	1	40	19.0%
区民部	3	6	0	9	4.3%
産業経済部	2	6	0	8	3.8%
地域文化部	13	40	1	54	25.7%
福祉部	2	9	7	18	8.6%
健康部	2	21	1	24	11.4%
環境部	1	12	3	16	7.6%
都市整備部	2	2	0	4	1.9%
教育振興部	0	21	0	21	10.0%
こども家庭部	2	8	1	11	5.2%
合計	40	156	14	210	100
区分ごとの割合	19.0%	74.3%	6.7%	100	

用途別で見ると、自動販売機が 85 件(40.5%)、事務室・事業所が 35 件(16.7%)、食堂・売店類が 32 件(15.2%)の順であった。

【表3】 用途別・使用許可状況 (単位：件)

区 分	自動販売機	事務室・事業所	食堂・売店類	コピー機	看板・広告板類	駐車場	倉庫・物置	その他	合計
危機管理室	4	0	0	0	0	0	1	0	5
総務部	11	6	5	3	1	6	2	6	40
区民部	4	1	1	2	0	0	0	1	9
産業経済部	3	1	1	2	1	0	0	0	8
地域文化部	34	9	4	6	1	0	0	0	54
福祉部	6	11	0	1	0	0	0	0	18
健康部	3	0	21	0	0	0	0	0	24
環境部	8	5	0	2	0	0	0	1	16
都市整備部	2	0	0	0	2	0	0	0	4
教育振興部	7	0	0	13	1	0	0	0	21
こども家庭部	3	2	0	2	0	0	0	4	11
合計	85	35	32	31	6	6	3	12	210
区分ごとの割合	40.5%	16.7%	15.2%	14.8%	2.9%	2.9%	1.4%	5.7%	100

その他は、ATM(3件)、保育所(3件)、募金箱(2件)、写真機(2件)、アンテナ類設置(2件)である。

使用許可の相手方でみると、公共的団体が116件(55.2%)、一般企業・共同企業体が77件(36.7%)、その他が17件(8.1%)であった。

【表4】 相手方別・使用許可状況 (単位：件)

区 分	公共的団体	一般企業・共同企業体	その他	合計
危機管理室	1	4	0	5
総務部	16	11	13	40
区民部	4	5	0	9
産業経済部	3	5	0	8
地域文化部	40	14	0	54
福祉部	13	5	0	18
健康部	22	2	0	24
環境部	3	10	3	16
都市整備部	0	4	0	4
教育振興部	7	14	0	21
こども家庭部	7	3	1	11
合 計	116	77	17	210
区分ごとの割合	55.2%	36.7%	8.1%	100

公共的団体は、自治会、公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、社会福祉法人、NPO法人等である。

その他は、職員互助会、労働組合、商店会等である。

管理規則第23条の3では、「行政財産の使用許可の期間は、1年を超えてはならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない」と規定されている。

使用許可期間でみると、1年以下が202件(96.2%)、1年超3年以下が1件(0.5%)、3年超5年以下が7件(3.3%)であった。

【表5】 許可期間別・使用許可件数 (単位：件)

区 分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	合計
危機管理室	4	0	1	5
総務部	40	0	0	40
区民部	9	0	0	9
産業経済部	8	0	0	8
地域文化部	54	0	0	54
福祉部	18	0	0	18
健康部	24	0	0	24
環境部	15	1	0	16
都市整備部	2	0	2	4
教育振興部	20	0	1	21
こども家庭部	8	0	3	11
合 計	202	1	7	210
区分ごとの割合	96.2%	0.5%	3.3%	100

行政財産の使用許可年数については、「行政財産使用許可年数指針(平成9年12月11日練総経第282号)」により、有償分は原則1年で公共性が高いものは最長3年、無償分は原則1年で公共性が高いものは最長5年とす

るとともに、年数ごとに用途内容が例示されている。

使用許可期間が1年を超えていると回答したものの理由は、主に「当該指針に基づき公共性が高いものと判断している」であった。

なお、「特別の理由」に係る決定文書がないと回答したものがあったので、今後は、特別の理由を使用許可決定文書に明記する等、適用経過を明らかにしておきたい。

【表6】

使用期間が1年を超える場合、「特別の理由」をお答えください。また、その決定文書はありますか。	回答数	割合
決定文書がある	7	87.5%
決定文書がない	1	12.5%
合計	8	100

使用許可を行った施設の運営形態については、直営施設が108件(51.4%)、業務委託施設が32件(15.2%)、指定管理施設が57件(27.1%)、その他が13件(6.2%)であった。

【表7】 運営形態別・使用許可状況 (単位：件)

区 分	直営施設	業務委託施設	指定管理施設	その他	合計
危機管理室	5	0	0	0	5
総務部	40	0	0	0	40
区民部	9	0	0	0	9
産業経済部	0	0	8	0	8
地域文化部	9	12	33	0	54
福祉部	5	0	5	8	18
健康部	24	0	0	0	24
環境部	8	4	4	0	16
都市整備部	0	2	0	2	4
教育振興部	3	11	7	0	21
こども家庭部	5	3	0	3	11
合計	108	32	57	13	210
区分ごとの割合	51.4%	15.2%	27.1%	6.2%	100

業務委託施設には、窓口業務委託等を行っている施設(生涯学習センター、総合体育館、図書館等)を含んだ。

その他は、障害福祉サービス事業所、江古田駅南北自由通路、学校内保育所である。

2 使用許可基準について

行政財産の目的外使用許可基準については、管理規則第23条の2に規定されている。

使用許可基準の適用については、その他やむを得ないため(第7号)と回答したものが118件(56.2%)と最も多く、次いで、職員および区民施設

等を利用する者のために食堂・売店等の厚生施設を設置するため(第3号)と回答したものが82件(39.0%)、国・地方公共団体またはその他公共の団体が公用または公共用に供するため(第1号)と回答したものが10件(4.8%)であった。

【表8】

使用許可は管理規則上、つぎのどの基準に当てはまりますか。	回答数	割合
(管理規則第23条の2第1号)国、地方公共団体またはその他公共的団体が、公用または公共用に供するため	10	4.8%
(管理規則第23条の2第2号)運輸、電気、水道またはガス供給事業その他公益事業の用に供するため	0	0%
(管理規則第23条の2第3号)職員および区民施設等を利用する者のために、食堂、売店等の厚生施設を設置するため	82	39.0%
(管理規則第23条の2第4号)隣接土地所有者または使用者が、当該土地を利用するため	0	0%
(管理規則第23条の2第5号)災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するため	0	0%
(管理規則第23条の2第6号)公の学術調査機関、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間利用するため	0	0%
(管理規則第23条の2第7号)その他やむを得ないため	118	56.2%
管理規則第23条の2以外の基準による	0	0%
合計	210	100

その他やむを得ないため(第7号)と回答したものの理由は、

- ・災害時における区民への情報提供手段の一つとするため(防災情報伝達自動販売機)
- ・施設利用者の利便に資するため(コピー機)
- ・障害者の社会参加促進のための使用のため(展示販売)
- ・相手方団体の活動内容が公共用に供すると認められる活動内容であるため(事務室)

などであった。

平成22年12月に総務部経理用地課の作成した「公有財産管理の手引き」では、「使用許可できる相手方、場合等についても、規則等で限定されています」と規定され、さらに、

「その他、やむを得ないと認めるとき

練馬区の事務・事業補佐団体

練馬区障害者就労促進協会、練馬区都市整備公社、

練馬区の事務・事業補佐代行団体ではない団体が、実質的に練馬区の事務・事業を補佐代行する場合」

と規定されている。

なお、練馬区都市整備公社は、平成 24 年 4 月 1 日に練馬区環境まちづくり公社へ移行しているため、所管課は、手引の記載を修正されたい。

また、その他やむを得ないためとした決定文書の有無については、決定文書があると回答したものが 93 件(80.2%)、決定文書がないと回答したものが 23 件(19.8%)であった。

【表9】

(その他やむを得ないため)とお答えの場合、その理由をお答えください。またその決定文書はありますか。	回答数	割合
決定文書がある	93	80.2%
決定文書がない	23	19.8%
合計	116	100

使用許可基準は、管理規則第 23 条の 2 第 1 号から第 6 号まで限定列挙されており、第 7 号の適用は例外規定である。

このため、第 7 号を適用した場合は、区がその他やむを得なく使用許可した理由を、より具体的に決定文書に記載する必要がある。

3 使用許可手続について

(1) 使用許可申請書の提出状況について

管理規則第 24 条第 1 項では、「行政財産を使用しようとする者から、あらかじめ行政財産使用許可申請書(第 3 号様式)を提出させなければならない」と規定されている。

行政財産使用許可申請書があらかじめ提出されているかについては、全て 提出されているとの回答であった。

【表10】

管理規則第24条第1項の使用許可申請書は、あらかじめ提出されていますか。	回答数	割合
提出されている	210	100%
提出されていない	0	0%
合計	210	100

行政財産使用許可書の様式には、使用期間および更新手続に係る使用条件として「期間満了後さらに継続して使用する必要がある時は、使用

者は期間満了の3か月前までに書面をもって申請しなければならない」と規定されている。したがって、平成23年度に行政財産使用許可を受けていた者が、引き続き平成24年度も継続して使用する必要があるときは、平成23年12月末までに書面による申請が必要となる。

しかしながら、決定文書に添付された行政財産使用許可申請書の一部に、申請日が平成24年1月1日以降のものが見受けられた。所管課においては、目的外使用許可を行おうとする者に対する申請期限の遵守について指導されたい。

(2) 総務部長協議における許可の相手方の調査状況について

管理規則第24条第4項では、使用許可の「協議をしようとするときは、相手方の信用等を十分調査のうえ」行わなければならない旨が規定されている。

この調査の実施状況については、行っていないと回答したものが171件(81.4%)、行っていると回答したものが39件(18.6%)であった。

【表11】

管理規則第24条第4項に、使用許可の「協議をしようとするときは、相手方の信用等を十分調査のうえ…」との記載がありますが、このような調査は行っていますか。	回答数	割合
行っている	39	18.6%
行っていない	171	81.4%
合計	210	100

行っていると回答したものの調査内容は、「未納等の有無」「ホームページでの営業状況の確認」「運営状況の把握ができる書類の提出」などであった。

行っていないと回答したものの理由は、「毎年同一事業者に許可を与えており運営上問題がない」「区の外郭団体である」「公益を目的とする団体である」などであった。

「公有財産管理の手引き」には、相手方の信用調査に関する規定は特に見受けられなかった。

(3) 総務部長協議における関係書類の添付状況について

管理規則第24条第3項では、「行政財産の使用の許可をしようとするときは、あらかじめ総務部長に協議しなければならない」と規定され、同条第4項では、「協議書に必要な図面その他の関係書類を添付し、これ

を行わなければならない」と規定されている。

協議書への関係書類の添付については、添付されていると回答したものが 151 件(71.9%)、添付されていないと回答したものが 59 件(28.1%)であった。

【表12】

管理規則第24条第4項の協議書には関係書類が添付されていますか。	回答数	割合
添付されている	151	71.9%
添付されていない	59	28.1%
合計	210	100

総務部長への協議については、管理規則第24条第3項ただし書で「別に区長が指定するものについてはこの限りでない」と規定されている。このことについて、平成10年3月26日練総経発第445号総務部長通知では「同一内容での継続許可については、協議書の送付および同意書の返送を省略し、各部の許可決定における起案文書を、総務部長・経理用地課長・管財係長に回付することで規則第24条第2項の協議」とするとともに、「継続許可の申請で書類の管理上支障がなければ、使用者からの申請書の図面等を省略させてもよい」と規定されている。

添付されていると回答したものについては、行政財産使用許可申請書、行政財産使用料減免申請書、設置場所図面等の書類の添付が確認できた。また、添付されていないと回答したものについては、いずれも同一内容での継続許可に係るものであり、手続面での問題は特に見受けられなかった。

(4) 使用許可書の交付状況について

行政財産使用許可書の交付状況については、全て 交付しているとの回答であり、いずれも決定文書に当該許可書の添付が確認できた。

【表13】

管理規則第24条第5項による使用許可書を交付していますか。	回答数	割合
交付している	210	100%
交付していない	0	0%
合計	210	100

(5) 実地調査の実施状況について

管理規則第6号様式(練馬区行政財産使用許可書)では、許可条件として「練馬区が必要と認めるときは、使用物件について、随時実地に調査し、資料の提出を求め、その他その維持使用に関する必要な指示をすることができる」と規定されている。

実地調査の実施状況については、実施していると回答したものが127件(60.5%)、実施していないと回答したものが83件(39.5%)であった。

【表14】

実地調査を実施していますか。	回答数	割合
実施している	127	60.5%
実施していない	83	39.5%
合計	210	100

実地調査の頻度については、㊦その他と回答したものが77件(60.6%)で最も多く、その内容は、建物内にあり随時確認(情報公開室の倉庫)、不定期に現地を確認(リサイクルセンター等のコピー機)、貸付期間内に最低1回以上(学校内の保育所)などであった。

【表15】

実地調査の頻度	回答数	割合
㊧年1回	32	25.2%
㊨年2回	1	0.8%
㊩4半期に1回	2	1.6%
㊪毎月1回	15	11.8%
㊫その他	77	60.6%
合計	127	100

4 使用料について

監査対象とした目的外使用許可のうち、使用料を徴収していると回答したものは44件(21.0%)、使用料を免除していると回答したものは166件(79.0%)であった。なお、使用料を減額していると回答したものはなかった。使用料を徴収していると回答したものの用途別の使用料の状況は、次表

のとおりである。

【表16】用途別・使用料の状況 (単位：件、円)

区 分	件数	月額使用料	年額使用料	割合
自 動 販 売 機	33	127,929	1,535,148	14.1%
事 務 室	1	121,670	1,460,040	13.4%
食 堂	3	626,683	7,520,199	68.9%
看 板 ・ 広 告 板 類	2	497	5,964	0.1%
そ の 他	5	32,190	386,280	3.5%
合 計	44	908,969	10,907,631	100

月額使用料(食堂を除く。)は、アンケートに記入された使用料を集計した。食堂の年額使用料は、平成23年度決算額を集計し、月額使用料は年額使用料を12で除した(円未満は四捨五入)。

5 使用料の減免について

(1) 減免理由について

使用料条例第5条第1項では、使用料を減免できる場合として、

- ・国または地方公共団体その他公共団体において、公用または公共用に供するため使用するとき。(第1号)
- ・行政財産の使用の許可を受けた者が、地震、水災、火災等の災害のため、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。(第2号)
- ・前各号のほか、特に必要があると認めるとき。(第3号)

と規定されている。

使用料の減免理由については、特に必要があると認めたためと回答したものが158件(95.2%)、国または地方公共団体その他公共団体において公用に供するためと回答したものが7件(4.2%)などであった。

【表17】

使用料の減額または免除の理由についてお答えください。	回答数	割合
国または地方公共団体その他公共団体において、公用に供するため	7	4.2%
国または地方公共団体その他公共団体において、公共用に供するため	0	0%
特に必要があると認めたため(使用料条例第5条第3号、管理規則第24条第2項)	158	95.2%
従前から行っており不明	0	0%
その他	1	0.6%
合計	166	100

その他の内容は、「自治会からの譲与を受けた行政財産について譲与前から当該自治会の防災関係資機材等を保管していたため」であった。

なお、国または地方公共団体その他公共団体において公用に供するためと回答した7件については、使用許可の相手方が主に一般財団法人、社会福祉法人等の公共的団体であった。公共団体とは、「その組織によって、地方団体(地方公共団体)、公共組合および営造物法人の3種に分かれる」(有斐閣：新版新法律学辞典)とされ、公共的団体とは異なるものであることから、使用料条例の減免基準の適用に当たっては精査されたい。

(2) 使用料減免申請書への減免理由の記載状況について

管理規則第24条第2項では、使用料条例第5条の規定に基づき、使用料の減額または免除を受けようとする者からは、使用料の減額または免除を受けようとする理由を記載した行政財産使用料減免申請書(第4号様式)を提出させなければならないとされている。

使用料減免申請書への減免理由の記載については、記載されていると回答したものが159件(97.0%)、記載されていないと回答したものが5件(3.0%)であった。

【表18】

使用料減免申請書に減額または免除を受けようとする理由が記載されていますか。	回答数	割合
記載されている	159	97.0%
記載されていない	5	3.0%
合計	164	100

管理規則における行政財産使用料減免申請書の様式(図2参照)では、減免の理由を記載すべきところとして「理由およびその他参考となる事項」欄が設けられている。

しかしながら、記載されていると回答したものの減免申請書には、「理由およびその他参考となる事項」欄に「理由」の文字がなく「その他参考となる事項」とだけ記載されていたものや、減免の理由が「目的」欄に記載されていたものが見受けられた。

今後は、記載されていないと回答したものも含め、使用料減免申請書を提出させる場合には、相手方に管理規則の様式に基づいて作成されたものを提出させるとともに、所管課においても申請内容の確認に努め

らりたい。

【図2】行政財産使用料減免申請書(管理規則第4号様式)

第4号様式(第24条関係)

年 月 日

練馬区長 殿

住所 _____
申請者 氏名 _____ 印

行政財産使用料減免申請書

下記のとおり行政財産の使用に伴う使用料を免除・減額されたく関係書類を添えて申請します。

記

所在地	
名称	
種目・地目・構造	
数量	
期間	年 月 日から 年 月 日まで
目的	
理由およびその他参考となる事項	

(3) 決定文書への減免の可否判断等の記載状況について

決定文書について、使用料減免の可否判断および減免額等が明記されているかについては、全て 明記されているとの回答であった。

【表19】

決定文書に減免の可否の判断・減免額(減免率)が明記されていますか。	回答数	割合
明記されている	166	100%
明記されていない	0	0%
合計	166	100

しかしながら、決定文書の記載内容が「練馬区行政財産使用料条例第5条第3号の規定により免除する」との記載のみで、当該規定を適用するに至った判断理由の記載がないものが見受けられた。

減免基準は、使用料条例第5条第1号および第2号で限定列挙されており、第3号の適用は例外規定である。

このため、第3号を適用した場合は、区が特に必要があると認めて減免した理由を、より具体的に決定文書に記載する必要がある。

- (4) 継続使用の場合における使用料減免申請書の提出状況について
 継続許可を行っている場合の減免申請書の提出状況については、全て提出されているとの回答であり、決定文書に当該申請書の添付がされていることを確認した。

【表20】

前年(前回)に引き続き使用許可(更新)をしている場合、毎年(毎回)、使用料減免申請書が提出されていますか。	回答数	割合
提出されている	162	100%
提出されていない	0	0%
合計	162	100

6 使用料の納付方法等について

使用料条例第6条第1項では、使用料の納付期限について、

- ・「使用を開始する年度分の使用料」は「使用を開始する日まで」(第1号)
- ・「使用の期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の使用料」は「その年度分を毎年度4月30日まで」(第2号)
- ・「現に使用を継続するもので期間を更新する場合の期間更新以降の使用料」は「その年度分を期間更新の日から1月以内」(第3号)

と規定されている。

また、同項ただし書では食堂の使用料の納付期限について、

- ・「使用した月に係る使用料の月額をその翌月の区長等が指定する日」と規定されている。

使用料を徴収しているものに係る適正な納期限の設定については、設定していると回答したものが39件(88.6%)、設定していないと回答したものが5件(11.4%)であった。

【表21】

適正な納期限(使用を開始する日まで、毎年度4月30日まで、食堂の場合における翌月の指定する日等)を設定していますか。	回答数	割合
設定している	39	88.6%
設定していない	5	11.4%
合計	44	100

設定していないと回答したものの理由は、「理由なく期限の設定をしていない」「事務処理が遅れてしまった」であった。また、使用料の歳入調定決定文書によると、継続使用の場合の納付期限を5月1日以降と定め、期間更新の日から1月以内を超えたものが見受けられた。いずれの場合においても、今後は管理規則に基づいた納付期限を設定されたい。

7 光熱水費の負担について

(1) 光熱水費の徴収の有無について

管理規則第23条の4には、「行政財産を使用する者は、当該財産に付帯する電気、ガス、水道、電話等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない」と規定されている。

光熱水費の徴収については、徴収していると回答したものが137件(65.2%)、徴収していないと回答したものが73件(34.8%)であった。なお、減額して徴収していると回答したものはなかった。

【表22】

光熱水費を徴収していますか。	回答数	割合
徴収している	137	65.2%
減額して徴収している	0	0%
徴収していない	73	34.8%
合計	210	100

(2) 光熱水費徴収における算出方法について

光熱水費の取扱いについては、「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の計算方法について(平成12年10月31日練総経発第282号総務部長通知)」により、統一した処理のための計算方法が規定されている。同通知では、電気・ガス・水道について、親メーターがある場合・子メーターがある場合・子メーターがない場合の計算方法、および使用財産に接続内線電話(外線へも内線へも通話可能な電話)が設置されている場合の計算方法が規定されている。また、使用形態が特殊なものでメーターがないものについては、経理用地課長と協議のうえ、別の計算方法を用いることができる旨の特例が規定されている。

また、コインコピー機の取扱いについては、「コインコピー機等の設置に伴う電気料負担について(平成12年11月14日練総経収第1095号総務部長通知)」により、電気料の負担額は1枚当たり30銭と規定されてい

る。

光熱水費を徴収していると回答した 137 件について、その算出方法は、子メーターを設置し消費量を按分していると回答したものが 69 件(48.6%)で最も多く、次いで、コインコピー機等により単価を設定していると回答したものが 31 件(21.8%)であった。

【表23】

(徴収している)または (減額して徴収している)とお答えの場合、光熱水費の算出方法についてお答えください。	回答数	割合
親メーターを設置し、実績払い	6	4.2%
子メーターを設置し、消費量を按分	69	48.6%
子メーターがないので、使用器具から按分	5	3.5%
子メーターがないので、使用面積から按分	27	19.0%
内線電話の本数から按分	3	2.1%
コインコピー機等により、単価を設定している	31	21.8%
その他	1	0.7%
合計	142	100

1 件の使用許可で複数の算出方法をとっているものがあり、合計数は、徴収していると回答した数(137件)と一致しない。

コインコピー機等により単価を設定していると回答したものについては、いずれも電気料の負担額を 1 枚当たり 30 銭と定めていた。

その他の内容は、「子メーターがないので使用面積から按分し、さらに事務室の使用状況から使用面積分に 3/8 を乗じて算出している」であった。

(3) 光熱水費を徴収していない理由について

光熱水費を徴収していない理由については、光熱水費の負担が発生しないと回答したものが 59 件(80.8%)、免除していると回答したものが 14 件(19.2%)であった。

光熱水費の負担が発生しないと回答したものは、募金箱、案内板の設置、展示販売などであった。

【表24】

(徴収していない)とお答えの場合、その理由についてお答えください。	回答数	割合
光熱水費の負担が発生しない	59	80.8%
免除している	14	19.2%
合計	73	100

(4) 光熱水費の免除理由について

光熱水費を免除している理由については、㊦使用料の免除理由と同じと回答したものが11件(78.6%)、㊧その他と回答したものが3件(21.4%)であった。なお、㊨従前から免除しており不明と回答したものはなかった。

【表25】

(免除している)の理由	回答数	割合
㊦使用料の免除理由と同じ	11	78.6%
㊨従前から免除しており不明	0	0%
㊧その他	3	21.4%
合計	14	100

㊧その他の内容は、「商品価格を減額し価格へ反映している」「障害のある方が運営しており営利目的としていない」であった。

8 行政財産の目的外使用に関する合規性について

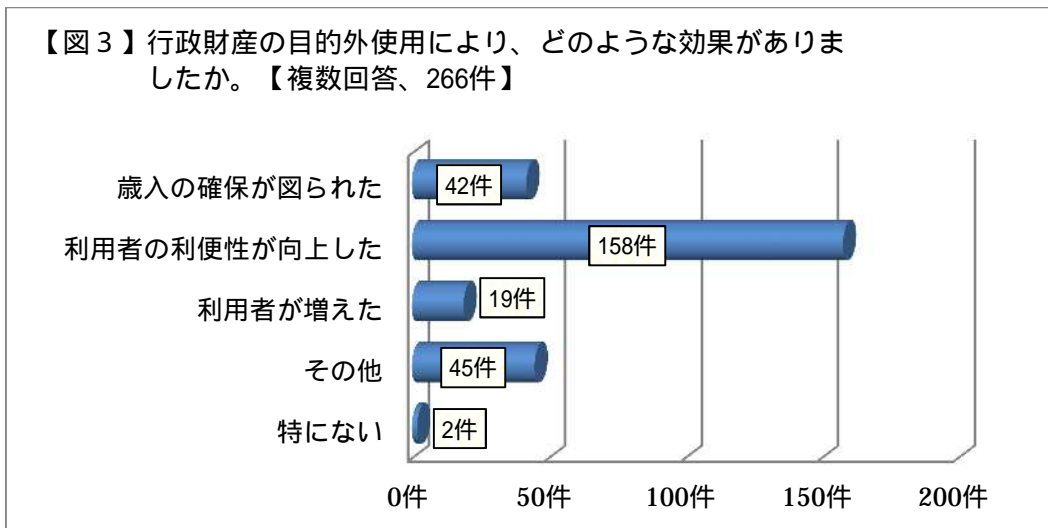
行政財産の目的外使用に関する合規性については、全て 担保されているとの回答であった。

【表26】

設問の回答を踏まえた上で、行政財産の目的外使用に関して、合規性は担保されていますか。	回答数	割合
担保されている	210	100%
担保されていない	0	0%
わからない	0	0%
合計	210	100

9 行政財産の活用状況について

行政財産の目的外使用による効果については、利用者の利便性が向上したと回答したものが158件で最も多く、次いでその他と回答したものが45件、歳入の確保が図られたと回答したものが42件であった。



その他の内容は、防災情報等の周知が図られた(防災情報伝達自動販売機)、災害時の飲料水の確保が図られた(同)、障害者に社会参加の機会を付与した(展示販売)、障害者福祉に寄与している(自動販売機)、障害者の自立への寄与(喫茶コーナー)などであった。

また、今回の行政監査の対象となった施設(99件)において、現在有効に活用されていないと思われるスペースについては、全ての施設でないと回答であった。

【表27】

設問の施設において、現在有効に活用されていないとお考えのスペースがありますか。	回答数	割合
ある	0	0%
ない	99	100%
合計	99	100

施設単位で集計した。

10 行政財産の貸付けについて

(1) 貸付けの有無について

今回の行政監査の対象となった施設(99件)における、行政財産の貸付け状況については、全ての施設で行っていないとの回答であった。

【表28】

設問の施設では、行政財産の貸付けを行っていますか。	回答数	割合
行っている	0	0%
行っていない	99	100%
合計	99	100

施設単位で集計した。

(2) 貸付け等の範囲が拡大されたことについて

平成18年の自治法の改正により、行政財産の貸付け等の範囲が拡大されたことを知っているか、については、知っていると回答したものが28件(28.3%)であり、知らないとの回答したものの71件(71.7%)を下回った。

【表29】

平成18年の自治法の改正により、行政財産の貸付け等の範囲が拡大されたことを知っていますか。	回答数	割合
知っている	28	28.3%
知らない	71	71.7%
合計	99	100

施設単位で集計した。

(3) 有効活用等を進めている自治体があることについて

行政財産の貸付けに係る一般競争入札の導入により、行政財産の有効活用等を進めている自治体があることを知っているか、については、知っていると回答したものが51件(51.5%)であり、知らないと回答したものの48件(48.5%)を若干上回った。

【表30】

行政財産の貸付けに係る一般競争入札の導入により、行政財産の有効活用等を進めている自治体があることを知っていますか。	回答数	割合
知っている	51	51.5%
知らない	48	48.5%
合計	99	100

施設単位で集計した。

(4) 目的外使用許可を貸付けに切り替えることについて

行政財産の目的外使用許可を貸付けに切り替えることは可能かについ

では、 わからないと回答したものが 63 件(58.9%)で最も多く、 貸付けにはなじまないと回答したものが 42 件(39.3%)、 可能と回答したものが 2 件(1.9%)であった。

【表31】

行政財産の目的外使用許可を、貸付けに切り替えることは可能ですか。	回答数	割合
可能	2	1.9%
貸付けにはなじまない	42	39.3%
わからない	63	58.9%
合計	107	100

原則として施設単位で集計したが、目的外使用許可の用途内容で異なる回答をしたものがある。

貸付けにはなじまないと回答したものの理由は、「障害者団体の支援を目的としている」「区の障害者施策上団体の育成のため使用料を免除にしている」「区として全庁的に統一された取扱いが必要と考える」などであった。

また、可能と回答したものの目的外使用許可の用途は、自動販売機の設置であった。

(5) 貸付けの検討状況について

行政財産の貸付けの検討状況については、 予定なしと回答したものが 88 件(88%)で最も多く、 検討したと回答したものが 7 件(7%)、 検討予定と回答したものが 5 件(5%)で、 検討中と回答したものはなかった。

【表32】

行政財産の貸付けの検討状況についてお答えください。	回答数	割合
検討した	7	7%
検討中	0	0%
検討予定	5	5%
予定なし	88	88%
合計	100	100

原則として施設単位で集計したが、目的外使用許可の用途内容で異なる回答をしたものがある。

検討したと回答したものの検討結果については、「障害者に関する法律の大きな改正が続いている状況にあり、制度が落ち着き運営状態が安定するまでは現状維持が適当」との回答であった。

検討予定と回答したものの検討時期については、25年度以降とのことであった。

予定なしと回答したものの理由は、「全庁的に方針を決定すべきものとする」「他部署の状況を見て検討したい」などであった。

11 駐車場について

(1) 駐車場の有無について

今回の行政監査の対象となった施設(99件)における、駐車場の設置状況については、無料の駐車場があると回答したものが44件(44.4%)で最も多く、駐車場はないと回答したものが36件(36.4%)、有料の駐車場があると回答したものが19件(19.2%)であった。

【表33】

設問の施設には、駐車場がありますか。	回答数	割合
駐車場はない	36	36.4%
無料の駐車場がある	44	44.4%
有料の駐車場がある	19	19.2%
合計	99	100

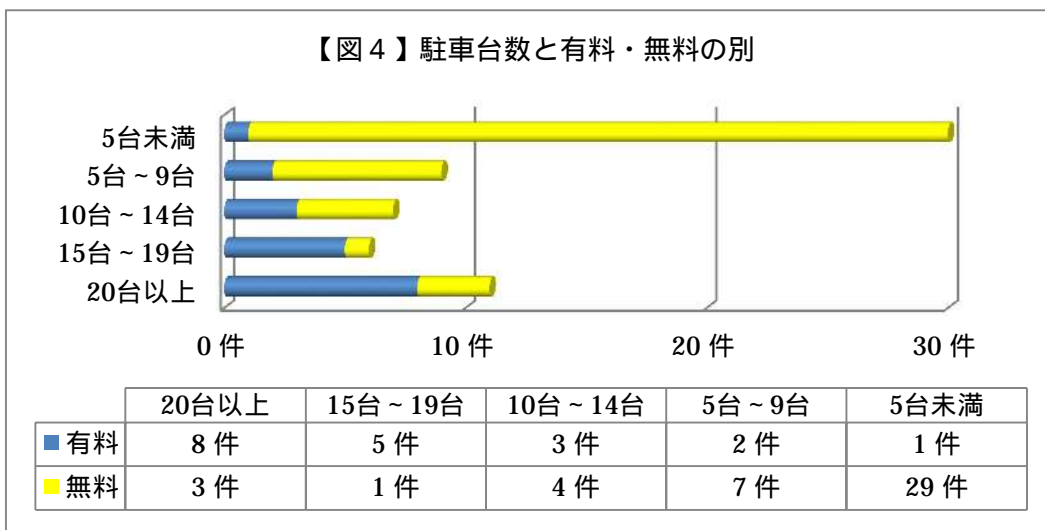
施設単位で集計した。

(2) 駐車台数について

無料または有料の駐車場があるとした施設における駐車台数については、5台未満が30件(うち無料が29件)、5台～9台が9件(うち無料が7件)、10台～14台が7件(うち無料が4件)、15台～19台が6件(うち無料が1件)、20台以上が11件(うち無料が3件)であった。

駐車台数と有料・無料の別については、次図のとおりである。

【図4】 駐車台数と有料・無料の別



(3) 駐車場を有料化していない理由について

区が平成21年3月に作成した「使用料の基本的考え方(改定版)」によると、施設付置駐車場の使用料の考え方として「一定規模(概ね10台)以上の駐車場を対象に有料化している。」「駐車場有料化の目的は(中略)受益者負担だけではなく、混雑緩和や環境配慮にもある。今回の見直しにおいて、駐車場の利用については、(中略)全ての区立施設の付置駐車場が有料とすることで統一する。」と規定されている。

無料の駐車場についての駐車場を有料化していない理由については、施設の特性上有料化になじまないと回答したものが23件(50%)で最も多く、次いで 障害者用駐車スペースしかないと回答したものが14件(30.4%)であった。

【表34】

(無料の駐車場がある)とお答えの場合、駐車場を有料化していない理由をお答えください。【複数回答有】	回答数	割合
施設の特性上、有料化になじまない	23	50%
近隣等との関係上、有料化できない	2	4.3%
有料化しても需要が見込めない	2	4.3%
障害者用駐車スペースしかないため	14	30.4%
検討したことがない	4	8.7%
その他	1	2.2%
合計	46	100

施設単位で集計した。

その他の内容は、「舞台（ホール）利用者に一体的に貸出しをしている（練馬文化センター）」であった。

(4) 駐車場への貸付制度導入の可否について

東京都では、平成19年6月から行政財産を民間事業者へ貸し付けて都税事務所の来庁者用駐車場を24時間営業のコインパーキングとしてオープンするなど、行政財産の貸付けによる利活用を進めている。東京都のホームページによると、コインパーキング導入の効果として、㊦開庁時間外（夜間・土日祝）は一般駐車場として利用できること、㊧開庁時間は来庁者の利用を優先し、無料駐車券を発行して来庁者の利便性を確保していること、㊨地域の違法駐車対策に寄与していること、を掲げている。

今回の行政監査の対象となった施設で駐車場があると回答した施設（63施設）における貸付制度の導入の可否については、不可能と回答したものが53件（84.1%）で最も多く、一部可能と回答したものが6件（9.5%）、可能と回答したものが4件（6.3%）であった。

不可能と回答したものの理由は、「施設の構造上出入口等のセキュリティが保たれない」「休館日には工事や設備点検作業が多く夜間のみコインパーキング化しても利用者は見込めない」「夜間開放は施設の管理上支障がある」などであった。

【表35】

東京都においては平成19年度から来庁者用駐車場をコインパーキング化するなど、行政財産の貸付けによる利活用を進めています。コインパーキング導入の効果として、開庁時間外（夜間・土日祝）は一般駐車場として利用できること、開庁時間は来庁者の利用を優先し、無料駐車券を発行して来庁者の利便性を確保していること、地域の違法駐車対策に寄与していることを掲げています。 このことを踏まえた上で、駐車場に貸付制度を導入することは可能かどうか、お答えください。	回答数	割合
可能	4	6.3%
一部可能	6	9.5%
不可能	53	84.1%
合計	63	100

施設単位で集計した。

12 自動販売機の設置について

(1) 自動販売機の売上状況の把握について

自動販売機の使用許可を行っている場合、自動販売機の売上を把握しているかについては、把握していないと回答したものが59件(96.7%)、把握していると回答したものが2件(3.3%)であった。

【表36】

自動販売機の使用許可を行っている場合、自動販売機の売上を把握していますか。	回答数	割合
把握している	2	3.3%
把握していない	59	96.7%
合計	61	100

施設単位で集計した。

(2) 自動販売機新規設置の問合せ状況について

自動販売機について、平成23年度以降、事業者等から「新規に設置したい」といった問合せ（既に目的外使用許可したものは除く。）があったかについては、ないと回答したものが79件(94.0%)、あったと回答したものが5件(6.0%)であった。

問合せのあった品目については、飲料水と回答したものが最も多く、その他の品目としては、水泳用品、コンビニ形式の食品・日用品であった。

【表37】

自動販売機について、平成23年度以降、事業者等から「新規に設置したい」といった問合せはありましたか（既に目的外使用許可したものは除く。）。	回答数	割合
あった	5	6.0%
ない	79	94.0%
合計	84	100

施設単位で集計した。

(3) 公募制導入の可否について

大阪府においては平成19年度に自動販売機の設置を行政財産の目的外使用としつつも、公募による価格競争を導入したことにより、使用料収入が5,483,700円から303,704,000円と約56倍に増加したことが、新聞報道で大きく取り上げられた。これ以降、自動販売機の設置者の公募を行い同様の成果をあげた自治体が増えている。

今回の行政監査の対象となった施設において、自動販売機の設置に当たり、公募制の導入が可能かどうかについては、可能と回答したものが39件(44.8%)、不可能と回答したものが36件(41.4%)、一部可能と回答したものが12件(13.8%)、であった。

【表38】

大阪府においては平成19年度に自動販売機の設置を行政財産の目的外使用としつつも、公募による価格競争を導入したことにより、使用料収入は約56倍に増加しました。 このことを踏まえた上で、自動販売機の設置に当たり、公募制の導入が可能かどうか、お答えください。	回答数	割合
可能	39	44.8%
一部可能	12	13.8%
不可能	36	41.4%
合計	87	100

施設単位で集計した。

一部可能と回答したものの理由は、「防災情報等の提供に関する協定に基づく自動販売機であることが条件で業者が限られる」などであった。

不可能と回答したものの理由は、「既に障害者団体の支援を目的としたものが設置されている」「区として全庁的に統一された取扱いが必要と考える」「職員のみが使用している施設であり利用者および売上が限られる」などであった。

(4) 一般競争入札による貸付制度導入の可否について

財団法人地方自治研究機構が平成22年3月に取りまとめた「自治体の収入増加に関する調査研究」によれば、一般競争入札等の導入後の収入額が平均21.9倍になるとの報告がされている。

今回の行政監査の対象となった施設において、自動販売機の設置に当たり、一般競争入札による貸付制度の導入が可能かどうかについては、不可能と回答したものが48件(55.2%)、一部可能と回答したものが22件(25.3%)、可能と回答したものが17件(19.5%)であった。

【表39】

財団法人地方自治研究機構が平成21年10月に行った調査では、一般競争入札等の導入後の収入額が平均21.9倍になるとの報告がされています。 このことを踏まえた上で、自動販売機の設置に当たり、一般競争入札による貸付制度を導入することは可能かどうか、お答えください。	回答数	割合
可能	17	19.5%
一部可能	22	25.3%
不可能	48	55.2%
合計	87	100

施設単位で集計した。

回答内容および理由は、前設問とほぼ同じであったが、一部可能と回答したものの理由として、「第一義的に防災情報等の提供や、利便性を目的としているため、収入増加を目的とした場合の貸し付けとは性質上なじまない場合がある」としたものがあつた。

(5) 使用料、光熱水費の徴収状況について

指定管理者が自ら管理する施設に自動販売機を設置している場合について、区は、使用料、光熱水費を徴収しているかについては、光熱水費のみ徴収していると回答したものが6件(54.5%)、両方とも徴収していると回答したものが3件(27.3%)、使用料のみ徴収していると回答したものが2件(18.2%)で、いずれも徴収していないと回答したものはなかった。

【表40】

指定管理者が自ら管理する施設に自動販売機を設置している場合のみ、お答えください。区は、使用料、光熱水費を徴収していますか。	回答数	割合
両方とも徴収している	3	27.3%
使用料のみ	2	18.2%
光熱水費のみ	6	54.5%
両方とも徴収していない	0	0%
合計	11	100

施設単位で集計した。

13 行政財産の有効活用および歳入の確保について

行政財産が有効に活用され、歳入は十分に確保されているかについては、担保されていると回答したものが151件(71.9%)、わからないと回答したものが44件(21.0%)、担保されていないと回答したものが15件(7.1%)であった。

【表41】

設問の回答を踏まえた上で、行政財産が有効に活用され、歳入は十分に確保されていますか。	回答数	割合
担保されている	151	71.9%
担保されていない	15	7.1%
わからない	44	21.0%
合計	210	100

施設単位で集計した。

担保されていないと回答したものの理由は、大半が「使用料免除のため歳入が確保されていない」であり、わからないと回答したものの理由は、「利用者の利便性や福祉の向上などを考慮せず歳入面のみで有効性を判断することはできない」「施設使用料を徴収しないことによる歳入減が適切かどうか判断できない」などであった。

第3 監査委員意見

1 目的外使用許可に係る適正な事務処理の確保に向けて

練馬区では、管理規則第23条の2において、目的外使用許可できる相手方および場合を限定している。また、使用許可した場合の使用料について、使用料条例第2条で使用料の額、第5条で使用料の減免、第6条で使用料の納入方法、第8条で督促および延滞金、などを規定している。さらに、「公有財産管理の手引き」で使用許可の手続についての基準を明示している。

目的外使用許可および使用料の算定および収納事務においては、これら条例・規則・手引に基づいた適正な運用がなされなければならない。

- (1) アンケート調査の回答内容を分析すると、全ての施設で「行政財産の目的外使用に関して合規性が担保されている」と回答しているものの、継続の場合の使用許可申請書の提出が遅れていた事例、使用料条例の免除基準の適用が異なっていた事例、使用料減免申請書の形式が不十分であった事例、適正な納付期限が設定されていなかった事例があった。

また、使用許可基準の適用において「その他やむを得ないため」としたものの中で約2割が「決定文書がない」と回答した、使用料の減免において「特に必要があるため」と判断した理由が明記されていないなど、使用許可の決定文書の記載が十分ではない事例があった。

今後、所管課においては、引き続き、目的外使用許可に係る適正な事務処理の確保に努められるとともに、起案の目的、理由等を明確にした決定文書の作成を行われたい。

- (2) 管理規則第24条第4項に記載のある相手方の信用調査について、約8割が「行っていない」と回答していた。このことは、「公有財産管理の手引き」に信用調査に関する記述がないことも原因の一つであると考えられる。また、管理規則第23条の2の使用許可基準に関する手引の記述部分で、平成24年4月の団体名の変更が反映されていない事例があった。

今後、所管課においては、記載内容の精査に努められたい。

2 さらに行政財産の活用と歳入の確保に向けて

自治法第238条の4第2項において、「行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる」とある。また同条第7項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」とある。このことは、行政財産によっては、本来の用途または目的を妨げないばかりか、場合によっては行政財産の効用を高めることもあり、その使

用を認めることが適当である場合は、使用させることができると解されている。

管理規則第3条においても、「財産の管理について、常に最善の注意を払い、良好な状態で維持および保持をし、経済的かつ効果的に利用されるようにしなければならない」と規定されている。

- (1) 区民利用施設の地区区民館などでは、施設の空きスペースや近隣関係等様々な事情もあろうが、自動販売機のある施設とない施設が存在する。また、所管課長からの課題等説明によれば、東日本大震災の影響で平成24年3月末をもって光が丘体育館の食堂の目的外使用許可が終了し、つぎの食堂事業者による営業開始は同年12月の見込みであるとのことであった（平成25年1月17日から営業を開始）。

目的外使用許可を行うことで行政財産の効用を高められれば、施設の付加価値が高まり、利用者数の増加や利便性の向上も期待できる。このことは、区民等の満足度を向上させるばかりか、使用料収入の増加にも繋がるものである。

他自治体では、行政財産の目的外使用許可に公募制などの競争原理を取り入れて収入が大幅に増加した事例がある。アンケート調査においても、自動販売機の設置に当たり公募制の導入の可否については、約6割が可能または一部可能との回答であった。これらのことを踏まえ、区においては、行政財産のさらなる活用と歳入の確保の観点から、目的外使用許可の精査に取り組まれない。

- (2) 平成18年の自治法改正により行政財産の貸付け範囲等が拡大されたが、監査対象施設で貸付けを行っている事例はなく、アンケート調査においても認知度は約3割と低かった。行政財産の貸付けの検討状況についても、検討の予定がないとした所管課が約9割であり、その理由として全庁的に方針を決定すべきとの意見があった。

一方、駐車場や自動販売機への貸付け制度の導入の可否については、駐車場では約1割、自動販売機では約4割が、可能または一部可能との回答であった。

厳しい財政状況が続く中、区においてはあらゆる手法を駆使して新たな財源を確保することが求められており、行政財産の貸付け制度もその有効な手法の一つである。区においても、他自治体の事例も参考にしながら、貸付け制度の周知と導入の効果について、全庁的な検討に取り組まれない。

部別目的外使用許可等一覧表

(この表は、アンケート調査項目中、主要項目を一覧にしたものである。)

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段: 始期, 下段: 終期)	1年超の場合の決定文書	使用物件の数量・単位		施設の運営形態	許可基準	第7号とした決定文書の有無	使用許可手続について				月額使用料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用の場合における当初の開始年度	合規性担保の評価
						数量	単位				相手方調査	関係書類添付	許可書交付日数	実地調査		実施調査の頻度	減免理由	減免申請書の記載	決定文書への可否判断等	継続使用の減免申請書	適正な納期限の遵守	徴収の有無	算出方法		

1 危機管理室 (5件)

南大泉備蓄倉庫	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.12	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	22	未実施		851							未設定		徴収	使用面積から按分			担保されている
練馬区消防施設(練馬三丁目)	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.12	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	22	未実施		1,024							未設定		徴収	使用面積から按分			担保されている
高松防災広場	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.68	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	22	未実施		1,423							未設定		徴収	使用面積から按分			担保されている
大泉学園町防災広場	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.12	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	22	未実施		705							未設定		徴収	使用面積から按分			担保されている
桜台六丁目防災井戸	土地	物置設置	(省略)	H22.4.1 H27.3.31	無	3.53	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	14	未実施		免除	その他	記載	記載	提出					未徴収		未発生	平成5年	担保されている

2 総務部 (40件)

練馬区役所	建物	訪問看護ステーション	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		60	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	7	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出					徴収	使用面積から按分		平成8年	担保されている
練馬区役所	建物	募金箱	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第1号		未実施	未添付	74	実施	年2回	免除	特に必要有	記載	記載	提出					未徴収		未発生	昭和49年	担保されている
練馬区役所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		159.71	m ²	直営	第1号		未実施	未添付	77	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出					徴収	使用面積から按分・内線電話の本数按分		平成5年	担保されている
練馬区役所	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		6	台	直営	第7号	有	未実施	未添付	71	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出					徴収	コピー1枚当たり0.3円		平成元年	担保されている
練馬区役所	建物	食堂	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		388.4	m ²	直営	第3号		未実施	未添付	0	実施	その他(随時)	売上げの8/100						設定	守られている	徴収	使用面積から按分				担保されている
練馬区役所	建物	ATM	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		6.15	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	83	実施	その他(随時)	13,419						設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成2年	担保されている	
練馬区役所	建物	ATM	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.37	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	84	実施	その他(随時)	2,989						設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成6年	担保されている	
練馬区役所	建物	証明用写真機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.05	m ²	直営	第3号		未実施	未添付	61	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出					徴収	子メーターから消費量按分		平成10年	担保されている
練馬区役所	建物	喫茶コーナー	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		114.11	m ²	直営	第3号		未実施	未添付	7	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出					未徴収		免除	昭和62年	担保されている
練馬区役所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		305.24	m ²	直営	第1号		未実施	未添付	74	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出					徴収	使用面積から按分・内線電話の本数按分		昭和60年	担保されている
練馬区役所	建物	ATM	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		5	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	5	実施	その他(随時)	10,909						設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成8年	担保されている	
練馬区役所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		55.76	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	42	実施	その他(随時)	121,670						設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成2年	担保されている	
練馬区役所	建物	広告付き周辺案内図設置	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.78	m ²	直営	第3号		未実施	未添付	24	実施	その他(随時)	3,883						設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成23年	担保されている	

表 1

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数量・単位		施設の 運営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限 の遵守	徴収の 有無	算出方法			未徴収 の理由	
練馬区役所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	直営	第3号		未実施	未添付	63	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		平成23年	担保され ている
練馬区役所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第3号		未実施	未添付	63	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		昭和52年	担保され ている
練馬区役所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	直営	第7号	無	未実施	未添付	78	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		平成7年	担保され ている
練馬区役所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		24	台	直営	第3号		未実施	未添付	74	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		平成2年	担保され ている
練馬区役所	建物	たばこ自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第3号		未実施	未添付	59	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		平成16年	担保され ている
練馬区役所	建物	食堂	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		487.64	m ²	直営	第3号		未実施	未添付	59	実施	毎月1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分			担保され ている
練馬区役所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		24	台	直営	第3号		未実施	未添付	59	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		平成2年	担保され ている
練馬区役所	建物	売店	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		60.22	m ²	直営	第3号		未実施	未添付	59	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保され ている
練馬区役所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		20.4	m ²	直営	第3号		未実施	未添付	74	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成6年	担保され ている
練馬区役所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		137.99	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	15	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按 分・内線電話の本 数按分		昭和62年	担保され ている
石神井庁舎	土地	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	21	実施	その他 (随時)	1,295					設定	守られ ている	未徴収		未発生	平成19年	担保され ている
石神井庁舎	建物	募金箱	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第1号		未実施	未添付	14	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成17年	担保され ている
石神井庁舎	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	7	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円		昭和62年	担保され ている
石神井庁舎	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2.07	m ²	直営	第3号		未実施	未添付	14	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		昭和54年	担保され ている
石神井庁舎	建物	自動販売機および出 張販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3.08	m ²	直営	第3号		未実施	未添付	21	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		平成13年	担保され ている
石神井庁舎	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H24.9.30		19.8	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	22	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	未記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分		昭和45年	担保され ている
職員研修所	土地	駐車場	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第1号		未実施	未添付	55	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体によ る公用	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている
職員研修所	土地	駐車場	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3	台	直営	第1号		未実施	未添付	6	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体によ る公用	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている
職員研修所	土地	駐車場	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		4	台	直営	第1号		未実施	未添付	70	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体によ る公用	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている
職員研修所	土地	駐車場	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		5	台	直営	第1号		未実施	未添付	76	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体によ る公用	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている

表 2

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数量・単位		施設 の運 営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について			月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価			
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数		実地調査	実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限	納期限 の遵守			徴収の 有無	算出方法	未徴収 の理由
職員研修所	土地	駐車場	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第1号		未実施	未添付	101	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体による 公用	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている
職員研修所	土地	駐車場	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第1号		未実施	未添付	80	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体による 公用	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている
職員研修所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第3号		未実施	未添付	74	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体による 公用	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
練馬区役所第 二駐車場	土地 建物	倉庫	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		18.65	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	65	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		免除		担保され ている
情報公開室	建物	倉庫	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	8	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		免除		担保され ている
情報公開室	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第7号	有	未実施	未添付	12	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保され ている
練馬豊玉中職 員寮	土地	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.35	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	14	実施	年1回	1,171					設定	守られ ている	未徴収		未発生		担保され ている

3 区民生活事業本部区民部 (9件)

第二出張所	土地	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.27	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	28	実施	その他 (随時)	1,157						設定	守られ ている	未徴収		未発生	平成21年	担保され ている
関出張所	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	25	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円		平成21年	担保され ている	
上石神井出張 所	土地	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.34	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	11	実施	その他 (随時)	1,288						設定	守られ ている	未徴収		未発生	平成13年	担保され ている
光が丘区民セ ンター	土地	防災情報伝達自動証 明写真機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.95	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	14	実施	毎月1回	990						設定	守られ ている	徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
光が丘区民セ ンター	建物	喫茶コーナー	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		42.13	m ²	直営	第3号		未実施	未添付	9	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		免除		担保され ている	
光が丘区民セ ンター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2.16	m ²	直営	第3号		未実施	未添付	9	実施	毎月1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている	
光が丘区民セ ンター	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		70	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	13	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保され ている	
光が丘区民セ ンター	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第7号	有	未実施	未添付	21	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保され ている	
関区民セン ター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.196	m ²	直営	第3号		未実施	添付	36	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分	平成7年	担保され ている		

4 区民生活事業本部産業経済部 (8件)

石神井公園区 民交流セン ター	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		34	m ²	指定 管理	第7号	有	未実施	未添付	20	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分		平成14年	担保され ている
石神井公園区 民交流セン ター	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	指定 管理	第7号	有	未実施	未添付	26	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保され ている

表 3

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数 量・単位		施設 の運 営形 態	許可 基準	第7号 とし た決 定文 書の 有無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請理由 の記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限	納期限 の遵守	徴収の 有無			算出方法	未徴収 の理由
勤労福祉会館	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.902	m ²	指定管理	第7号	有	実施	添付	92	実施	その他	897					設定	守られている	未徴収		未発生		担保されている
勤労福祉会館	土地	看板設置	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.11	m ²	指定管理	第3号		実施	添付	92	実施	その他	109					設定	守られている	徴収	使用器具から按分			担保されている
勤労福祉会館	建物	食堂	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		220.77	m ²	指定管理	第3号		実施	添付	92	実施	その他	売上げの 5/100					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分	平成12年		担保されている
勤労福祉会館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.46	m ²	指定管理	第3号		実施	添付	92	実施	その他	免除	特に必要有	未記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分	平成21年		担保されている
勤労福祉会館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	指定管理	第7号	有	実施	添付	102	実施	その他	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されている
勤労福祉会館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2.16	m ²	指定管理	第3号		実施	添付	109	実施	その他	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている

5 区民生活事業本部地域文化部 (54件)

早宮地区区民館	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.9	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	47	未実施		762					設定	守られている	未徴収		未発生	平成15年	担保されている
北町第二地区区民館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	8	未実施		免除	特に必要有	記載	記載				徴収	コピー1枚当たり 0.3円	平成24年		担保されている
旭町南地区区民館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	57	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されている
旭町南地区区民館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3.12	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	47	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分・使用面積から按分			担保されている
光が丘地区区民館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	57	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円	平成23年		担保されている
練馬文化センター	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		84	m ²	指定管理	第7号	有	未実施	添付	15	実施	その他 (随時)	免除	特に必要有	未記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分	平成22年		担保されている
練馬文化センター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		16	台	指定管理	第3号		実施	添付	15	実施	その他 (随時)	24,327					設定	守られている	未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉学園ホール	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	指定管理	第3号		実施	添付	15	実施	その他 (随時)	9,525					設定	守られている	未徴収		未発生	平成22年	担保されている
石神井公園ふるさと文化館	土地	看板設置	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.4	m ²	直営	第3号		未実施	添付	16	未実施		388					設定	守られている	未徴収		未発生	平成21年	担保されている
石神井公園ふるさと文化館	建物	自動販売機等	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.157	m ²	直営	第3号		未実施	添付	47	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分	平成21年		担保されている
石神井公園ふるさと文化館	建物	食堂	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		36.8	m ²	直営	第3号		未実施	添付	16	未実施		売上げの 5/100					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分	平成21年		担保されている
石神井公園ふるさと文化館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	36	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されている

表 4

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数量・単位		施設 の運 営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限	納期限 の遵守	徴収の 有無			算出方法	未徴収 の理由
生涯学習センター	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.906	m ²	業務委託	第7号	有	未実施	添付	106	実施	その他 (随時)	928					設定	守られている	未徴収		未発生	平成16年	担保されている
生涯学習センター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.952	m ²	業務委託	第3号		未実施	添付	28	実施	その他 (随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分		平成18年	担保されている
生涯学習センター	建物	喫茶コーナー	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		18.076	m ²	業務委託	第3号		未実施	添付	28	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成18年	担保されている
総合体育館	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.8	m ²	業務委託	第3号		実施	添付	22	実施	その他 (随時)	1,813					設定	守られている	徴収	親メーターによる実績払い		平成16年	担保されている
総合体育館	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		71.39	m ²	業務委託	第7号	無	実施	添付	5	実施	その他 (随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用器具から按分		平成10年	担保されている
総合体育館	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		16.5	m ²	業務委託	第7号	無	実施	添付	5	実施	その他 (随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用器具から按分		平成13年	担保されている
総合体育館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		5	台	業務委託	第3号		実施	添付	34	実施	その他 (随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
光が丘体育館	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		16.8	m ²	指定管理	第7号	有	実施	添付	8	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
光が丘体育館	建物	売店	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		4.83	m ²	指定管理	第3号		実施	添付	37	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
光が丘体育館	建物	プール用品自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.548	m ²	指定管理	第3号		実施	添付	37	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
光が丘体育館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	指定管理	第7号	有	実施	添付	37	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている
光が丘体育館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		7.3036	m ²	指定管理	第3号		実施	添付	53	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
桜台体育館	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		8.4	m ²	指定管理	第7号	有	未実施	添付	46	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
桜台体育館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3.01	m ²	指定管理	第3号		未実施	添付	57	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
上石神井体育館	建物	事務室・倉庫	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		10	m ²	指定管理	第7号	無	未実施	添付	57	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
上石神井体育館	建物	プール用品自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.548	m ²	指定管理	第3号		未実施	添付	37	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
上石神井体育館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	指定管理	第7号	無	未実施	添付	51	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている
上石神井体育館	建物	自動販売機等	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		10.176	m ²	指定管理	第3号		未実施	添付	58	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている

表 5

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段: 始期、下段: 終期)	1年超の場合の決定文書	使用物件の数量・単位		施設の運営形態	許可基準	第7号とした決定文書の有無	使用許可手続について				月額使用料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用の場合における当初の開始年度	合規性担保の評価		
						数量	単位				相手方調査	関係書類添付	許可書交付日数	実地調査		実施調査の頻度	減免理由	減免申請書に理由の記載	決定文書への可否判断等	継続使用の減免申請書	適正な納期限の遵守	徴収の有無	算出方法			未徴収の理由	
平和台体育館	建物	事務室等	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		24.302	m ²	指定管理	第7号	有	未実施	添付	40	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
平和台体育館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.548	m ²	指定管理	第3号		未実施	添付	40	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
平和台体育館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3.406	m ²	指定管理	第3号		未実施	添付	40	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
大泉学園町体育館	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		12.71	m ²	指定管理	第7号	無	未実施	添付	40	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
大泉学園町体育館	建物	売店	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		4.9	m ²	指定管理	第3号		未実施	添付	38	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
大泉学園町体育館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		5	台	指定管理	第3号		未実施	添付	59	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
三原台温水プール	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第3号		未実施	添付	60	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
三原台温水プール	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		6	台	指定管理	第3号		未実施	添付	81	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
北大泉野球場	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第3号		未実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
東台野球場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.56	m ²	指定管理	第3号		実施	添付	46	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	親メーターによる実績払い			担保されている
学田公園野球場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第3号		未実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保されている
大泉学園少年野球場	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3	台	業務委託	第3号		未実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
土支田庭球場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	指定管理	第3号		未実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
豊玉中公園庭球場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第3号		未実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保されている
夏の雲公園庭球場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.91	m ²	指定管理	第3号		実施	添付	46	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
大泉さくら運動公園	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	指定管理	第3号		未実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
大泉さくら運動公園	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	指定管理	第3号		実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
大泉学園町希望が丘公園運動場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.74	m ²	業務委託	第3号		実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
(仮)練馬総合運動場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		5.56	m ²	業務委託	第3号		実施	添付	9	実施	年1回	5,212					設定	守られている	徴収	親メーターによる実績払い	平成18年		担保されている
(仮)練馬総合運動場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	業務委託	第3号		実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	親メーターによる実績払い			担保されている

表 6

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数量・単位		施設の 運営形 態	許可 基準 第3号	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限	納期限 の遵守	徴収の 有無			算出方法	未徴収 の理由
公園予定地 (元日本銀行 石神井運動 場)	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H24.9.30		2.43	m ²	業務委託	第3号		実施	添付	46	未実施		免除	特に必要 有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分			担保され ている
中村南スポ ーツ交流セン ター	土地 建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		8.92	m ²	指定 管理	第3号		未実施	添付	41	実施	年1回	29,657					設定	守られ ている	徴収	子メーターから消費 量按分	平成20年		担保され ている
中村南スポ ーツ交流セン ター	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		49.44	m ²	指定 管理	第7号	有	未実施	添付	41	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保され ている
中村南スポ ーツ交流セン ター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2.4	m ²	指定 管理	第3号		未実施	添付	49	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分	平成20年		担保され ている

6 健康福祉事業本部福祉部 (18件)

練馬デイサー ビスセンター	建物	居宅介護支援事業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		16.12	m ²	指定 管理	第7号	有	未実施	添付	6	未実施		免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収			未発生		担保され ている
錦デイサー ビスセンター	建物	居宅介護支援事業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		9.35	m ²	指定 管理	第7号	有	未実施	添付	6	未実施		免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収			未発生		担保され ている
高野台デイ サービスセン ター	建物	居宅介護支援事業 所、訪問介護事業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		13.52	m ²	指定 管理	第7号	有	未実施	添付	6	未実施		免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収			未発生		担保され ている
光が丘高齢者 センター	建物	居宅介護支援事業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		12	m ²	指定 管理	第7号	有	未実施	添付	8	未実施		免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収			未発生		担保され ている
豊玉高齢者セ ンター	建物	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.96	m ²	指定 管理	第3号		未実施	添付	7	未実施		2,567					設定	守られ ている	徴収	子メーターから消費 量按分				担保され ている
富士見台作業 所	土地 建物	障害福祉サービス事 業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1,098.75	m ²	その 他	第7号	有	未実施	未添付	69	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成3年		担保され ている
東大泉作業所	土地 建物	障害福祉サービス事 業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		966.15	m ²	その 他	第7号	有	未実施	未添付	69	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成8年		担保され ている
練馬作業所	土地 建物	障害福祉サービス事 業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1,209.26	m ²	その 他	第7号	有	未実施	未添付	69	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成11年		担保され ている
豊玉作業所	土地 建物	障害福祉サービス事 業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		885.08	m ²	その 他	第7号	有	未実施	未添付	69	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成11年		担保され ている
中村作業所	土地 建物	障害福祉サービス事 業所、法人事務所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1,349.74	m ²	その 他	第7号	有	実施	添付	16	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成元年		担保され ている
精神障害者通 所訓練室	土地 建物	障害福祉サービス事 業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		404.36	m ²	その 他	第7号	有	未実施	未添付	69	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成12年		担保され ている
障害者就労支 援室	土地	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	その 他	第7号	有	未実施	未添付	71	未実施		997					設定	守られ ている	徴収	子メーターから消費 量按分				担保され ている
障害者就労支 援室	土地 建物	障害福祉サービス事 業所(移動清掃班の 詰所)	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		156.53	m ²	その 他	第7号	有	未実施	未添付	70	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成10年		担保され ている
中村橋区民セ ンター	土地	防災情報伝達自動販 売機等	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第7号	無	実施	添付	33	実施	毎月1回	1,010					設定	守られ ている	未徴収		未発生	平成17年		担保され ている

表 7

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数量・単位		施設の 運営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価	
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限	納期限 の遵守	徴収の 有無			算出方法
心身障害者福祉センター	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第7号	無	実施	添付	28	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円		担保されている
心身障害者福祉センター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第3号		実施	添付	21	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		担保されている
大泉総合福祉事務所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.08	m ²	直営	第3号		未実施	添付	71	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		担保されている
大泉総合福祉事務所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.2	m ²	直営	第3号		未実施	添付	67	未実施		7,743					設定	守られている	徴収	子メーターから消費 量按分		担保されている

7 健康福祉事業本部健康部 (24件)

豊玉保健相談所	土地 建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.65	m ²	直営	第3号		未実施	添付	110	未実施		628					設定	守られている	徴収	子メーターから消費 量按分		担保されている	
豊玉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	担保されている	
豊玉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	担保されている	
豊玉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	担保されている	
豊玉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	担保されている	
北保健相談所	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.68	m ²	直営	第3号		未実施	添付	13	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分	平成19年	担保されている	
北保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成19年	担保されている
北保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成19年	担保されている
光が丘保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
光が丘保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
石神井保健相談所	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.921	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	80	未実施		824					設定	守られている	徴収	親メーターによる 実績払い		担保されている	
石神井保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
石神井保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
石神井保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている

表 8

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段: 始期、下段: 終期)	1年超の場合の決定文書	使用物件の数量・単位		施設の運営形態	許可基準	第7号とした決定文書の有無	使用許可手続について				月額使用料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用の場合における当初の開始年度	合規性担保の評価	
						数量	単位				相手方調査	関係書類添付	許可書交付日数	実地調査		実施調査の頻度	減免理由	減免申請書の理由の記載	決定文書への可否判断等	継続使用の減免申請書	適正な納期限の遵守	徴収の有無	算出方法			未徴収の理由
石神井保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
石神井保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
関保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
関保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている

8 環境まちづくり事業本部環境部 (16件)

関町リサイクルセンター	建物	学習教室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		77.11	m ²	指定管理	第7号	有	未実施	添付	22	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
関町リサイクルセンター	建物	ボランティア・地域福祉推進コーナー	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		66.96	m ²	指定管理	第7号	有	未実施	添付	22	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
春日町リサイクルセンター	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第7号	有	未実施	添付	26	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている
豊玉リサイクルセンター	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第7号	有	未実施	添付	26	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている
田柄ストックヤード	建物	地デジアンテナ設置	(省略)	H23.6.10 H26.3.31	有	1	m ²	業務委託	第3号		未実施	添付	20	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載			未徴収		未発生			担保されている
資源循環センター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.95	m ²	業務委託	第3号		未実施	添付	6	未実施		2,553					設定	守られている	未徴収		免除	平成22年	担保されている
資源循環センター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.24	m ²	業務委託	第3号		未実施	添付	6	未実施		3,333					設定	守られている	未徴収		免除	平成22年	担保されている
練馬清掃事務所	土地建物	自動販売機等	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3.154	m ²	直営	第3号		未実施	添付	36	実施	その他(随時)	8,200					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
練馬清掃事務所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		35.99	m ²	直営	第7号	有	実施	添付	50	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
練馬清掃事務所 桜台分室	土地	自動販売機等	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.86	m ²	業務委託	第3号		実施	添付	32	実施	その他(随時)	920					設定	守られている	未徴収		未発生	平成22年	担保されている

表 9

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数量・単位		施設 の運 営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について			月額使用 料	減免について			納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価				
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数		実地調査	実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限 の遵守			納期限 の遵守	徴収の 有無	算出方法	未徴収 の理由
石神井清掃事務所	土地建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		5.342	m ²	直営	第3号		未実施	添付	40	未実施		3,432					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成21年	担保されている
石神井清掃事務所	土地建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3.41	m ²	直営	第3号		未実施	添付	40	未実施		2,190					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成23年	担保されている
石神井清掃事務所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		38.64	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	12	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	その他(使用面積から按分し3/8を乗じる)		平成12年	担保されている
谷原清掃事業所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2.247	m ²	直営	第3号		実施	添付	15	実施	その他(随時)	5,813					未設定		徴収	子メーターから消費量按分		平成24年	担保されている
谷原清掃事業所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		19.2	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	13	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
谷原清掃事業所	建物	たばこ自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.392	m ²	直営	第3号		実施	添付	13	実施	その他(随時)	1,013					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成24年	担保されている

9 環境まちづくり事業本部都市整備部(4件)

練馬住宅	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	m ²	業務委託	第7号	有	実施	添付	15	実施	4半期に1回	1,890					設定	守られている	未徴収			未発生		担保されている
小竹住宅	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	m ²	業務委託	第7号	有	実施	添付	15	実施	4半期に1回	1,875					設定	守られている	未徴収			未発生		担保されている
江古田駅南北自由通路	建物	案内板設置	(省略)	H23.7.1 H28.6.30	有	34	箇所	その他	第7号	有	未実施	添付	0	実施	年1回	免除	特に必要有		記載				未徴収			未発生		担保されている
江古田駅南北自由通路	建物	広告板設置	(省略)	H23.7.1 H28.6.30	有	32	箇所	その他	第7号	有	未実施	添付	0	実施	年1回	免除	特に必要有		記載				未徴収			未発生		担保されている

10 教育委員会事務局教育振興部(21件)

光が丘春の風小学校	建物	案内板設置	(省略)	H22.4.1 H27.3.31	有	1	基	直営	第7号	有	実施	添付	8	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収			未発生	昭和62年	担保されている
総合教育センター	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m ²	直営	第7号	無	未実施	添付	12	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円				担保されている
総合教育センター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.65	m ²	直営	第3号		未実施	添付	18	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分				担保されている
光が丘図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円				担保されている
光が丘図書館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.44682	m ²	業務委託	第3号		未実施	添付	17	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分				担保されている
練馬図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円				担保されている
石神井図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円				担保されている
石神井図書館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.569	m ²	業務委託	第3号		未実施	添付	116	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	親メーターによる実績払い				担保されている

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始期、下段:終期)	1年超の場合の 決定文書	使用物件の数量・単位		施設の運営形態	許可基準	第7号 とした 決定文書の有 無	使用許可手続について				月額使用料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限	納期限 の遵守	徴収の 有無			算出方法	未徴収 の理由
平和台図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	コピー1枚当たり 0.3円		担保されている
平和台図書館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.336	m ²	業務委託	第3号		実施	添付	30	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	子メーターから消費 量按分		担保されている
大泉図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	コピー1枚当たり 0.3円		担保されている
大泉図書館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.74	m ²	指定管理	第3号		未実施	添付	17	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	子メーターから消費 量按分		担保されている
関町図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	コピー1枚当たり 0.3円		担保されている
貫井図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	コピー1枚当たり 0.3円		担保されている
稲荷山図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	コピー1枚当たり 0.3円		担保されている
小竹図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	コピー1枚当たり 0.3円		担保されている
南大泉図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	コピー1枚当たり 0.3円		担保されている
春日町図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	コピー1枚当たり 0.3円		担保されている
春日町図書館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.91	m ²	指定管理	第3号		未実施	添付	17	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	子メーターから消費 量按分		担保されている
南田中図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第7号	無	未実施	添付	5	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	コピー1枚当たり 0.3円		担保されている
南田中図書館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.6	m ²	指定管理	第3号		未実施	添付	17	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	子メーターから消費 量按分		担保されている

11 教育委員会事務局こども家庭部(11件)

春日町児童館	建物	心身障害児の生活指導訓練、保育活動	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		147.02	m ²	直営	第7号	無	未実施	添付	17	未実施		免除	特に必要有	未記載	記載	提出				徴収	使用器具から按分		担保されている	
南田中児童館	建物	心身障害児の生活指導訓練、保育活動	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		111.6	m ²	直営	第7号	無	未実施	添付	14	未実施		免除	特に必要有	未記載	記載	提出				徴収	使用器具から按分		担保されている	
大泉第一小学校	建物	保育所	(省略)	H22.4.1 H27.3.31	有	248.05	m ²	その他	第7号	有	実施	添付	29	実施	その他 (貸付期間内に1回以上)	免除	特に必要有	記載	記載	提出				徴収	子メーターから消費 量按分	平成12年	担保されている	
上石神井北小学校	土地建物	保育所	(省略)	H20.4.1 H25.3.31	有	1,276.05	m ²	その他	第7号	有	実施	添付	48	実施	その他 (貸付期間内に1回以上)	免除	特に必要有	記載	記載	提出				未徴収		未発生	平成15年	担保されている
旭丘中学校	建物	保育所	(省略)	H22.4.1 H27.3.31	有	405	m ²	その他	第7号	有	実施	添付	29	実施	その他 (貸付期間内に1回以上)	免除	特に必要有	記載	記載	提出				未徴収		未発生	平成12年	担保されている

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数 量・単位		施設 の運 営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限	納期限 の遵守	徴収の 有無			算出方法	未徴収 の理由
春日町青少年 館	土地	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.9	m ²	直営	第7号	有	未実施	添付	87	未実施		906					設定	守られ ている	未徴収		未発生		担保され ている
春日町青少年 館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第7号	有	未実施	添付	93	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保され ている
春日町青少年 館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	直営	第3号		未実施	添付	100	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
南大泉青少年 館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務 委託	第7号	有	未実施	添付	93	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保され ている
南大泉青少年 館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務 委託	第3号		未実施	添付	100	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
練馬子ども家 庭支援セン ター分室	土地	防犯カメラ取り付け 用支柱の設置	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.16	m ²	業務 委託	第7号	有	未実施	添付	0	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保され ている

施設名	用途	行政財産の活用状況等について			行政財産の貸付けについて			駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の販売状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否	

1 危機管理室（5件）

南大泉備蓄倉庫	防災情報伝達自動販売機	その他（防災情報等の周知）	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	一部可能		担保されている
練馬区消防施設（練馬三丁目）	防災情報伝達自動販売機	その他（防災情報等の周知）	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	一部可能		担保されている
高松防災広場	防災情報伝達自動販売機	その他（防災情報等の周知）	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	一部可能		担保されている
大泉学園町防災広場	防災情報伝達自動販売機	その他（防災情報等の周知）	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	一部可能		担保されている
桜台六丁目防災井戸	物置設置	特になし	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	なし									担保されている

2 総務部（40件）

練馬区役所	訪問看護ステーション	利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	有料有	155		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
練馬区役所	募金箱	その他（募金の周知、団体への協力）															担保されている
練馬区役所	事務室	利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	コピー機	利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	食堂	歳入の確保 利用者の利便性向上 利用者の増															担保されている
練馬区役所	ATM	歳入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	ATM	歳入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	証明用写真機	利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	喫茶コーナー	利用者の増															担保されている
練馬区役所	事務室	利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	ATM	歳入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	事務室	歳入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	広告付き周辺案内図設置	歳入の確保 利用者の利便性向上 利用者の増															担保されている

施設名	用途	行政財産の活用状況等について		行政財産の貸付けについて				駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価		
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否		一般競争入札による貸付制度導入の可否	指定管理者が設置している場合の使用料・光熱水費の徴収状況
練馬区役所	自動販売機	利用者の利便性向上														担保されている	
練馬区役所	自動販売機	利用者の増														担保されている	
練馬区役所	自動販売機	利用者の利便性向上														担保されている	
練馬区役所	自動販売機	利用者の利便性向上														担保されている	
練馬区役所	たばこ自動販売機	利用者の利便性向上														担保されている	
練馬区役所	食堂	利用者の増														担保されている	
練馬区役所	自動販売機	利用者の利便性向上														担保されている	
練馬区役所	売店	利用者の利便性向上 利用者の増														担保されている	
練馬区役所	展示販売	利用者の増														担保されている	
練馬区役所	事務室	その他（協力関係の維持）														担保されている	
石神井庁舎	防災情報伝達自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	有料有	58		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
石神井庁舎	募金箱	その他（募金の周知、団体への協力）															担保されている
石神井庁舎	コピー機	利用者の利便性向上															担保されている
石神井庁舎	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている
石神井庁舎	自動販売機および出張販売	蔵入の確保 その他（職員の利便性の向上）															担保されている
石神井庁舎	事務室	その他（協力関係の維持）															担保されている
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上															担保されている
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	19	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上															担保されている
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上															担保されている
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上															担保されている

表 14

施設名	用途	行政財産の活用状況等について		行政財産の貸付けについて				駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価		
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否		一般競争入札による貸付制度導入の可否	指定管理者が設置している場合の使用料・光熱水費の徴収状況
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上															担保されている
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上															担保されている
職員研修所	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所第二駐車場	倉庫	その他（協力関係の維持）	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	2	施設の特性上有料化になじまない	不可能						担保されている
情報公開室	倉庫	利用者の利便性向上															担保されている
情報公開室	コピー機	利用者の利便性向上 その他（区民サービスの確保）	無	知っている	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	なし									担保されている
練馬豊玉中職員寮	防災情報伝達自動販売機	利用者の利便性向上 その他（防災情報等の周知）	無	知っている	知っている	可能	予定なし	なし				把握していない	無	可能	可能		担保されている

3 区民生活事業本部区民部（9件）

第二出張所	防災情報伝達自動販売機	その他（災害時の情報伝達、飲料水の確保）	無	知らない	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	2	施設の特性上有料化になじまない・有料化しても需要が見込めない	不可能	把握していない	無	一部可能	一部可能		担保されている
関出張所	コインコピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	13	検討したことがない	一部可能			不可能	不可能		担保されている
上石神井出張所	防災情報伝達自動販売機	その他（災害時の情報伝達、飲料水の確保）	無	知らない	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	4	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	一部可能	一部可能		担保されている
光が丘区民センター	防災情報伝達自動証明写真機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
光が丘区民センター	喫茶コーナー	利用者の利便性向上															担保されている
光が丘区民センター	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	有料有	30		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
光が丘区民センター	事務室	蔵入の確保															担保されている
光が丘区民センター	コピー機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
関区民センター	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	13	検討したことがない	一部可能	把握していない	無	一部可能	一部可能		担保されている

施設名	用途	行政財産の活用状況等について			行政財産の貸付けについて			駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否	

4 区民生活事業本部産業経済部（8件）

石神井公園区民交流センター	事務室	利用者の利便性向上 その他（高齢者の就業・社会参加支援の場の提供）	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	なし						有 （飲料水）	不可能	不可能		担保されている
石神井公園区民交流センター	コピー機	利用者の利便性向上																担保されている
勤労福祉会館	防災情報伝達自動販売機	蔵入の確保																担保されている
勤労福祉会館	看板設置	蔵入の確保																担保されている
勤労福祉会館	食堂	蔵入の確保																担保されている
勤労福祉会館	自動販売機	蔵入の確保	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	5	有料化しても需要が見込めない	不可能	把握していない	無	不可能	不可能	光熱水費のみ	担保されている	
勤労福祉会館	コピー機	利用者の利便性向上																担保されている
勤労福祉会館	自動販売機	蔵入の確保																担保されている

5 区民生活事業本部地域文化部（54件）

早宮地区区民館	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	2	障害者用駐車スペースしかない	不可能	把握していない	無	不可能	不可能		わからない
北町第二地区区民館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし					無	不可能	不可能		わからない
旭町南地区区民館	コピー機	利用者の利便性向上															わからない
旭町南地区区民館	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	有料有	3		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		わからない
光が丘地区区民館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	3	障害者用駐車スペースしかない	不可能		無	不可能	不可能		わからない
練馬文化センター	事務室	利用者の利便性向上															担保されている
練馬文化センター	自動販売機	利用者の利便性向上 その他（指定管理料の抑制）	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	無料有	20	その他	不可能	把握している	無	不可能	不可能	使用料のみ	担保されている
大泉学園ホール	自動販売機	利用者の利便性向上 その他（指定管理料の抑制）	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握している	無	不可能	不可能	使用料のみ	担保されている

施設名	用途	行政財産の活用状況等について		行政財産の貸付けについて				駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価		
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否		一般競争入札による貸付制度導入の可否	指定管理者が設置している場合の使用料・光熱水費の徴収状況
石神井公園ふるさと文化館	看板設置	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	6	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	有 (飲料水)	不可能	不可能		担保されている
石神井公園ふるさと文化館	自動販売機等	利用者の利便性向上															担保されている
石神井公園ふるさと文化館	食堂	蔵入の確保 利用者の利便性向上 利用者の増															担保されている
石神井公園ふるさと文化館	コピー機	利用者の利便性向上															担保されている
生涯学習センター	防災情報伝達自動販売機	利用者の利便性向上 その他(防災情報等の周知)	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	6	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	可能	可能		担保されている
生涯学習センター	自動販売機	利用者の利便性向上 その他(知的障害者社会自立への寄与)												不可能	不可能		担保されている
生涯学習センター	喫茶コーナー	利用者の利便性向上 その他(知的障害者社会自立への寄与)												担保されている			
総合体育館	防災情報伝達自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	137		不可能	把握していない	無	可能	一部可能		わからない
総合体育館	事務室	利用者の増															わからない
総合体育館	事務室	利用者の増															わからない
総合体育館	自動販売機	利用者の利便性向上															わからない
光が丘体育館	事務室	利用者の増	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	15		不可能	把握していない	無	可能	不可能		担保されている
光が丘体育館	売店	利用者の利便性向上															担保されている
光が丘体育館	プール用品自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている
光が丘体育館	コピー機	利用者の利便性向上															担保されている
光が丘体育館	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている
桜台体育館	事務室	利用者の利便性向上 利用者の増	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし			不可能	無	可能	一部可能		わからない	
桜台体育館	自動販売機	利用者の利便性向上														わからない	

表 17

施設名	用途	行政財産の活用状況等 目的外使用による効果	行政財産の活用状況等について				行政財産の貸付けについて				駐車場について				自動販売機について				行政財産の有効活用および 蔵入確保の評価
			有効に活用されていないと 考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産 の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を 進めている自治体があること	貸付けへの切 替への可否	行政財産の貸 付けの検討状 況	駐車場の 有無	台数	有料化してい ない理由	貸付制度導 入の可否	自動販売機の 売上状況	新規設置の問 合せ状況	公募制導入の 可否	一般競争入札 による貸付制 度導入の可否	指定管理者が設 置している場合 の使用料・光熱 水費の徴収状況			
上石神井体育館	事務室・倉庫	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	有料有	7		一部可能	把握していない	有 (飲料水、水 泳用品)	可能	可能	両方とも徴収	担保されている		
上石神井体育館	プール用品自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている		
上石神井体育館	コピー機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている		
上石神井体育館	自動販売機等	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている		
平和台体育館	事務室等	利用者の利便性向上 利用者の増	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	13		一部可能	把握していない	無	可能	一部可能	両方とも徴収	担保されている		
平和台体育館	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている		
平和台体育館	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている		
大泉学園町体育館	事務室	その他（相手方の組織 的活動の整備）	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	23		不可能	把握していない	無	可能	不可能		わからない		
大泉学園町体育館	売店	利用者の利便性向上															わからない		
大泉学園町体育館	自動販売機	利用者の利便性向上															わからない		
三原台温水プール	自動販売機	利用者の利便性向上 その他（障害者福祉に 寄与）	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	12		不可能	把握していない	無	可能	不可能		担保されていない		
三原台温水プール	自動販売機	利用者の利便性向上 その他（障害者福祉に 寄与）															担保されていない		
北大泉野球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	17		不可能	把握していない	無	可能	不可能		わからない		
東台野球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	17		不可能	把握していない	無	可能	不可能		担保されている		
学田公園野球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	一部可能		担保されている		
大泉学園少年野球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	不可能		わからない		
土支田庭球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	18		不可能	把握していない	無	可能	不可能		わからない		
豊玉中公園庭球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	一部可能		担保されている		
夏の雲公園庭球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	不可能		担保されている		

表 18

施設名	用途	行政財産の活用状況等について			行政財産の貸付けについて				駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価	
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否	一般競争入札による貸付制度導入の可否		指定管理者が設置している場合の使用料・光熱水費の徴収状況
大泉さくら運動公園	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	112		不可能	把握していない	無	可能	不可能		わからない
大泉さくら運動公園	自動販売機	利用者の利便性向上															わからない
大泉学園町希望が丘公園運動場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	11		不可能	把握していない	無	可能	不可能		わからない
(仮)練馬総合運動場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	無料有	約120	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	可能	不可能		担保されている
(仮)練馬総合運動場	自動販売機	利用者の利便性向上				貸付けにはなじまない											担保されている
公園予定地(元日本銀行石神井運動場)	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	不可能		担保されている
中村南スポーツ交流センター	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている
中村南スポーツ交流センター	事務室	利用者の利便性向上 利用者の増	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	28		一部可能	把握していない	無	可能	一部可能	両方とも徴収	担保されている
中村南スポーツ交流センター	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている

6 健康福祉事業本部福祉部 (18件)

練馬デイサービスセンター	居宅介護支援事業所	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	検討予定	無料有	8	施設の特性上有料化になじまない	可能		無	可能	可能		わからない
錦デイサービスセンター	居宅介護支援事業所	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	検討予定	なし					無	可能	可能		わからない
高野台デイサービスセンター	居宅介護支援事業所、訪問介護事業所	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	検討予定	無料有	7	施設の特性上有料化になじまない	可能		無	可能	可能		わからない
光が丘高齢者センター	居宅介護支援事業所	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	検討予定	無料有	32(区民センター全体の駐車場)	施設の特性上有料化になじまない	可能		無	可能	可能		わからない
豊玉高齢者センター	防災情報伝達自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	検討予定	無料有	1	施設の特性上有料化になじまない	可能	把握していない	無	可能	可能		わからない
富士見台作業所	障害福祉サービス事業所	その他(障害者福祉サービスの充実)	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	検討した	無料有	4	施設の特性上有料化になじまない	不可能		無	一部可能	一部可能		担保されている
東大泉作業所	障害福祉サービス事業所	その他(障害者福祉サービスの充実)	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	検討した	無料有	2	施設の特性上有料化になじまない	不可能		無	一部可能	一部可能		担保されている
練馬作業所	障害福祉サービス事業所	その他(障害者福祉サービスの充実)	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	検討した	無料有	5	施設の特性上有料化になじまない	不可能		無	一部可能	一部可能		担保されている
豊玉作業所	障害福祉サービス事業所	その他(障害者福祉サービスの充実)	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	検討した	無料有	2	施設の特性上有料化になじまない	不可能		無	一部可能	一部可能		担保されている

施設名	用途	行政財産の活用状況等について			行政財産の貸付けについて			駐車場について			自動販売機について					行政財産の有効活用および蔵入確保の評価
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否	一般競争入札による貸付制度導入の可否	
中村作業所	障害福祉サービス事業所、法人事務所	その他（障害者福祉サービスの充実）	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	検討した	無料有	3	施設の特性上有料化になじまない	不可能		無	一部可能	一部可能	担保されている
精神障害者通所訓練室	障害福祉サービス事業所	その他（障害者福祉サービスの充実）	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	検討した	なし					無	一部可能	一部可能	担保されている
障害者就労支援室	防災情報伝達自動販売機	蔵入の確保	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	3	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	一部可能	一部可能	担保されている
障害者就労支援室	障害福祉サービス事業所（移動清掃班の詰所）	その他（障害者福祉サービスの充実）				貸付けにはなじまない	検討した									担保されている
中村橋区民センター	防災情報伝達自動販売機等	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	14	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	不可能	不可能	担保されている
心身障害者福祉センター	コピー機	利用者の利便性向上														担保されている
心身障害者福祉センター	自動販売機	利用者の利便性向上														担保されている
大泉総合福祉事務所	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	不可能	不可能	わからない
大泉総合福祉事務所	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上												可能	可能	担保されている

7 健康福祉事業本部健康部（24件）

豊玉保健相談所	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	有 (飲料水)	可能	可能	担保されている
豊玉保健相談所	展示販売	利用者の利便性向上														担保されている
豊玉保健相談所	展示販売	利用者の利便性向上														担保されている
豊玉保健相談所	展示販売	利用者の利便性向上														担保されている
豊玉保健相談所	展示販売	利用者の利便性向上														担保されている
豊玉保健相談所	展示販売	利用者の利便性向上														担保されている
北保健相談所	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	3	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	不可能	不可能	わからない
北保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）														わからない
北保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）														わからない

施設名	用途	行政財産の活用状況等 目的外使用による効果	行政財産の活用状況等について				行政財産の貸付けについて				駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および 蔵入確保の評価
			有効に活用され ていないと考 えるスペース の有無	自治法改正に よる行政財産 の貸付け範囲 の拡大	行政財産の有 効活用等を進 めている自治 体があること	貸付けへの切 替への可否	行政財産の貸 付けの検討状 況	駐車場の有 無	台数	有料化してい ない理由	貸付制度導 入の可否	自動販売機の 売上状況	新規設置の問 合せ状況	公募制導入の 可否	一般競争入札 による貸付制 度導入の可否	指定管理者が設 置している場合 の使用料・光熱 水費の徴収状況		
光が丘保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	有料有	30		不可能		無	不可能	不可能		わからない	
光が丘保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）															わからない	
石神井保健相談所	防災情報伝達自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	2	施設の特性上 有料化になじ まない	不可能	把握してい ない	無	不可能	不可能		わからない	
石神井保健相談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
石神井保健相談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
石神井保健相談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
石神井保健相談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
石神井保健相談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
石神井保健相談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
石神井保健相談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
大泉保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	4	施設の特性上 有料化になじ まない・近隣 等の関係上有 料化できない	不可能		無	可能	可能		担保されてい ない	
大泉保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）															担保されてい ない	
大泉保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）															担保されてい ない	
大泉保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）															担保されてい ない	
大泉保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）															担保されてい ない	
大泉保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）															担保されてい ない	
関保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	4	施設の特性上 有料化になじ まない	不可能		無	可能	可能		担保されてい ない	
関保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）															担保されてい ない	

8 環境まちづくり事業本部環境部（16件）

関町リサイクルセンター	学習教室	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	0	障害者用駐車スペースしかない	不可能		無	不可能	不可能		担保されてい ない
関町リサイクルセンター	ボランティア・地域福祉推進コーナー	利用者の利便性向上															担保されてい ない
春日町リサイクルセンター	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	1	近隣等の関係上 有料化できない	不可能		無	不可能	不可能	光熱水費のみ	担保されてい ない
豊玉リサイクルセンター	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	0	障害者用駐車スペースしかない	不可能		無	不可能	不可能	光熱水費のみ	担保されてい ない

施設名	用途	行政財産の活用状況等 目的外使用による効果	行政財産の活用状況等について				行政財産の貸付けについて				駐車場について				自動販売機について				行政財産の有効活用および 蔵入確保の評価
			有効に活用されて いないと考えるスペース の有無	自治法改正による行政財産 の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を 進めている自治体があること	貸付けへの切 替への可否	行政財産の貸 付けの検討状況	駐車場の 有無	台数	有料化してい ない理由	貸付制度導 入の可否	自動販売機の 売上状況	新規設置の問 合せ状況	公募制導入の 可否	一般競争入札 による貸付制 度導入の可否	指定管理者が設 置している場合 の使用料・光熱 水費の徴収状況			
田柄ストックヤード	地デジアンテナ設置	その他（委託業者作業員の福利厚生の上）	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	なし						無	不可能	不可能		担保されていない	
資源循環センター	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	無料有	6	検討したことがない	不可能	把握していない	無	一部可能	一部可能		担保されている		
資源循環センター	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている		
練馬清掃事務所	自動販売機等	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	可能		わからない		
練馬清掃事務所	事務室	利用者の利便性向上															担保されている		
練馬清掃事務所 桜台分室	自動販売機等	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	無料有	10	検討したことがない	不可能	把握していない	無	可能	可能		担保されている		
石神井清掃事務所	自動販売機	利用者の利便性向上 その他（熱中症の予防効果）	無	知っている	知っている	可能	予定なし	無料有	2	施設特性上 有料化になじまない	不可能	把握していない	有 （飲料水、食品・日用品）	可能	可能		担保されている		
石神井清掃事務所	事務室	利用者の利便性向上															担保されている		
谷原清掃事業所	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている		
谷原清掃事業所	事務室	特になし	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	なし				把握していない	無	不可能	不可能		担保されている		
谷原清掃事業所	たばこ自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている		

9 環境まちづくり事業本部都市整備部（4件）

練馬住宅	防災情報伝達自動販売機	利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
小竹住宅	防災情報伝達自動販売機	利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
江古田駅南北自由通路	案内板設置	利用者の利便性向上															担保されている
江古田駅南北自由通路	広告板設置	その他（自由通路の適正な維持管理）	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	なし					無	不可能	不可能		担保されている

施設名	用途	行政財産の活用状況等について		行政財産の貸付けについて				駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否	

10 教育委員会事務局教育振興部（21件）

光が丘春の風小学校	案内板設置	利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	なし					無	不可能	不可能		わからない
総合教育センター	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	19		不可能	把握していない	無	一部可能	一部可能		わからない
総合教育センター	自動販売機	利用者の利便性向上															
光が丘図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
光が丘図書館	自動販売機	利用者の利便性向上															
練馬図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能						担保されている
石神井図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
石神井図書館	自動販売機	利用者の利便性向上															
平和台図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
平和台図書館	自動販売機	利用者の利便性向上															
大泉図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
大泉図書館	自動販売機	利用者の利便性向上															
関町図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能						担保されている
貫井図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能						担保されている
稲荷山図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能						担保されている
小竹図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし									担保されている
南大泉図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能						担保されている
春日町図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
春日町図書館	自動販売機	利用者の利便性向上															

施設名	用途	行政財産の活用状況等について			行政財産の貸付けについて			駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価		
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否		一般競争入札による貸付制度導入の可否	指定管理者が設置している場合の使用料・光熱水費の徴収状況
南田中図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0	障害者用駐車スペースしかない	不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
南田中図書館	自動販売機	利用者の利便性向上				貸付けにはなじまない											光熱水費のみ

11 教育委員会事務局こども家庭部（11件）

春日町児童館	心身障害児の生活指導訓練、保育活動	利用者の利便性向上 利用者の増	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし									担保されている
南田中児童館	心身障害児の生活指導訓練、保育活動	利用者の利便性向上 利用者の増	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし									担保されている
大泉第一小学校	保育所	利用者の増	無	知っている	知らない	わからない	予定なし	なし									わからない
上石神井北小学校	保育所	利用者の増	無	知っている	知らない	わからない	予定なし	なし									わからない
旭丘中学校	保育所	利用者の増	無	知っている	知らない	わからない	予定なし	なし									わからない
春日町青少年館	防災情報伝達自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	有料有	8		一部可能	把握していない	無	可能	可能		担保されている
春日町青少年館	コピー機	利用者の利便性向上															担保されている
春日町青少年館	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
南大泉青少年館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	可能		担保されている
南大泉青少年館	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
練馬子ども家庭支援センター分室	防犯カメラ取り付け用支柱の設置	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	なし					無	不可能	不可能		担保されていない

平成24年度(2012年度)
練馬区監査結果報告集

平成25年9月発行

編集・発行 練馬区監査事務局

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話03(5984)4729